

国指定
史跡斎場御嶽
名勝アマミクヌムイ斎場嶽（斎場御嶽）
整備基本計画書



令和4年3月
南城市教育委員会

序 文

斎場御嶽は、琉球王国の最高神女である聞得大君の就任儀礼「御新下り」が行われていた琉球王国最高の聖地です。昭和 30(1955)年 1 月 7 日に琉球政府指定の史跡、名勝、日本復帰後の昭和 47(1972)年 5 月 15 日に国指定史跡となりました。その後平成 4(1992)年に『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』が策定され、現在の姿に整備が行われました。

平成 12(2000)年には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産として世界遺産に登録され、来訪者も増加し、平成 24 年度には約 44 万人を数えました。それに伴いオーバーユースの問題も指摘され始め、時代にあった保存活用計画の策定が望まれるようになりました。

平成 30(2018)年 3 月に『国指定史跡斎場御嶽保存活用計画』が策定され、同年 10 月には、国指定名勝アマミクヌムイの構成資産に追加指定されるとともに、ウローカーや砲台跡を含む東側参道一帯も国指定史跡となりました。

本整備基本計画書は、保存活用計画で示された方向性を基本としながら、最新の状況を踏まえ、斎場御嶽の今後の整備の進め方について検討を重ね、その成果をまとめたものです。

地域の貴重な歴史文化遺産である斎場御嶽を、次世代へと伝えていくため適切に保存し活用していくことは、私たちに課せられた責務です。今後はこの計画書に基づき、保存と整備に努め、市民をはじめ多くの方々に親しまれるよう、活用を図ってまいりたいと存じます。

結びになりましたが、本整備基本計画書の策定にあたり、整備委員の先生方をはじめ、文化庁並びに沖縄県教育庁文化財課から貴重なご指導、ご助言を賜りました。また、地域の皆様をはじめ、ご理解とご協力をいただきました関係者の皆様方に心から厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

南城市教育委員会
教育長 上原 廣子

例　言

- 1 本書は、沖縄県南城市に所在する国指定史跡斎場御嶽・国指定名勝アマミクヌムイ斎場嶽（斎場御嶽）の整備計画書である。
- 2 本整備基本計画策定事業は、南城市教育委員会文化課が主体となり、令和 3 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した。
- 3 本計画は、策定にあたり設置した「斎場御嶽整備委員会」における協議によってまとめられたものである。
- 4 「史跡等保存活用計画－標準となる構成／作成の留意点－」（『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』参考資料 各計画の要綱、文化庁文化財部記念物課、平成 27 年 3 月）の内容を踏まえた検討を行った。
- 5 計画策定にあたり、文化庁及び沖縄県教育庁文化財課から、多大なご協力とご助言をいただいた。
- 6 計画策定に係る事務は、「斎場御嶽整備委員会」における協議結果を踏まえ、南城市教育委員会文化課が担当し、関連業務の一部を株式会社ブレック研究所に委託した。

目次

第Ⅰ章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯	1
2. 計画策定の目的	3
3. 計画期間	3
4. 委員会の設置	3
(1) 検討のフロー	3
(2) 委員会の設置	4
5. 関連計画との関係	5
(1) 本計画の位置づけ	5
(2) 関連計画の概要	5

第Ⅱ章 計画地の現状

1. 自然的環境	26
(1) 位置・地勢	26
(2) 気候	28
(3) 植生	29
(4) 動物	32
2. 歴史的環境	33
(1) 南城市的歴史	33
(2) 斎場御嶽の歴史	37
(3) これまでの調査、整備履歴の概要	44
(4) 斎場御嶽周辺に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産	47
3. 社会的環境	52
(1) 人口・世帯数	52
(2) 産業	53
(3) 土地利用・交通	54
(4) 土地所有の状況	56
(5) 法令、条例の適用状況	57
(6) 地域住民等との関わり	61

第Ⅲ章 文化財指定等の概要及び現状と課題

1. 文化財指定の概要	62
(1) 琉球政府による指定	62
(2) 日本国政府による指定	63
2. 世界遺産登録の概要	68
(1) 顕著な普遍的価値の言明	68
(2) 斎場御嶽の説明	70
3. 斎場御嶽の本質的価値	72
(1) 斎場御嶽の文化財指定等のポイント	72
(2) 斎場御嶽の本質的価値及び保存活用整備の目標・将来像	73
4. 斎場御嶽の保存管理と活用に関わる構成要素	74

(1) 構成要素の整理	74
(2) 斎場御嶽の構成要素の概要	78
5. 構成要素等の課題	85
(1) 平成13(2001)年度整備当時と現在の状況	85
(2) サイン類の状況	89
(3) 公有地化の状況	90
6. 公開活用のための諸条件の把握	91
(1) 活用状況	91
(2) 情報発信の状況	91
(3) 管理運営面の状況	91
(4) 久手堅地区住民の意見等	92
7. 広域間連整備計画	93
8. 課題の整理	93

第4章 基本方針

1. 基本理念	94
2. 基本方針	95

第5章 整備基本計画

1. 全体計画及び地区区分計画	96
(1) 整備にあたっての実施方針	96
(2) 地区区分及び地区別方針	97
2. 遺構保存に関する計画	101
3. 案内・解説に関する計画	102
4. 安全管理・防犯対策に関する計画	102
5. 周辺地域の環境保全に関する計画	103
6. 地域全体における関連文化財等との有機的な活用整備に関する計画	103
7. 整備事業に必要となる調査等に関する計画	104
8. 公開・活用に関する計画	105
9. 管理・運営に関する計画	105
10. 事業計画	108

【巻末資料】

1. 整備前の状況	113
2. 参考文献・資料	116

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯

斎場御嶽は、沖縄開闢の神「アマミク」創生との伝承があり、沖縄第一の聖地として知られる“御嶽”である。琉球王国時代、特に第二尚氏の代には、「アマミク」の聖地の一つとして国王による巡幸巡礼が行われ、琉球王国最高位の女神官である聞得大君の「御新下り」が行われるなど、琉球最高の聖域であり、現在でも多くの人々が礼拝へと訪れる。

明治 12（1879）年に琉球処分が行われ、斎場御嶽において国家的な祭祀が行われることはなくなったが、琉球王国により行われていた様々な行事の一部が庶民に引き継がれ、「東御廻り」の巡拝地として尊ばれ、守られていった。その後、明治 39（1906）年に所有権が知念村に移って以降、第二次世界大戦による被害等を経て、昭和 30（1955）年 1 月 7 日に琉球政府の史跡、名勝指定がなされ、日本復帰後の昭和 47（1972）年 5 月 15 日に国指定史跡となった。

指定当時、戦後数十年を経て参道は所々損壊し、戦争による岩塊や樹木が参道を遮るなど、通行にも支障をきたしている状況であった。このような状況を早急に解決してほしいという声が高まり、平成 4（1992）年度に『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』が策定され、平成 6（1994）年度より整備事業が開始された。整備事業では、不発弾・岩塊の撤去、発掘調査、動植物調査、参道等の整備、説明板の設置等が行われ、斎場御嶽のよりよい来訪環境が整えられた。さらに、かつては斎場御嶽に入る前に身を清めたとされるウローカーについても一部発掘調査が行われている。

その一方で、斎場御嶽は、沖縄の歴史文化を物語る遺産として、観光や地域振興の担い手ともなってきた。平成 12（2000）年には、斎場御嶽を構成資産とする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界遺産一覧表に記載された。世界遺産登録以降、斎場御嶽への来訪者は増加傾向にあり、近年は毎年 40 万人に上る。また、「東御廻り」についても、巡拝だけでなく、癒しや健康増進を兼ねたレクリエーションとして活用されるようになってしまった。

このように沖縄第一の聖地、史跡、世界遺産、観光・地域振興の担い手、という多様な側面を持つ斎場御嶽について、行政、県民・市民、観光客など様々な関係者が知り、守り、磨き、活かすために、斎場御嶽の保存と活用に関する事項を明確にするため、平成 30（2018）年 3 月に「斎場御嶽保存活用計画」が策定され、同年 10 月には、国指定名勝「アマミクヌムイ」の構成資産として追加指定されるとともに、ウローカーや砲台跡を含む東側参道一帯も国指定史跡となった。

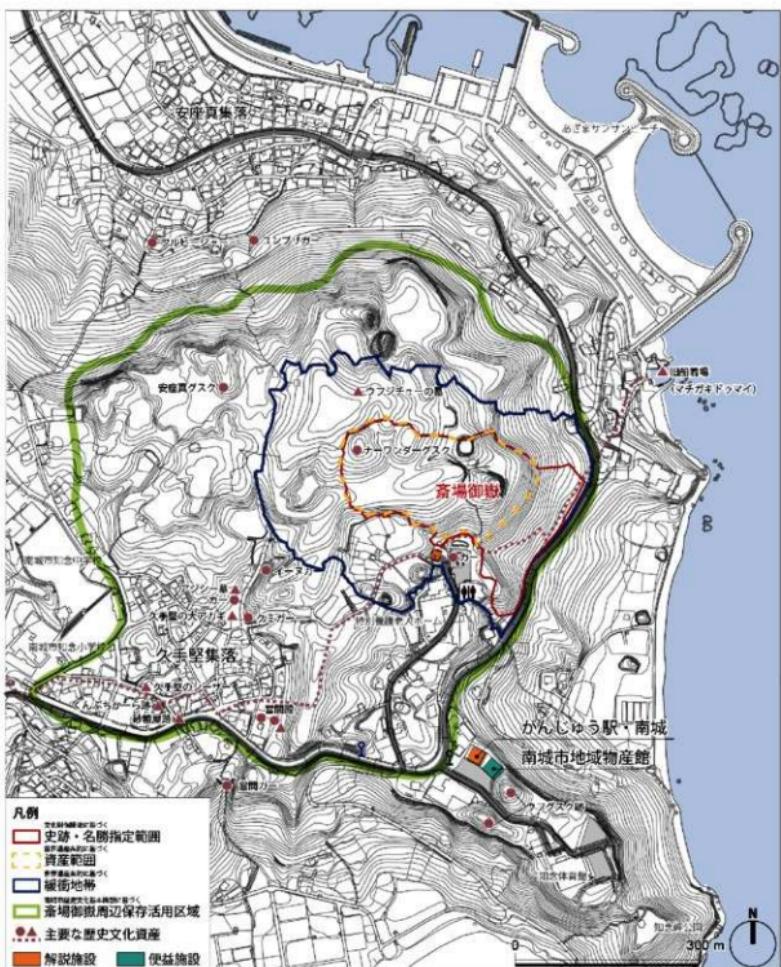


図 1-1 計画の対象範囲

2. 計画策定の目的

斎場御嶽は、保存活用計画において保存活用及び整備についての方向性が示された一方で、保存活用計画策定時から課題となっている「参道石畳の踏圧等による劣化」「雨水による土砂流亡」「祈りの場としての空間保護と適切な活用」とともに、ツルヒヨドリに代表される「外来植物の繁茂」や樹木成長に伴う「根上」、老朽による「倒木」等も見られる。さらには来訪者による「祈りの妨げ」や「香炉の破損」、「転倒事故」等、新たな課題も生じている。

このため、保存活用計画で示された整備の方向性を基本としながら、最新の状況を踏まえ、斎場御嶽の今後の整備の進め方を定めることを目的に『斎場御嶽整備基本計画』を策定する。

3. 計画期間

斎場御嶽整備基本計画（以下「本計画」という。）の計画期間は、令和4（2020）年度から令和13（2031）年度までの10年間とする。なお、事業等の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、適宜見直しを行う。

4. 委員会の設置

（1）検討のフロー

本計画の検討フローを以下に示す。

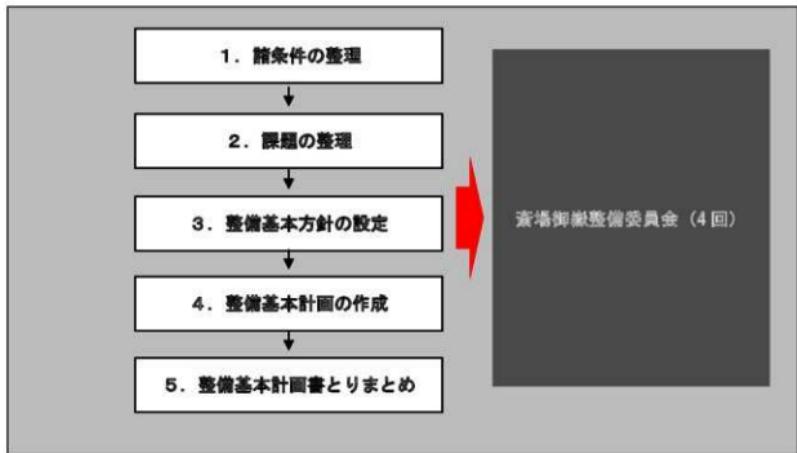


図1-2 計画検討フロー

(2) 委員会の設置

本計画の策定にあたり、「斎場御嶽整備委員会」を設置した。委員名簿及び開催概要を以下に示す。

また、検討にあたり、文化庁及び沖縄県教育庁文化財課より指導、助言を得た。

表 1-1 斎場御嶽整備計画委員会 委員名簿

役職	氏名	所属	専門等
委員長	井上 秀雄	沖縄県立芸術大学名誉教授	歴史学
副委員長	花井 正光	元 NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会会長	保全生態学
委員	當真 嗣一	元沖縄県立博物館館長	考古学
委員	赤嶺 政信	琉球大学名誉教授	民俗学
委員	渡嘉敷 直彦	琉球大学島嶼防災研究センター ・研究開発室地殻国学防災研究所所長	地盤工学
委員	外間 勝利	南城市企画部観光商工課長	行政職 (内部委員)
委員	山内 賢	南城市土木部都市計画課課長	行政職 (内部委員)
指導・助言者	岩井 浩介	文化庁文化財資源課整備部門 (記念物) 文化財調査官	—
指導・助言者	宮城 仁	沖縄県教育庁文化財課 指導主事	—
指導・助言者	上地 博	沖縄県教育庁文化財課 主幹	—

表 1-2 斎場御嶽整備委員会 開催概要

回	実施日	内容
第1回	令和3(2021)年8月31日(火)	1 現地視察 2 計画策定の目的及び委員会の予定等について 3 現時点における整備に関する課題について
第2回	令和3(2021)年10月28日(火)	1 斎場御嶽の本質的価値の再確認 2 整備にあたっての課題整理と基本方針、対応方法(主にハード系事業)について
第3回	令和4(2022)年1月13日(木)	1 整備基本計画の構成(案)について 2 斎場御嶽の本質的価値と基本理念・基本方針について 3 整備にあたっての課題整理と基本方針、対応方法(主にソフト系・維持管理系事業等)について
第4回	令和4(2022)年2月15日(火)	1 管理運営体制及び事業計画(案)について 2 整備基本計画書(案)について

4. 関連計画との関係

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、国指定文化財の整備基本計画であることから、『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』(文化庁文化財部記念物課、平成 16 年 3 月 31 日)、『史跡等・重要文化的景観マネージメント支援事業報告書』(文化庁文化財部記念物課、平成 27 年 3 月) を参考するとともに、世界遺産の構成資産であることを踏まえ、『包括的保存管理計画』を策定の指針とする。

また、南城市的策定する計画としては、『南城市総合計画』を上位計画とし、その他都市計画や観光に関する計画との連携を図る。特に、『南城市歴史文化基本構想・保存活用計画』及び『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』、『世界遺産斎場御嶽周辺エリア景観形成基本計画書』については、斎場御嶽に関する内容を多分に含むことから、十分に整合をとることとする。

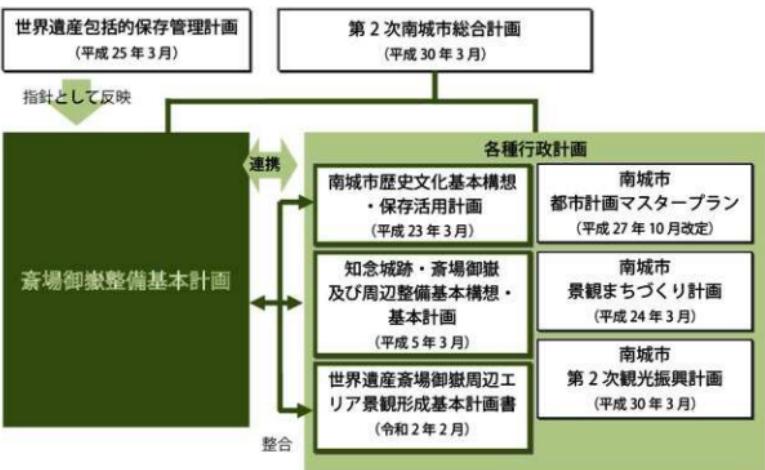


図 1-3 斎場御嶽整備基本計画の位置付け

(2) 関連計画の概要

関連計画の概要は以下に示すとおりである。

① 第2次南城市総合計画

南城市的まちづくり計画の根幹をなす「第 2 次南城市総合計画」では、基本構想において市のビジョン（将来像）を「海と緑あふれる南城市」、まちづくりの指針を「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」とし、さらに 5 つの基本方針を設定している。基本計画においては、5 つの基本方針のうち「3くらしの質が高まる」の「基本施策 4 歴史文化と芸術活動」において、文化財関連の施策として「施策 1 文化財の保

護と活用」、「施策2 伝統文化の継承」を掲げている。

② 南城市歴史文化基本構想・保存活用計画

南城市では歴史文化基本構想・保存活用計画の中で、歴史文化のまちづくりについて次のようなコンセプトや文化遺産の保存・活用方針を設定している。

■南城市的歴史文化まちづくりコンセプト

【南城市的歴史文化を読み解くキーワード】

- ①琉球開びやくの神話、穀物起源の神話が伝えられ、国の基幹をなす民と農業が定着した
- ②グスクとその領主たる按司が割拠し、尚巴志による三山統一（=琉球王国誕生）の拠点となった
- ③国王の統治体制が整えられ国家儀礼が行われるようになり、それを追認する東御廻りがはじまった

“琉球発祥の地・南城”

南城市は、アマミキヨが流れ着いた神話や穀物が伝えられた神話が舞台であり、農業が定着しはじめた頃に有力だった地域だと考えられます。それはやがて按司という地方勢力を生み出すようになり、按司の居城だったグスクが発達していきます。これらの有力按司の中から、のちに尚巴志という英雄が生まれ、各地の按司を従えて、三山に分かれていた琉球の国家統一を成し遂げます。尚巴志の偉業によって誕生した琉球王国は、徐々に国家としての体制を整え、国王とそのオナリ神である間得大君がそれぞれ政治と宗教の頂点に位置する集権体制をつくりあげていきます。蒼場御嶽や久高島などの聖地は、このような国家体制に権威を与え、靈的に保護するための国家儀礼が行われた場所です。そしてこれらの地を巡礼する東御廻りという習慣を近世の人々は生み出し、先達たちに敬意を表してきたのです。

【歴史文化まちづくりのコンセプト】

【市の将来像】

『海と緑と光あふれる南城市』

自然の恵みである「海」と「緑」と
太陽・歴史資産・地域活力の「光」が一体となって展開する都市

【南城市歴史文化基本構想におけるコンセプト】

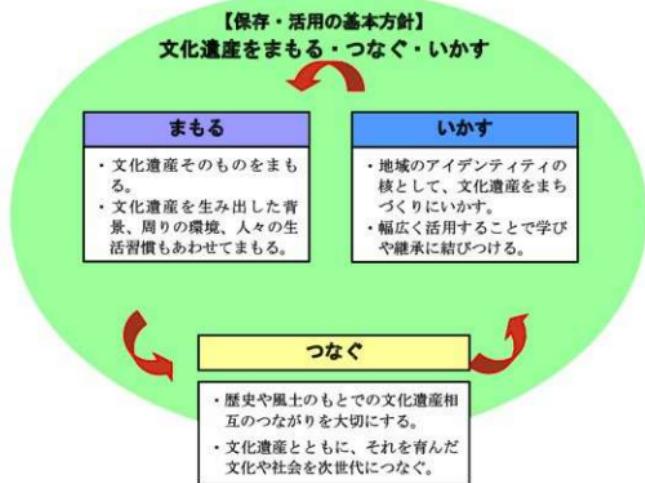
緑・グスク・人 琉球発祥を感じる歴史文化のまち

南城市には琉球石灰岩が発達し、段丘には緑地や湧水等の自然資源が豊かで、それらに調和してグスクに代表される文化遺産が数多く分布しています。南城市的このような空間特性と歴史文化景観を保全しながら、古き歴史文化を活用した新たなはじまりの物語を紡いでいくために、上記を南城市的歴史文化のまちづくりコンセプトとして設定します。

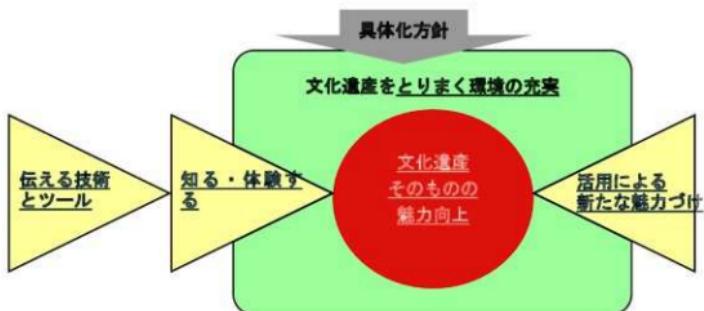
■文化遺産の保存・活用方針

南城市では、歴史文化のまちづくりコンセプトに従い、都市計画部門や農業部門、産業部門等と連携しながら、文化遺産をまちづくりに活用していくこととしている。それによって地域の魅力や活力が高まり、人々が豊かな文化を享受することにつなげようと考えている。

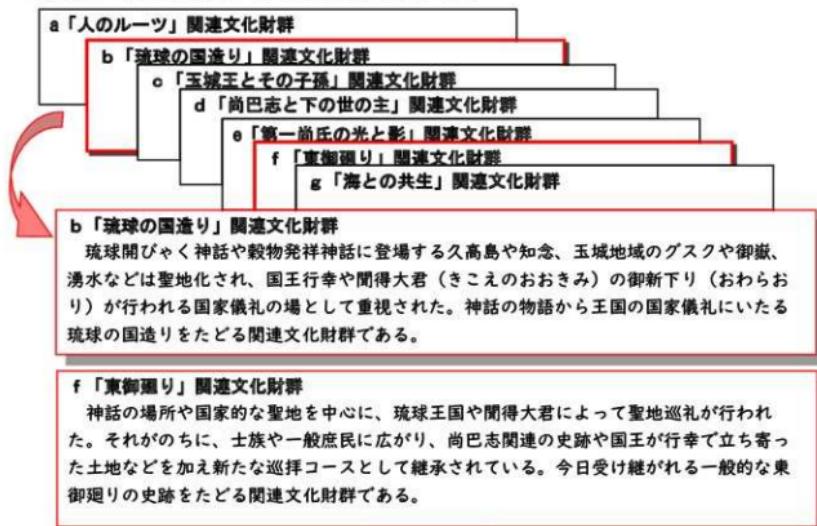
そのため、文化遺産とその周辺環境を総合的に保存・活用するための方針を次のように位置づけている。



文化遺産の魅力は、人々の目にふれるように顕在化させ、共有していくことが大切である。その方針として、次のような具体化方針を設定している。



■南城市の関連文化財群における斎場御嶽の位置付け



関連文化財群の
資源等

関連文化財群 名 称	概要	歴史遺産	環境遺産	民俗遺産
b. 「琉球の国造り」関連文化財群	琉球開闢神話や穀物發祥神話に由来し、琉球の国家儀礼の地となった神話・国家儀礼が見出される	蔽薩の浦原（浜川御嶽・受水・走水）/ミントングスク/知念グスク/斎場御嶽/久高島	琉球石灰岩地形/海岸地形/海岸植物群落/御嶽/グスク/森林/湧水	ニライカナイ信仰/東御廻り/稻作發祥に由来する祭祀や芸能（親田御願・稻擦節）
f. 「東御廻り」関連文化財群	国家儀礼にもとづき、歴史的要所や拝所、靈地を巡拝する東御廻りとして今日に受け継がれる	場天御嶽/佐敷グスク/テダ御川/斎場御嶽/知念グスク/知念大川/受水・走水/ヤハラヅカサ/浜川御嶽/ミントングスク/玉城グスク	琉球石灰岩地形/海岸地形/海岸植物群落/御嶽/グスク/森林/湧水	東御廻り

■南城市の歴史文化保存活用区域における斎場御嶽の位置付け



区域名	関連文化財群	範囲	分布資源の概要
⑥斎場御嶽周辺 保存活用区域	・「琉球の国造り」 ・「東御廻り」	宇久手堅 周辺	琉球王国最高の聖地とされ、聞得大君の就任儀礼が行われた場所である。内部は、巨大な2つの石で構成される三庫理（さんぐりーい）、大庫理（うふぐーい）、寄満（ゆいんち）等からなる。琉球開闢神話等の歴史・環境要素に加え、「東御廻り」などの民俗要素が特徴的な地域として設定する。

■斎場御嶽周辺保存区域プラン

【区域内の歴史文化資源】

名称	タイプ	概要
斎場御嶽	御嶽・拝所	沖縄最高の聖地であり、アマミキヨがつくった七御嶽の一つ。国王・聞得大君の行幸や、聞得大君の就任儀式「御新下り」が行われた。平成12年に世界遺産に登録された。
沖縄県斎場御嶽出土品	埋蔵文化財	三庫理から出土した金製勾玉や中国青磁器・錢貨等で、中世～近世の信仰を考えるうえで極めて貴重な資料である。国指定重要文化財（考古資料）。
ウローカー	掘川・井戸	斎場御嶽への参道途中にあるカー。崖下の湧水から樋で水を引き、琉球石灰岩の切石で造られた水槽に貯めている。近くに砲台跡がある。
キキガナーワンダーグスク	グスク	斎場御嶽西方約200mにある。高さ7~8m位のキノコ状の岩で、その頂上からは土器片が採集されている。
キナグナーワンダーグスク遺跡	グスク	キナグナーワンダーと呼ばれる屹立した岩に隣接し城が築かれている。保存状態は極めて良好で、城壁の石垣が残っている。
當間殿	御嶽・拝所	斎場御嶽の近くにあり、公儀の祈願があった拝所である。庭も合わせて約100坪の敷地で、庭にクバやフクギ等の大木が生い茂っている。
當間のヒヤー	御嶽・拝所	當間殿の右後方の山、宇久手堅の人々を守護する神様が鎮座していると言われている。
ボーザー石	他の遺跡・墓	ノロが馬に乗る際、踏み台にした石といわれる自然石が當間殿前に残されている。
久手堅の大アカギ	自然環境	百数十十年前に首里城改修時に切り倒され、献木された。その後切り株から芽を出した3本の樹幹が現在の形をつくっている。市指定文化財。
久手堅のヌーバレー	伝統祭祀	旧盆明け7月16日の行事。棒術、ウスデーク（女性だけで踊る円形舞踊）、踊り、組踊等が行われる。
ウフグスク	グスク	標高70mの小高い丘に立地。吉同隊陣地壕（ウフグスク軍陣地壕跡）がある。近年土地造成工事で破壊された。

【都市計画等の指定状況】

- ・斎場御嶽の資産範囲（4.5ha）を取り巻く緩衝地帯（12.1ha）は、南城市開発事業手続条例に基づく「歴史文化的景観保護地区」に指定。
- ・平成22年（2010）に斎場御嶽及び周辺を風致地区Ⅰ種に指定。
- ・斎場御嶽の南側の農地が農用地区域に指定。
- ・斎場御嶽周辺が急傾斜地崩壊危険個所及び地すべり危険個所に指定。

【文化遺産に関する計画等】

- ・「知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画」{平成5年（1993）3月}
- ・「東御廻りを活用した地域振興に関する調査」{平成7（1995）年3月}

【拠点施設・主なイベント・関連団体等】

- ・緑の館・セーファ（歴史体験学習施設）
- ・がんじゅう駅南城 {南城ツーリズム（体験滞在交流拠点観光）の拠点}
- ・南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会（緑の館に常駐）

【文化遺産保存・活用の課題】

- ・平成12年（2000）世界遺産登録後、観光目的の参拝者が急激に増加、資源の劣化や自然環境の改変が危惧されている。
- ・緩衝地帯には、斎場御嶽に関わりの深い文化遺産が分布しているが、未整備・未活用の状況である。
- ・久手堅集落は、かつては斎場御嶽と深い関わりがあったが、現在は参道と集落の立地の関係上、地域住民が斎場御嶽と関わる機会は多くない状況にある。

【保存活用の方針】

世界遺産に登録されている斎場御嶽は、琉球開拓以来の神話にも現れ、聞得大君の就任儀礼（御新下り）等が行われた琉球王国最高の聖域である。現在も礼拝や信仰の対象として多くの参拝者が訪れており、琉球の信仰世界を語る上で重要な資源だと位置づけられる。

そのお膝元の久手堅集落は長らく知念村の中心として役場などが配置され、現在も小・中学校、中央公民館、図書館、体育センター、福祉センター等公共機能がおかれ、地域活動を行うのに利便性が高い地域である。集落内に点在する間連文化財群を斎場御嶽と連携させ、地域活動を盛り上げていくことが望ましい。

区域の歴史文化育成方針

【区域の歴史文化育成方針】

①斎場御嶽とその周辺の利用連携（分散）を図り、資源の劣化を食い止める。

- 世界遺産に登録されたことで参拝者が増加。資源の劣化や環境悪化に対して、ルールづくりも含めた適切な利用管理を強化する。
- 緩衝地帯には、御新下りの旧道筋やウローカー等、斎場御嶽と歴史的に関係の深い間連文化遺産があることから、斎場御嶽と一体となった歴史的環境の保全を回るとともに、これらの利活用を進めて斎場御嶽の利用過多を分散する。
- 「斎場御嶽周辺整備基本計画」で位置づけられた環境整備の具現化に加え、斎場御嶽に至る歴史的道筋として、久手堅集落方面から当地に至る御新下りの道等のルートの再現を図る。久手堅集落においても、石垣、道筋、井戸等の歴史的環境を保全し、沿線景観整備、サイン設備を図り、斎場御嶽から集落への散策等の利便性を高める。
- 隣接する安座真区からの航路と連携して、久高島の文化遺産との周遊ネットワークを築く。

②ビューポイントの確保、周辺の景観の維持・向上を図る。

- 斎場御嶽の範囲（4.5ha）を取り巻く緩衝地帯（12.1ha）は、「南城市開発事業手続条例」に基づく「歴史的景観保護地区」に指定されており、この位置づけに沿った施策を講じるとともに、新たな都市計画の風致地区の規制等を徹底して、緑豊かな景観の維持・向上に努める。
- 斎場御嶽からみえる久高島への眺望は、重要な観光資源であるばかりでなく歴史的觀点からも重要であり、一体の風致の維持を図る。

③文化遺産を活用した市民活動・地域活動を進めること。

- 斎場御嶽を訪れる観光客をターゲットにして、文化遺産ガイダンスや歴史体験等を行う活動を促進するとともに、それらの活動に地域住民が関わる仕組みを構築するなど、地域住民が斎場御嶽を利活用する機会をつくることにより、ハード・ソフト両面での一的な魅力向上を図る。
- 地域の伝統芸能活動、市民の文化活動などに文化遺産の場を提供し、住民・市民が文化遺産を身近に感じる機会を増やす。

③ 南城市都市計画マスター・プラン

本計画は南城市における20年後を見据えた都市計画の基本方針、将来ビジョンとして策定されたものである。南城市はこれまで、那覇広域都市計画区域に属する地域（佐敷地域・大里地域）と都市計画区域外の地域（玉城地域・知念地域）が市内に混在しており、土地利用の規制が異なる状況にあった。そこで、市域の一体的な土地利用を図るという主旨から、那覇広域都市計画区域から離脱し、南城市単独の非縫引きの都市計画区域として見直しが図られ、平成22年8月より新たな都市計画区域制度がスタートしている。

新しい都市計画区域の下では、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導について、市街化区域・市街化調整区域による区分（縫引き）を適用しないことになる。非縫引き都市計画区域は、土地利用に関する規制が市街化区域より緩やかであり、したがって開発許可の規制も緩やかになる。例えば、非縫引き都市計画区域にも開発許可制度が適用されるが、許可を受けるべき開発の面積は3,000m²以上であり、市街化区域の1,000m²以上に比べると緩やかである。

図 都市計画区域再編方針



新たに導入される制度としては、「特定用途制限地域」及び「風致地区」制度の導入が位置づけられている。「特定用途制限地域」とは、建ててほしくない建物用途を設定し、これを規制する制度であり、市街地を除く全域で、市街化調整区域に代わる特定用途制限地域を指定することが可能となる。市内では地域の特性に応じて特定用途制限地域を5つのゾーンに分け、建物用途を設定している。

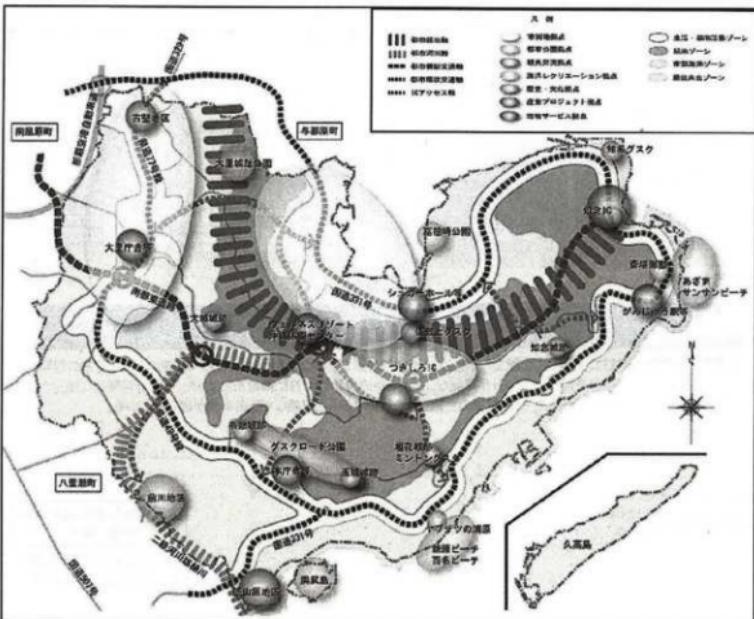
表 特定用途制限地域のゾーン区分

ゾーン名称	指定を予定する場所	相対的な規制強度
産業環境地区	既存工業集積地	緩い
幹線道路沿道地区 市街地型	将来市街地内の幹線道路沿道	
幹線道路沿道地区 農村型	将来市街地外の幹線道路沿道	
リゾート環境地区	拠点的な観光地周辺	厳しい
居住環境保全地区	上記以外の地域	

「風致地区」とは、住宅の新築などの際に周辺の自然景観と調和する仕様（高さ抑制等）を義務づける制度であり、本都市マスでは、森林に覆われたハシタ緑地や丘陵地、重要な歴史文化遺産が分布する地域及びその周辺部の約1,100haについて1種と4種を指定している。1種の建物規制は高さ8m以下、建ぺい率20%以下、緑地率50%以上であり、4種は高さ10m以下、建ぺい率40%以下、緑地率20%以上となっている。つまり、風致地区を指定することによってこれまでより建物を建てにくい状況とし、景観や緑地の保全を図りやすくする狙いである。

以上のような現行法令を土台としながらも、景観法の活用やまちづくり条例の制定などそれを補完する法制度の導入を適宜検討しながら、南城市らしい土地利用の規制・誘導を図っていく予定である。

図 将来都市構造



④ 第2次南城市観光振興計画

第2次南城市観光振興計画は平成29(2017)年度に策定された。当計画では、「沖縄最高の精神文化の聖地であることの誇りと自然、様々な歴史・文化遺産を将来へ継承していく」ことを前提に、「自然・歴史・文化が織りなすハーモニー～こころとからだの健康・癒し～なんじょう～」を基本理念として掲げている。

この前提及及び基本理念を受け、計画では3つの目標（1.市民が誇りや豊かさを実感する観光まちづくりを推進する。2.南城市的持つ多様な資源を活用し、魅力の強化を図る。3.南城市的魅力を発信し共感してもらう（=好きになってもらう。））を設定し、これらを受けて7つの基本方針を設定している。

特に、「基本方針6.地域資源の適正利用」に関する具体的な施策として、資源保全のルールづくりを掲げ、資源・地域ごとの保全ルールの明文化や倫理的な観光の浸透に取組むこととしている。

基本方針1. 市民ひとりひとりが効果を実感でき、参画できる観光まちづくり	地域に住む人々が南城市的観光まちづくりに興味を持ち、観光への取組に参画しやすくなるまちを目指します
基本方針2. 観光人材の育成	南城市的魅力を案内する人材を育成します。また、これから南城市的観光をリードしていく人材の強化に努めます。
基本方針3. 観光まちづくり推進体制の強化	先を見据えた観光まちづくりに取り組むため、観光推進体制の強化やデータを用いた新技術の活用を積極的に行います。
基本方針4. 何条らしさを活かした体験観光、特産品等の創出と推進	南城市的自然環境や歴史・文化遺産等を活かした観光プログラムの造成や特産品の強化を進めます。
基本方針5. 魅力を伝えるプロモーション	地元のローカル情報も含めた豊富な観光情報の発信を行い、南城市的魅力度・ブランド力の向上を目指します。
基本方針6. 地域資源の適正利用	聖地や文化遺産の本質的価値を守り、未来につないでいくため、地域資源の保全のためのルールづくりを行います。
基本方針7. 安心・安全、快適な「おもてなし観光地」づくり	インフラの整備や安心・安全な観光地づくりの取組等、今後求められる多様な観光ニーズに対応します。

⑤ 南城市景観まちづくり計画

本計画は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体となった市町村等が「景観計画」として策定するものです。

景観計画では、良好な景観の形成のために必要な事項を定めます。

具体的には、下図のとおり、4つの必須事項に加え、必要に応じて5つの項目を選択して整理します。必須事項としての「③良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、『届出対象』や『景観形成基準』を具体的に定めることになり、これらに沿った手続きが法的に義務づけられることになります。

図 景観計画の基本的な枠組み

■景観計画に定める事項（法第8条第2項）

必須事項	選択事項（追加できる事項）
①景観計画区域 ②景観計画区域における良好な景観形成に関する方針 ③良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 ④景観重要建築物又は景観重要樹木の指定の方針（指定の対象がある場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ・景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観重要公共施設の占用等の基準 ・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基準的基準 ・自然公園法の許可の基準

→ ■行為の制限に関する事項の内容（例示）

	建築物の建築等	工作物の設置等	開発行為
届出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積〇m²以上 ・高さ〇m以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積〇m²以上 ・高さ〇m以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発面積〇m²以上 等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目から選択し、内容を規定 ・形態又は色彩その他の意匠の制限 ・高さの最高限度または最低限度 ・壁面位置の制限または建築物の最低敷地面積 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目から選択し、内容を規定 ・切土・盛土による法の高さの最高限度 ・敷地面積の最低限度 ・木竹の保全・植栽が行われる土地の面積の最低限度 	



市全域を本計画の対象区域とします。また、本市は、三方を海に囲まれ、離島も有しております、本島から久高島への眺望など、海を含めた景観の捉え方もできることから、周辺海域も対象区域に含めます。

なお、以上は、景観法第8条第2項第1号に規定される「景観計画区域」として位置づけるものです。景観計画区域では、一定の行為に対する届出の義務づけなど、景観法に基づく各種制度を活用していくことになります。

図 計画の対象区域

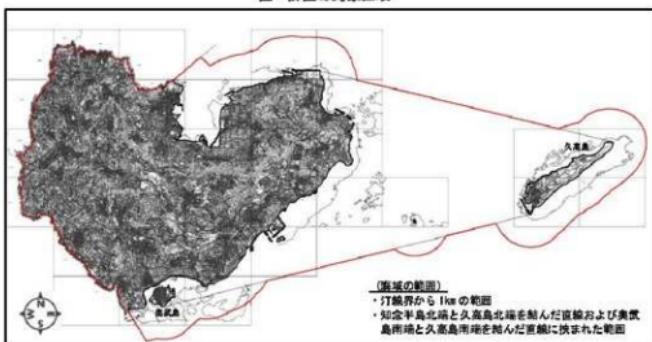


図 県立地区の掲載地（道官追加、量額各割に基づく手書きを経て順次指定）



表 展出の対象とする行為の種類と規模

行為の種類		規 模	
		一般地区	重点地区(※)
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転 外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	延べ面積が300m ² 、又は高さが10mを超えるもの 上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が10m ² を超えるもの	すべての新築、増築、改築、移転 一般地区と同様
工作物の建設等	施設、塔(生垣を除く。)、柵、塀その他これらに類するもの 彫像、記念碑その他これらに類するもの 煙突、排気塔その他これらに類するもの 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 自動車庫の用に供する立体駐車施設 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設 墓地 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む)その他これらに類するもの	高さが3mを超えるもの 建築面積が500m ² 、又は高さが10mを超えるもの 高さが20mを超えるもの	一般地区と同様
	外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が10m ² を超えるもの	

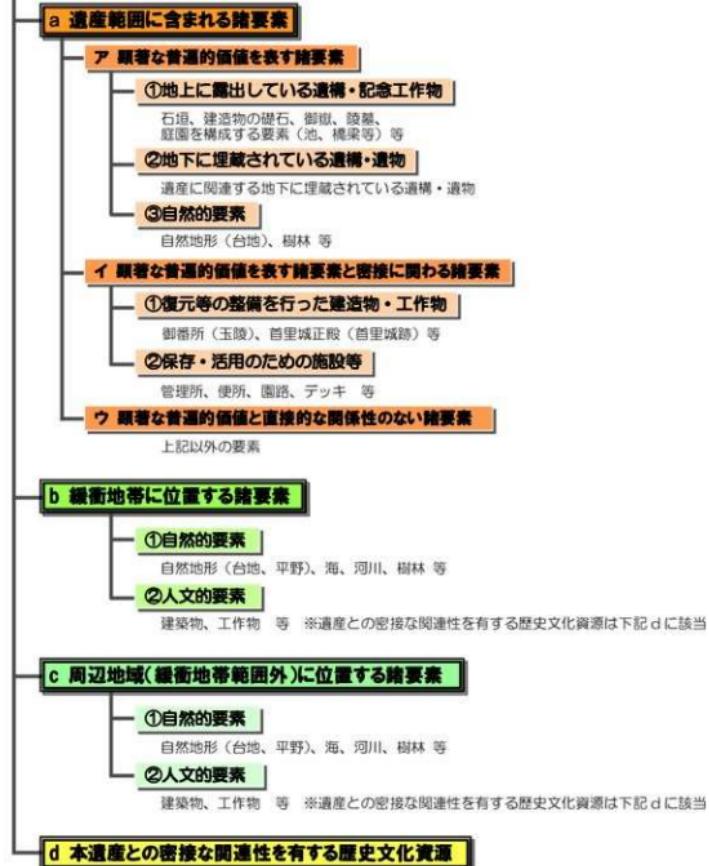
⑥ 世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画

計画名（策定時期）	琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画（平成25年3月）
計画期間	2013年～（5年を単位とした期間で、それぞれの取り組みの評価・見直しを踏まえ、計画の更新及びその必要性を検証していく）
主管課	沖縄県教育委員会
計画目的	『琉球王国のグスク及び関連遺産群』包括的保存管理計画」（以下、本計画という）は、本遺産の顕著な普遍的価値を将来に渡り継承することを目的として、今日の世界遺産の保存管理の動向を踏まえながら、世界遺産登録後10年を経過した沖縄における世界遺産の保存管理の実態と観光利用等の現状に対応すべく、今後の「琉球王国のグスク及び関連遺産群」における包括的保存管理の理念、基本方針を示すとともに、保存管理、整備と公開・活用、保存管理体制等、包括的保存管理に係る各種の項目についての基本的な考え方・取り組みの方向性を示すこととしている。
計画概要	<p>包括的保存管理の理念：</p> <p>世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を保存し活用することで、その顕著な普遍的価値を次世代へと確実に継承することを基本とする。また、本遺産が琉球地方の歴史文化の象徴的存在であるということを踏まえ、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」と、遺産の立地環境の特徴を表わす周辺地域の景観や関連性する歴史文化資源等とが一体となって表す本遺産の特質をも、適切に継承することを理念とする。</p> <p style="text-align: center;">世界遺産としての『顕著な普遍的価値』 →「遺産」と「緩衝地帯」での取り組みで継承</p> <p>◆ 本遺産の立地環境の特徴を表わす範囲 ◆ 本遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源</p>

本遺産における包括的保存管理の理念（概念図）

包括的保存管理の対象：

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の包括的保存管理の対象



包括的保存管理の基本方針：

① 本遺産の顕著な普遍的価値を確実に守る。

世界遺産の根幹である顕著な普遍的価値を守ることを第一義とし、その価値を構成する諸要素等を特定し、それら諸要素についての確実な保存管理を行う。また、本遺産が9つの構成資産から成ることから、個々の構成資産について、それぞれの性質に基づいた保存管理に係る取り扱いを明確にする。

② 本遺産と緩衝地帯とが一体となって形成する歴史的風土・風致景観を保全する。

本遺産と緩衝地帯とが一体となって形成する歴史的風土・風致景観を確実に保全するために、緩衝地帯における既存の法令による開発等の行為規制を維持するとともに、必要に応じて新たな行為規制を行う。また、世界遺産登録時から課題となっている要素を含めた歴史的風土・風致景観の阻害要素の改善等を推進し、歴史的風土・風致景観を維持・向上する。

③ 本遺産の特質を表す周辺地域の景観を保全する。

本遺産の各構成資産について、それぞれの特質を表す周辺地域の景観を保全するために、主として遺産の立地環境に着目して、保全を図るべき景観を明らかにし、地域の都市計画やまちづくりとの調和を図りながら、それらの景観を適切に保全するために必要な措置を講じる。

④ 本遺産と密接な関連性を有する歴史文化資源を保護する。

本遺産の周辺には、本遺産と密接な関連性を有し、本遺産への理解を深めるために有益な有形・無形の歴史文化資源が今なお、分布・遺存している。本遺産の歴史的・文化的文脈をより明らかにしていくため、調査研究等により、このような歴史文化資源の存在や実態を把握するとともに、法的保護や計画的な維持管理・保存整備等の実施により適切に保存する。

⑤ 本遺産の顕著な普遍的価値を確実に維持するための適切な保存整備を推進する。

本遺産の顕著な普遍的価値を確実に維持するため、顕著な普遍的価値を表す石垣・歴史的建造物等の修復等による適切な保存整備を行う。また、整備にあたっては、それら要素の意匠・形態・材料・材質・伝統・技術・位置・環境等の面における真实性を確保するために、修復等に係る技術を維持・向上し、継承する。

⑥ 来訪者に価値ある体験を提供するため、公開・活用に係る環境整備とソフト面の取り組みを推進する。

本遺産を通じて、来訪者に価値ある体験の機会を提供するために、各構成資産及び遺産総体として、ガイダンス施設の整備、遺産周囲の歴史的・文化的環境の整備、イベントの開催や利用プログラムの提供、情報基盤の整備を推進する等、ハード・ソフトの両面から様々な公開・活用の取り組みを行う。

⑦ 遺産への影響の定期的な観察と保存活用状況に係る情報の継続的な更新を行う。

世界遺産登録後の10年間の状況をみると、本遺産は様々な要因から影響を受けてきており、中には構成の毀損・劣化といった負の影響もみられた。今後も、本遺産を取り巻く状況の変化に伴い、多様な影響を受けることが予想される。本遺産の保存管理において重要な点は、そのような影響を早期に把握し、迅速かつ確かな措置を行うことであり、その基盤として常に保存管理に関する状況を把握しておくことであると言える。このことから、遺産への影響の定期的な観察と保存管理状況に係る情報の継続的な更新を行う。

⑧ 多様な関係者が連携して計画を推進する保存管理体制を構築する。

前述の基本方針をもとに、本遺産の効果的な保存管理を行っていくためには、行政機関の文化財関連部局だけではなく、行政機関内の多様な関係部局、専門家・学識者、事業者、地元住民等の参画と相互連携が必要不可欠であると言える。本計画の理念のもと、多様な関係者が担うべき役割を明らかにし、効果的に連携しながら、本計画を確実に推進するための保存管理体制を構築する。

⑨ 計画の実行性を担保する具体的な取り組みを明らかにする。

本計画の策定後、本遺産の保存管理、整備と公開・活用等に係る各種の取り組みを確実に実行していくために、具体的な取り組み内容とその実施主体、時期等を明らかにしたアクションプランを作成する。

構成資産としての保存管理計画に定める事項：

1) 頗著な普遍的価値を表す諸要素等

個々の構成資産について、「第3章-2. 包括的保存管理の対象」で示した体系を基に、「頗著な普遍的価値を表す諸要素」、「頗著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素」、「頗著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素」、「無形の諸要素」を特定する。

また、緩衝地帯及び周辺地域についても、「遺産との密接な関係性を有する歴史文化資源」、「自然的要素」、「その他の人文的要素」の抽出・整理を行う。

2) 保存管理の方法

上記で特定した諸要素について、各要素の「保存管理の考え方」を踏まえ、諸要素ごとに適切な保存管理の方法を定める必要がある。なお、保存管理の方法の検討にあたっては、以下の点に留意する。

- ・特に、地上に表出している遺構・歴史的建造物等については、多くの来訪者の目に触れることを前提とした保存管理の方法を明示する。
- ・現在、毀損もしくは衰亡している場合には、措置るべき復旧（修理）の方法も明示する。
- ・本遺産の構成資産ではなくても、遺構と一緒にして価値を構成する歴史的建造物及び構造物等に関する保存管理の方法も明示する。

3) 現状変更等の許可に関する取扱基準

前述のとおり、文化財指定範囲において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可が必要となる（現状変更等を行う者が国の機関である場合は、文化庁長官の同意が必要）。上記で定めた保存管理の方法に基づき、遺産範囲（本遺産の場合、すべて文化財指定地）で予想される建築物及び工作物の新增改築、地形の変更、木竹の伐採等の各種の現状変更等の行為に対する具体的な取扱基準を定める。

4) 運営方法及び体制

構成資産の確実な保存管理を実現するために、各種の取り組みを円滑に運営していくための方法と体制整備のありかたを明示する。

また、所有者（管理者）と構成資産の保存に関わる様々な市民団体等の相互の意志疎通と連携協力を円滑に進めるための方針を明示する。

5) 緩衝地帯の保全の方針（→「第5章 緩衝地帯の保全」に示す内容を踏まえ設定。）

6) 周辺地域の景観の保全の方針（→「第6章 周辺地域の景観の保全」に示す内容を踏まえ設定。）

7) 遺産（構成資産）と密接な関連性を有する歴史文化資源の保存の方針

（→「第7章 遺産との関連性を有する歴史文化資源の保存」に示す内容を踏まえ設定。）

8) 整備と公開・活用の方針（→「第8章 整備と公開・活用」に示す内容を踏まえ設定。）

9) アクションプラン

（→「附章 アクションプラン」に示す内容を踏まえ、事業内容、実施主体、期間を設定。）

なお、個別保存管理計画において、遺産の保存管理、整備及び緩衝地帯の保全の方針等を検討するにあたっては、遺産の種別に応じた特性を踏まえることが望まれる。各種別の留意事項については、次ページに整理した。

また、各構成資産の範囲は全て史跡等の文化財に指定されていることから、構成資産としての保存管理計画は、文化財としての保存管理計画と多くの部分で相互に関連することが考えられる。従って、計画策定の際には、『世界遺産としての頗著な普遍的価値』と『文化財としての本質的価値』の相違、『世界遺産の範囲』と『文化財指定範囲』との相違等に留意する必要がある。

包括的保存管理の対象と保存の考え方：

包括的保存管理の対象		保存(保全)の考え方
a 遺産範囲に含まれる諸要素	ア 踊著な普遍的価値を表す諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踊著な普遍的価値を表す要素として厳密な保存管理を行う。 ○ 意匠・形態、材料・材質、伝統・技術、位置・環境等において真実性を確保し、保存・修復を行うことで将来にわたり維持する。 ○ 学術的調査や遺産の価値を伝えるための展示等の活用以外は、原則として、現在の覆土された保存状態を将来にわたり維持する。 ○ 遺産の立地環境を表す重要な要素として、性質に応じた適切な保全を行なう。
	イ 踊著な普遍的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踊著な普遍的価値との関係性を踏まえ、適切な保存管理を行う。 ○ 来訪者に遺産の踊著な普遍的価値を効果的に伝える要素として、現在の意匠・形態、材料・材質、位置・環境、伝統・技術等を維持することを基本とする。 ○ 踊著な普遍的価値を表す要素の保存と遺産の活用に資するよう、適切な管理を行う。 ○ 踊著な普遍的価値を表す要素の保存に影響のある場合は、影響のない状態への改善、又は除去、移設等を行う。 ○ 現在の位置での維持の必要性を検討し、除去、遺産範囲への移設等を行う。
	① 復元等の整備を行った建造物・工作物	
	② 保存・活用のための施設等	
	ウ 踊著な普遍的価値と直接的な関係性のない諸要素	
	① 自然的要素	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺産と一緒にとなって形成する歴史的風土・風致景観を構成する要素を適切に保全する。
	② 人文的要素	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的風土・風致景観の質の向上に資するよう修景等による適切な措置を行う。
	c 周辺地域に位置する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺産の立地環境の特徴を表す景観を構成する要素を適切に保全する。 ○ 遺産の立地環境の特徴を表す景観の質の向上に資するよう修景等による適切な措置を行う。 ○ 有形の要素については、その意匠・形態、材料・材質、位置・環境、伝統・技術等における真実性の確保に留意し、適切な状態で保存する。 ○ 無形の要素については、伝統・技術、精神性・感性等における真実性の確保に留意し、適切な状態で保存する。
	d 本遺産との密接な関連性を有する歴史文化資源	

種別	構成資産	遺産の保存管理、整備	緩衝地帯の保全
御嶽	G.斎場御嶽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 琉球石灰岩の奇岩、樹林等の保全 ○ 上記の御嶽を構成する要素が一体となって形成する聖域としての環境（霊圏）の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御嶽の基盤となる環境を構成する自然地形、植生等の自然的要素の保全

⑦ 世界遺産斎場御嶽周辺エリア景観形成基本計画書

本計画は、年間約38万人（平成29年度値）の観光客が訪れる世界遺産斎場御嶽が、本質的には「祈りの場」であり、聖地としての雰囲気の保全が求められることから、アプローチ動線となる斎場御嶽周辺エリア（市道知念1号線沿道及び国道331号から知念岬公園へ至る通路沿道）における、ふさわしい景観形成を図るために策定された計画である。

景観形成のコンセプトとして、「祈りを感じる道」を掲げ、「『聖域』であることを意識し、厳かな気持ちになることを助ける」、「感謝をこめて聖地を次世代につなぐ」、「さまざまな人と人が出会い、交流が生まれる空間となる」の3つの景観形成の目標を設定している。

特に、市道知念1号線沿道については、3段階での整備を計画している。

3-3-2. 市道知念1号線沿道の段階的整備

前項のC区間にあたるのが、本計画で最も重要視する市道知念1号線である。長期的ビジョンでは、御嶽参拝の帰りに通る道として、御嶽の余韻に浸りながらも、購買や文化体験などの観光サービスと同立させることが想われるが、往路の環境が整うまでの間、1号線の活用を段階的に変化させていく対応が必要とされる。

段階的整備のイメージ

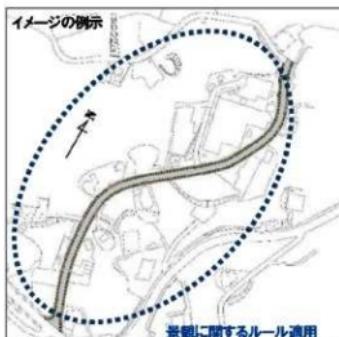


①沿道全体で景観形成意識を高める段階

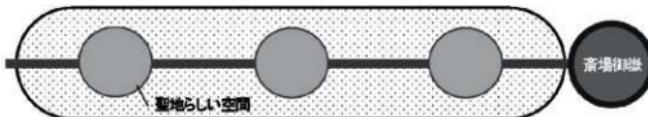


市道知念1号線の現状は、住居、商業店舗、公益施設、農地、駐車場等がランダムに分布しており、規則性のない空間構成である。一方で、1号線沿道は風致地区第4種、特定用途制限地域の居住環境保全北区、景観まちづくり重点地区の候補地など規制もあり、景観形成によって地域の魅力を高めるポテンシャルを持つ。

本年度進めてきた関係者会議の合意を受けて、地元での協議が今後も続けられることが決定しており、次年期は景観形成の具体的な手法について市から情報提供し、住民はじめ関係者で方向性を見出していくことが想定される。まず住民が世界遺産という価値を持った風格ある景観であることを今以上に意識し、通りの魅力向上を自らマネジメントしていく段階である。



②共通する課題に対処し、スポット的に修景していく段階



現状の建物の立地状況を尊重しながらも、要所要所に聖地らしさを演出する空間的仕掛けを設けたり植栽・緑化・修景したりして、現状より神圣な印象を増大させ、かつ魅力ある通りへとアレンジを加えていく。

このとき、関係者や利用者が共通して課題として挙げている署さ対策、雨天時の排水対策についても、修景整備の中で解決できるように制度設計する必要がある。

必要なスペースについては、沿道の未利用地の活用、道路断面の部分的な見直し、①の延長で行う建物セットバック、市有地の境界や壁面の緑化などが考えられ、最適な手法で休憩や景観などの機能向上に貢献する。

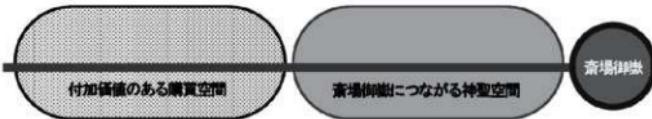
沿道住民や地権者、店舗など関係者の現状に即した対応であり、実現可能性の面で優れる。①のプロセスと並行して進めることもでき、官民が連携することで相乗効果も期待できる。



道路や沿道の緑化のイメージ写真



③聖と俗がゆるやかに分かれた交流空間とする段階



②よりも少し時間が経過する間に、沿道の住民や事業者との調整を進めながら、交流機能は維持しつつも計画的に聖俗の分離を図っていく。

最終的には、市道知念1号線の郵便局側を観光客が立ち寄る商業店舗を集積させたエリアとする。一方、御嶽側を聖地の余韻に浸るための準神聖空間と位置づけ、砂利舗装にして車両全面通行止めとしたり、沿道の建物を減らしたりして（集合店舗をつくりそこに沿道事業者を誘導していくなど）、聖地らしさを演出する。

縮小型プランであり、御嶽側の住民や事業者に負担がかかるため、長期的な対応が必要だと予想される。



③' 本来の姿へ回帰する段階（可能性の例示）



長期的ビジョンにおける市道知念1号線－交流空間へと統合（未来ではなく、そこからの枝分かれである）。

1号線今線を聖地へと参道として砂利舗装等で整備するもので、関係者会議、検討委員会でも一定の理解が示されている。車両の全面通行禁止、長期的な土地利用誘導などが必要。

ただし、1号線は旧道ではないので、「こうあるべき」という理想形を仮想した再現整備となる。そのため、県内他地域の美綱に優れた旧道（有道）の整備事例などを参考にする必要があるが、そのひとつである「松並木」は史料にも描かれており、再現の根拠となりうる。



第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

(1) 位置・地勢

南城市は、平成18（2006）年1月1日に、1町3村（佐敷町・知念村・玉城村・大里村）が合併し誕生した市である。沖縄本島南部の東海岸、那覇市から南東へ約12kmに位置し、静穏な中城湾と太平洋に面している。東西18km、南北8kmの広がりを持ち、面積49.70km²を持つ市域は、本島南部において最も大きな規模を持ち、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町にそれぞれ接している。

これまでの地質研究によると、沖縄本島南部一帯の地質の規範は島尻層群（砂岩・シルト岩）で構成されており、その上部に台地上の琉球層群（石灰岩）が不整合に被覆していると言われている。南城市的地形は、この石灰岩の台地と非石灰岩からなる丘陵、それに海岸低地からなる。石灰岩台地は海に面し、地形的には海岸段丘であり、海拔はおよそ120～130mある。丘陵は主に石灰岩台地の西側に認められ、海拔高度は低く、侵食作用により緩慢な斜地と谷から成る。海岸低地は、海拔10～20mで、海岸に面した平坦地形がそれである。



図2-1 南城市の位置



図2-2 旧町村範囲（地区区分）

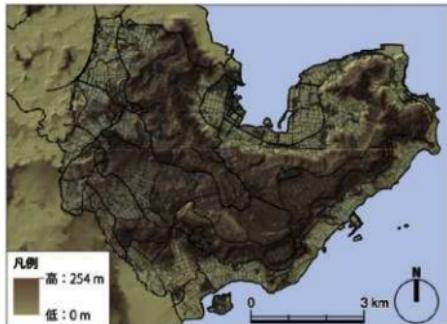


図2-3 南城市的標高

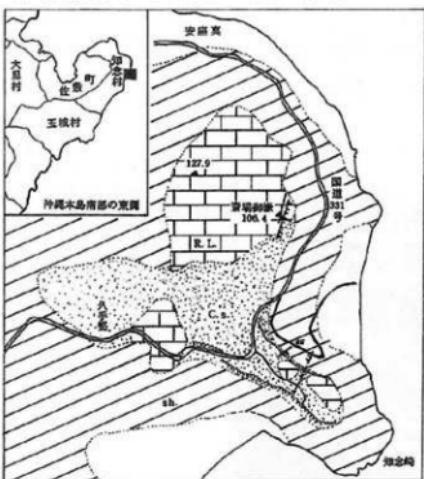
（各図出典：南城市史）



図2-4 南城市的地質

斎場御嶽は、中城湾に突出する知念半島の琉球石灰岩の台地の縁に位置する。斎場御嶽一帯は海拔約100mの面となるが、海拔124.8m、127.9m、106.6mなどの石灰岩が尖塔状になって露出している。

知念地区の石灰岩台地周辺の斜面に多く見られる岩塊は、石灰岩崖からの崩落岩であり、斎場御嶽周辺の岩塊も全て同様である。



斎場御嶽周辺の地質
(R.L. : 琉球石灰岩、C.s. : 知念砂層、
sh. : 知念砂層以外の島尻層)

図 2-5 斎場御嶽周辺の地質（出典：知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画）



写真 2-1 斎場御嶽周辺の地形（視点場：がんじゅう駅・南城）

(2) 気候

南城市的気候は、黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候であり、高温・多湿で年間降水量が多くなっている。特に、梅雨期（5月中旬から6月下旬）、台風期（7月から10月頃）に降水量が多い。

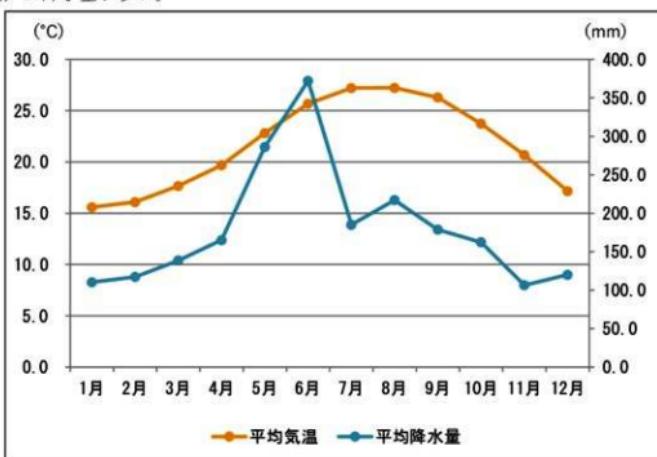


図 2-6 南城市的月別平均気温及び降水量
(出典：気象庁HP 南城市糸敷観測所、2012年～2021年観測データの平均)

(3) 植生

斎場御嶽の植生については、琉球大学教育学部（新城和治・立石庸一）による調査を平成6（1994）年度～平成10（1998）年度まで実施した。その詳細については、『斎場御嶽整備事業報告書－発掘調査・資料編』に収録している。ここではその報告から、植生調査の概要と保全について抜粋し記述する。

イ) 調査方法

調査範囲は、指定地域と現駐車場および周辺、ウローカーを経て国道331号線までとしたが、植生については指定地域に限定した。

植物相の調査は、調査範囲をくまなく歩いて出現植物を記録するとともに、適宜標本を採集した。また、生育が確認された種ごとに、調査範囲内での生育環境、生育状況を記録し、またフェノロジー（生物季節）を把握するため、毎回、開花中の種、胞子葉をもつものの記録を行なった。

植生調査は上記期間の秋～春季に行なった。まず、相観と立地条件によって区分された均質な植分について方形区を設け、階層ごとに構成種とその優占度および群度を調べた。方形区の面積は地形や群落の広がりによって任意に設定した。

ロ) 植生の回復過程

今回認められた自然植生を、地形の変化に沿って見ていくと図2-7のようになる。史跡指定地域南部の斜面下部の新里層上部のシルト質砂岩の露出したところや、段丘面の平坦地や緩傾斜地では、ホルトノキの優占した高木林が広がっている（新納他、1982）。こういうところは御嶽の中でも土壌の堆積が比較的良いが、さらによく土壌の堆積したやや湿ったところには、小規模だがタブノキ林が見られる。

一方、琉球石灰岩が覆い、石灰岩塔や岩塊が突き出ているところではヤブニッケイ林が広く見られる。さらに石灰岩の岩塊の突出が顕著になるにしたがいガジュマル林に移行していく。また、石灰岩塔の脚部の剥落した石灰岩の塊や礫が堆積したところなど、ガジュマル林よりやや不安定な斜面にクロヨナの優占した林が見られる。

琉球石灰岩の卓越した段丘面の縁では、アダン群落が点々と見られ、石灰岩の露出の顕著でない斜面上部では、リュウキュウチク群落が小面積だが残っている。石灰岩塔の上部では、ヤブニッケイ林は樹高が低くなり、オキナワシャリンバイがより顕著になる。さらに頂上付近の風衝地的地形では、オキナワシャリンバイーグミモドキ群落（新納他、1982）とされる低木林に移行する。また、石灰岩塔や石灰岩の岩塊の頂上直下の風衝岩上には、ソテツ群落が点在する。頂上や頂上付近の切り立った岩塊の崖面には、ホソバワダンなど耐乾性の強い草本や低木が散生する草本群落や、矮生低木林が見られる。

以上が斎場御嶽で現在見られる植生の概略であるが、これまでの調査結果と比べても、陽地性の植物が減り、森林性の種が増えている傾向が見られる。

リュウキュウマツ林はかつて広く分布し、植林もされていたが、陣地や防空壕の支柱や枠材として伐採されたり薪木とされたり、戦火でやかれたりして壊滅した。その跡地はススキ草原になった所が多いが、昭和30年代にはまたリュウキュウマツ林へと回復した所多かったようだ。

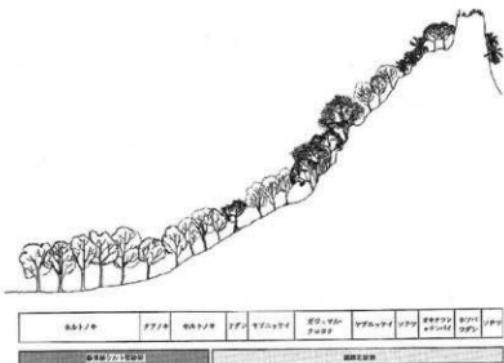


図 2-7 斎場御嶽の植生配分模式図

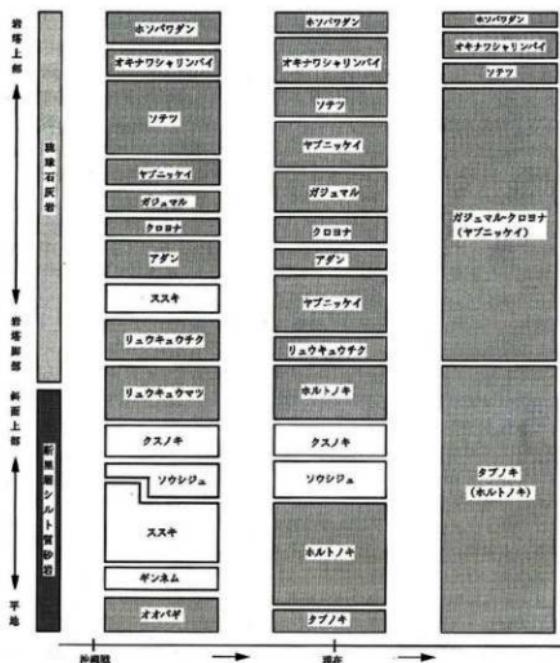


図 2-8 斎場御嶽における戦後の植生回復過程（推定）
(灰色は自然植生、白抜きは植林などによる代償植生を示す)

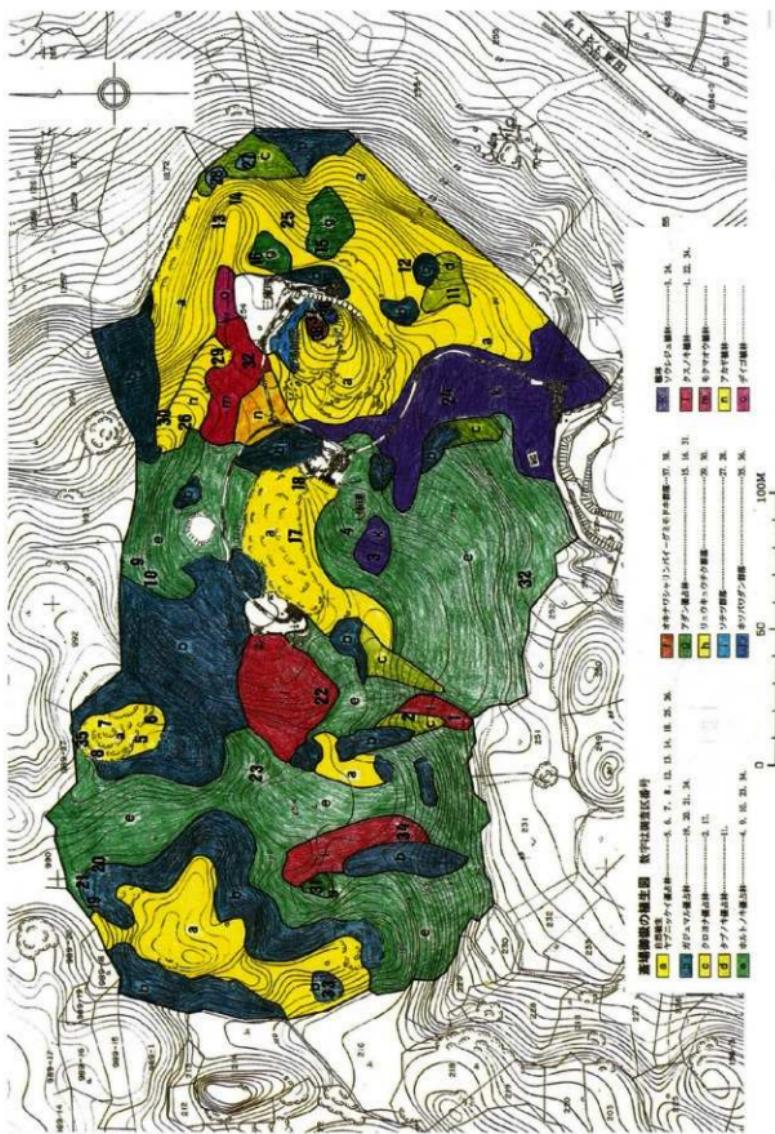


図 2-9 斎場御嶽の植生図（数字は調査区番号）

(4) 動物

平成 12（2000）年度から平成 13（2001）年度にかけて、斎場御嶽の哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、陸産貝類、オカヤドカリ類について動物調査を実施した。その詳細については、『斎場御嶽整備事業報告書』に収録している。ここではその報告からまとめを抜粋し記載する。

斎場御嶽の動物

今回の調査において、斎場御嶽から 29 目 128 科 226 属 251 種の動物の存在が確認されている。未調査の分類群も含め、調査を継続すれば更に増えると思われるが、斎場御嶽の動物相の一端を示しているといえよう。以下、分類群ごとに種数や特筆されることなどについて概略を記す。

哺乳類：4 目 6 科 8 属 8 種の哺乳類が確認されている。ワタセジネズミ <準絶滅危惧種 [環境省]> とリュウキュウビナガコウモリ <絶滅危惧 IB 種 [環境省]> が確認されたのは特筆される。

鳥類：4 目 12 科 18 属 20 種の鳥類が確認されている。その中で、主に森林に生息する多くの留鳥が確認されており、本地域が森林域になっていることを裏付けている。特に調査時におけるヒヨドリの確認頻度が高く、全体の 4 割近くを占めていることから、本地域はヒヨドリの密度が高いといえよう。今回の調査では、本地域における鳥類の繁殖は確認されなかったが、調査回数を増やすことによって確認される種類が増えることが予想される。

爬虫類：1 目 9 科 14 属 14 種の爬虫類が確認されている。特筆されるのは、クロイワトカゲモドキ <沖縄県指定天然記念物、絶滅危惧 II 種 [環境省]> 、オキナワキノボリトカゲ <絶滅危惧 II 種 [環境省]> 、アマミタカチホヘビ <準絶滅危惧 [環境省]> 、ハイ <準絶滅危惧 [環境省]> の 4 種が確認されたことである。

両生類：2 目 3 科 4 属 4 種の両生類が確認されている。準絶滅危惧種（環境省）のシリケンイモリが生息していることは特筆される。

昆虫類：12 目 72 科 137 属 146 種の昆虫類が確認されている。面積が小さな割には多様な昆虫類が生息していることが明らかになった。同定が困難な微少な種を含めると實際には 500 種を超える昆虫類が斎場御嶽周辺に生息しているものと推察されている。今回、御嶽内でフタオチヨウ <県指定天然記念物；準絶滅危惧 [環境省]> が 4 個体確認されたほか、食樹のクワノハエノキでは産卵行動も観察された。

クモ類：1 目 13 科 28 属 39 種のクモ類が確認されている。特筆されるのは、オキナワキムラグモ <絶滅危惧 II 種 [環境省]> 、キノボリトタテグモ <絶滅危惧種 [環境省]> が確認されたことである。

陸貝類：4 目 13 科 19 属 22 種の陸貝類が今回の調査で確認されている。以前の調査では 12 科 21 属 26 種が確認されており、陸貝相の減少が心配されている。特に、前回確認されたオキナワギセルが、今回の調査では注意して調査したにもかかわらず見つかっていない。

オカヤドカリ類：ムラサキオカヤドカリとオカヤドカリの 2 種のオカヤドカリ類が確認されている。

動物の生息地としての斎場御嶽

動物の生息地としての斎場御嶽について、その特徴の概略を以下に記す。

- (1) 沖縄島南部の自然環境の特徴を残した数少ない場所の一つである。
- (2) 小さい面積の割には豊かな動物相を備えている場所である。

2. 歴史的環境

(1) 南城市的歴史

【貝塚時代（約1万年前～12世紀頃）】

- 沖縄の旧石器時代の遺跡は、玉城字前川の琉球石灰岩壁から約2万年前と想定される鹿の化石が発見されている。
- 沖縄の貝塚時代は約1万年前から開始されると考えられており、縄文時代にあたる貝塚時代前期、弥生時代にあたる貝塚時代後期前半、古墳時代から平安時代にあたる貝塚時代後期後半の3期に分けられる。
- 貝塚時代前期の遺跡は丘陵上の台地や台地縁辺部の崖下などに立地するのが特徴で、島添大里グスク（大里字大里）、垣花遺跡（玉城字垣花）、新原貝塚（玉城字新原）、下上原貝塚（知念字知念）などの17カ所が確認されている。
- 沖縄貝塚時代後期前半の遺跡は、前期に比べると海岸線近くに下りてきており、海岸砂丘地から新原貝塚やミシラギ貝塚が確認されている。そのほかの遺跡は河川沿いまたは丘陵台地上にある。
- 貝塚時代後期後半は堀川貝塚を除く9カ所の遺跡が丘陵上に所在しており、ヤローア洞穴遺跡、根石グスク、垣花遺跡、下代原遺跡、稻福遺跡、島添大里グスク、島添大里グスク南遺跡、真手川原遺跡、ギリムイグスクなどがみられる。貝塚時代の終焉頃に流通した無文の土器が出土している。
- これらの遺跡は次の時代のグスクが立地する場所と重複しており、このことから貝塚時代後期後半の社会から次のグスク時代に継続されてきたことがわかる。
- アマミキヨ神話や穀物起源神話に関わる史跡は、知念から玉城字垣花・百名周辺に集中している。これらの地域は湧き水が豊富で島尻でも数少ない水田地帯であり、貝塚時代においても遺跡が確認されていることから、人々の定住と農業生産力を背景に神話や伝承が発生したものと考えられる。

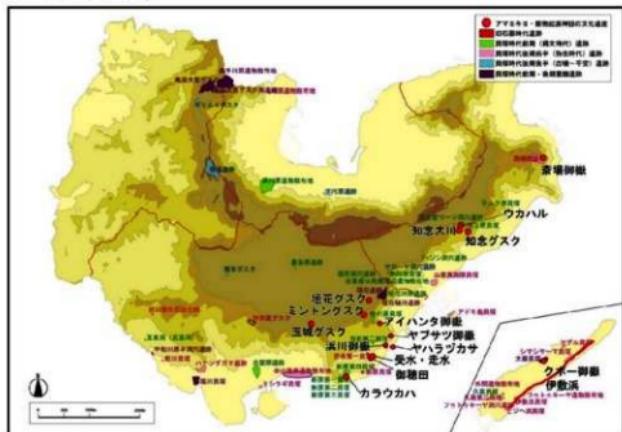


図 2-10 貝塚時代（約1万年前～12世紀頃）に関連する文化遺産の分布と歴史文化的特徴
(出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画)

【グスク時代（12世紀頃～15世紀前半）】

- ・グスク時代になると、前の時代に始まった農耕が定着し、人口が増えはじめる。人々は天然の湧水を利用して水田を開き、その水系の集落（マキヨ）が地縁的な共同体となる。中南部は畑作が中心だったが、南城市では水稻耕作が可能だったことは特筆される。
- ・鉄器利用によって生産性が拡大したことで、共同体を束ねる首長（按司）が台頭し、集落や聖域を内包しながら防御性をもつグスクを構えるようになる。南城市はグスクや関連遺跡が多い地域だが、上記のように農業生産力が高く、人口が多くなったことが背景にあると考えられる。
- ・南城市では大型グスク、小型グスクが丘陵上に立地し、各グスクを中心に同時代の遺跡が分布していることが特徴である。大型グスクに隣接して、領主だった按司の墓やその家族の墓が分布している。
- ・そのなかでも、玉城グスク、知念グスク、糸数グスク、大城グスク、島添大里グスク、佐敷上グスクなどの大型グスクは、グスク間の興亡を繰り広げ、当時の政治的文化的中心地だったと考えられる。
- ・グスクを中心に集落が分布しており、この時代の遺跡群は、17世紀前半に成立する間切制度の間切やシマの単位に対応しており、その母体となったと考えられる。

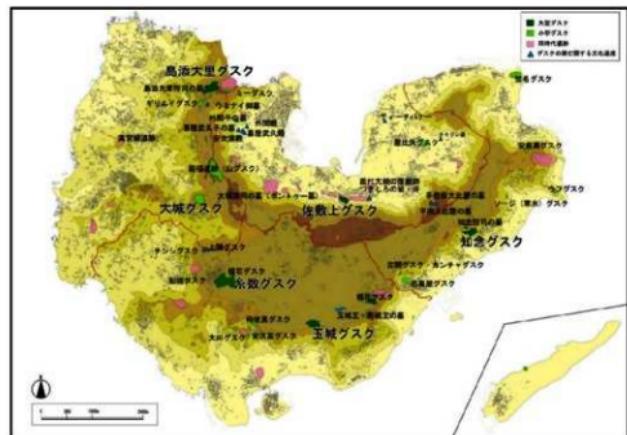


図 2-11 グスク時代（12世紀頃～15世紀前半）に関連する文化遺産の分布と歴史文化の特徴
(出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画)

【琉球王国時代（1429年～1879年）】

- ・1429年、佐敷上グスクを拠点とした尚巴志は、浦添にあった中山を平定した後、拠点を首里城に移して第一尚氏王統を樹立することにより、琉球王国が誕生した。以降、1469年に第二尚氏王統に王権が移行するが、1879年までは独立王国となった。
- ・琉球王国時代の地域社会は貢納を目的とした米、粟、豆、砂糖の農業生産を行っており、集落と耕地は密接な関係を持ち、農作業や祭祀、冠婚葬祭の扶助もシマ単位で行われ、間切・シマ制度（後の間切・ムラ制度）も成立した。
- ・17世紀には大里の大城が玉城間切に所属しており、グスク時代の地域区分をもとに間切の境界が決められたのではないかと推測される。17～18世紀にかけて大里間切・佐敷間切・玉城間切の境界で所管換えが行われ、こうして確定された間切区分は王国末期まで継承された。
- ・18世紀には新しい集落（近世集落）の村立てや、王府の指導による集落移動も行われた。
- ・グスク内の御嶽や集落の起源の屋敷が拝所となり、年中祭祀などに巡拝されるようになる。集落には殿や火の神、樋川・井戸、墓、集落要素（クムイ、石獅子、土帝君など）が分布する。
- ・大型グスクの所在した大里、佐敷、知念、玉城は間切番所が設置され、間切の中心として街道の整備が行われた。知念グスク、玉城グスクではグスク内に間切番所が置かれた（玉城は後に富里へ移動）。
- ・尚巴志以後、二度の事件（志魯・布里の乱、護佐丸・阿麻和利の乱）が起こり、玉城字富里や当山には尚泰久の一族に由来するグスクや墓が分布した。
- ・琉球開闢神話や穀物起源神話に登場する久高島を含めた知念や玉城は、琉球王国の国家儀礼の場とされ、琉球国王の行幸（18世紀より代理）や聞得大君の御新下りが行われた。世界遺産である斎場御嶽は単に聖域として重要なだけでなく、国家儀礼の場としての記憶も内包した史的空間である。

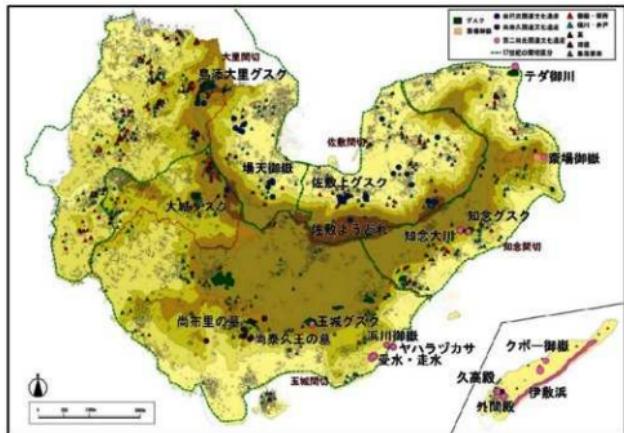


図2-12 琉球王国時代（1429年～1879年）に関連する文化遺産の分布と歴史文化的特徴
(出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画)

【近現代（1879年以降）】

- ・明治12（1879）年の琉球処分により琉球王国は沖縄県となり（一時的に琉球藩を経る）、王国時代に間切だった行政区域は、明治41（1908）年の沖縄県及び島嶼町村制の施行で市町村となる。南城市では、大里間切、佐敷間切、知念間切、玉城間切がそのまま村制に移行した。
- ・戦後は昭和24（1949）年に大里村から6字が分離独立して与那原町となり、昭和55（1980）年には知念、佐敷、玉城との間に境界変更が行われた。
- ・19世紀初頭から廃藩置県頃にかけて、首里などからの移住者が本集落の近くに屋取集落をつくるケースがあり（親慶原、愛地、伊原など）、大正から昭和にかけて行政的に分離され（地籍は未分離）、戦後に行政区として新設された。
- ・第二次世界大戦では沖縄本島南部地域は激戦地となった。南城市域にも、戦跡として防空壕や軍の陣地跡などがある。玉城地区は特に顕著で、糸数、船越、前川などに戦跡が集中している。
- ・島添大里グスク、糸数グスク、ウフググスクなども戦争被害が及び、文化遺産の一部が破壊されたり、持ち運ばれたりし、グスクの内外に戦跡が残っている。
- ・戦後は農地改良、住宅開発、インフラ整備が進められたことで、緑地が失われ、市域の景観もだいぶ様変わりした。道路は農道を含めて縦横に伸び、海岸の埋め立てにより新たに編入された区域も増えた。

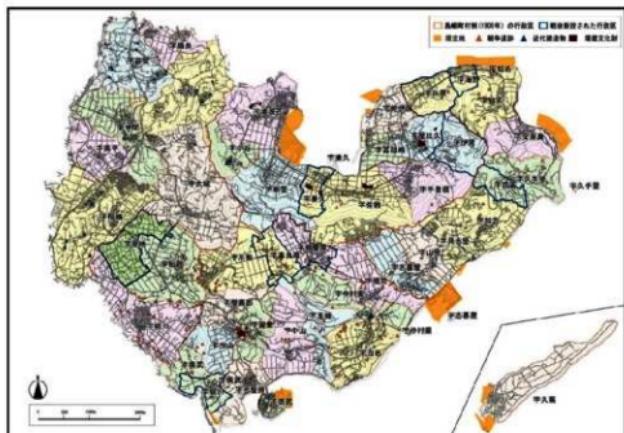


図2-13 近現代（1879年以降）に関連する文化遺産の分布と歴史文化的特徴
(出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画)

(2) 斎場御嶽の歴史

【貝塚時代（約1万年前～12世紀頃）】

南城市には多くの先史時代の遺跡が存在する。それらの多くは海岸に近い石灰岩丘陵上か、その周辺縁辺部の崖下および海岸砂丘に形成されており、斎場御嶽の位置する知念地区、玉城地区に多く分布している。

斎場御嶽においても、三庫理の三角岩からシキヨダユル・アマダユルの拝所全面に広がるウナー部全体の広範囲より弥生時代の土器が発見されている。弥生中期の土器とともに、沖縄在来の土器が検出されたが、石器や貝器という生活必需品が全く検出されていない点が特殊である。また、意図的に焼かれたイノシシの骨が多量に出土したことは、その場所の祭祀性を意味するものと考えられる。



写真 2-2 弥生式土器片（出典：南城市史）



写真 2-3 イノシシの肩甲骨と上腕骨
(出典：南城市史)

【グスク時代（12世紀頃～15世紀前半）】

グスク時代、沖縄の各地に政治的支配者である按司が誕生し、その多くはその地位を守り、勢力を広げるためにグスクを築いて土地・人民を支配し、いわば在地領主的存在として互いに競いあった。

南城市ではこの時代の遺跡が70か所報告されており、のちに編纂される『おもろさうし』に登場するグスクは11か所と他地域に比べて多い。斎場御嶽の周辺では、安座真グスク、ナーワンダーグスク、ウフグスク、寒水（ソージ）グスク等、狭い平坦地を囲む野面積みのグスクが発見されている。

斎場御嶽が琉球最高の聖域に位置付けられるのは第二尚氏王統の時代（1470年～1879年）だが、その背景には、「東方」「てだか穴」とも言われる久高島との深い関連があると考えられる。御嶽の神は、天上帝なるオポツ・カグラから降臨するか、はるかなるニライ・カナイから遠来して、御嶽に鎮まつたものと觀念されている。



写真 2-4 ナーワンダーグスク（出典：南城市史）



写真 2-5 為朝岩の奥に見える久高島

英祖王統の居城と伝えられる浦添城跡の東端、「上の山」のさらに 100m 先には、「分かれ岩」とも「為朝岩」とも呼ばれる巨岩がある。その岩と、上の山を結ぶ延長線上にあるのが久高島である。冬至の日には、その島から朝日の昇る様を見ることが出来る。また、その本島側には与那原の浜が見える。ここも、古来より綾子浜・雪の浜（すばらしい、白砂の浜などの意で、尊ばれている表現）とたえられ、ニライ・カナイの聖域空間との関連が深い聖地であった。このように、久高島と与那原の浜は、浦添に王府があった頃より王權祭祀の場として崇められ、大切にされていた聖地であった。しかし、第一尚氏が佐敷間切より興ると、その場は「ソコニヤ嶽」（佐敷・知念の間切境界に位置する）と斎場御嶽に移っていったと考えられる。

【琉球王国時代（1429年～1879年）】

1429年、佐敷上グスクを拠点とした尚巴志は、中山王武寧を滅ぼした後、琉球王国が誕生した。

斎場御嶽を琉球最高の聖域に位置付けたのは、「英祖にや真末按司襲い（英祖王統の末裔）」であると称している第二尚氏であった。崇高な御嶽として、第一尚氏の頃より崇拜されてはいたが、尚巴志を生んだ佐敷間切よりさらに東に位置する斎場御嶽は、第二尚氏の代になって国王巡幸の聖地になり、御新下りのお名付け所として琉球最高の聖域とみなされるようになっていたのである。

斎場御嶽は琉球開闢以来の聖地として国王はじめ人々の尊敬を集めてきた。かつて国王は聞得大君（キエオオキミ）らとともに一年おきに、4月の稻のミシキヨマ（初穂祭）には斎場御嶽など島尻東部（東方アガリカタと称していた）の井泉（カー）や御嶽（ウタキ）を巡拝して、国土の安泰と五穀の豊穣を祈願した。これが「東御廻り（アガリウマーリ）」の原型になったという。そして、間の年には2月の麦のミシキヨマに久高島などに行幸した。

伊波普猷文庫の「こえにや」集には国王の東世の御廻り（アガリユヌウマーリ）についての記述がある。その冒頭の部分は以下のようである。

伊波普猷による解説の植物名の一部を直すと、この部分の大意は「国王の行列が未明に首里城を発って、与那原に出て、磯づたいに知念に進んで、みつけ橋よつけ橋に上る頃に、恰度旭がさして来る。おつかけてさいはの森にさしかかると松（リュウキュウマツ）、ゆうな（オオハマボウ）、蒲葵（ビロウ）、クロツグ、九年母（クネブ）、梯梧（デイゴ）等の並木が見える。その並木のつくる所に、八尋殿十尋殿が建っている。以下略」となる。

「でいし」を伊波は梯梧（デイゴ）と解釈しているが、コバティシとする説もある。デイゴにしてもコバティシにしても、海岸の砂浜に生えるもので、オオハマボウも同様である。リュウキュウマツやビロウは日当たりのよい尾根や斜面に生えることが多く、クネブは人家に栽培されることが多い。クロツグだけは常緑林内に生える。これらの植物名から想像される森林は、明るい陽光のもとで成立した海岸林やそれからやや内陸で遷移途上の松林にビロウと統いてクロツグが入り込んだ林で、鬱蒼とした森林のイメージではない。これは現在の沖縄南部の海岸沿いの地域のどこでも見られる景観だが、この当時も少なくとも沖縄本島中南部のいたるところで見られた景観と思われる。当時の斎場御嶽内に通じる入口はウローカーの所であって、この泉（今は枯れている）で身体を清めて後、傾斜の急な参道を登り、御嶽の入り口である「御門口」へ向かった。海岸沿いの道からウローカーにいたる間に出現する植物の目立ったものを語ったものであろう。

国王の行幸は1673年に中止されるが、一方、聞得大君の御新下りが斎場御嶽で琉球处分までの約250年間にわたって続けられた。「新下り」とは、一般には地頭が自分の所領へはじめて行くこと（御初地入り）である。聞得大君は就任すると所領として知念間切を与え

られ、知念間切総地頭職になる。御新下りは聞得大君の就任式であり、知念間切のノロが聞得大君に新しく神号を奉る即位式のことである。琉球国最大の儀礼ともいべきもので、国王のオナリ神である聞得大君を公に認めることが、王国の安寧につながるとする考えが根底にあるという。尚貞王妃によって 1677 年に行われた御新下りから、1924 年の尚泰王女伊江朝獻夫人の最後の御新下りまで、約 250 年間に 11 度行われている。

19 世紀末の王府組織の組織や役職について記されている『古老集記類の二』によると、「サイハ御嶽當三人」として、2 人は久手堅村、1 人は安座間から勤めたと記録されている。

国王の行幸や聞得大君の御新下りがあると、その数カ月も前から人々がかりだされ、参道の修復や沿道に生い茂る植物の刈り取りが行われた。御新下りの際には御嶽の入口付近の広場（現在の駐車場）には四面の壁をクバ（ビロウ）の葉で覆われた御待御殿と呼ばれる仮屋が建てられ、ここで聞得大君が休憩・食事をとった。この御殿の前から御嶽内の各拝所には久高島から運ばれた白いサンゴバラス（さんご砂）が敷き詰められた。この儀式には久高島のノロや知念のノロ、根かん（根神）や役人の妻たちが数十人も参加する。彼らや彼らのお付きの人々のための仮小屋も建てられた。首里大あむしられ仮屋、御轎夫（ウチューフ）仮屋、祝女仮屋、大台所、さばくり仮屋などである。こうした仮屋の建設や参道や拝所の周辺は手を入れられ、拝みの場が維持されたろう。一方でこれを囲む森林は一本一草の持ち出しまも禁じられ、それを侵したものは祟りがあると畏れられた。その結果鬱蒼たる昼なお光とどかぬ森嚴な森と、それに囲まれ守られながらそれとの緊張関係を常に失わない拝みの空間とが厳然と維持され、神降りそして神宿る聖なる社と謳われたのである。

斎場御嶽に限らず沖縄の御嶽の社は神聖な森として厳重に守られていたが、一方で御嶽の周囲の山野の荒廃はかなり進んでいったと思われる。特に沖縄本島中南部で顕著であったと推定される。

【琉球处分～第二次世界大戦】

明治 4（1872）年、琉球王国が明治政府により琉球藩に改められ、明治 12（1879）年に最後の琉球国王尚泰が退位させられことにより琉球王国が崩壊すると、斎場御嶽における国家的な宗教儀礼も行われることがなくなった。しかし、首里王府により行われていた様々な行事は、その一部が庶民に受け継がれ、東御廻りの名所地として守られていった。

明治 32（1899）年～明治 36（1903）年、沖縄県では土地整理が行われ琉球王府時代の土地制度が一変した。この混乱期には、各地で無秩序な山林の伐採が行われたようである。斎場御嶽では、明治 39（1906）年に所有権が知念村に移り、村が管理を担うことになった。この時期、斎場御嶽でも樹木の伐採が行われたようであり、『文化財要覧 1956 年版』（琉球政府文化財保護委員会、1956）には「明治 30 年頃までは樹木が鬱蒼として・・・、土地整理後、樹木乱伐された禿げ山になってしまった」とある。この 10～15 年後である大正 4（1915）年～大正 5（1916）年までに撮影された写真（写真 2-6）にも、高木は見られず、伐採後に回復したと考えられる藪や幼木が斜面に見られるのみである。

明治末から大正初め頃、大庫理に瓦葺の建物が建てられ（写真 2-7）、その様子が大正 2（1913）年の琉球新報に掲載されている。建物の目的は不明だが、出入り口は岩側に向けられて開き、中には火の神が祀られていたという。昭和 20（1945）年に第二次世界大戦により破壊されるまで存在した。

大正 15（1926）年 6 月 27 日に斎場御嶽を訪れた鎌倉芳太郎は、当時の様子を『沖縄文化の遺宝』（昭和 57 年）に図とともに記している（図 2-14）。



写真 2-6 斎場御獄（南よりチヨウノハナの石灰岩を望む）

（出典：国立国会図書館デジタルコレクション 沖縄県写真帖 大正 6 年）



写真 2-7 大庫理に建てられていた建物 折口信夫旧蔵写真

（出典：國學院大學折口博士記念古代研究所 所蔵）



図 2-14 斎場御獄見取り図及び平面図

（出典：鎌倉芳太郎 沖縄文化の遺宝 1982 年）

『沖縄文化の遺宝』(昭和57年、鎌倉芳太郎)より

私が斎場御嶽を調査したのは、伊平屋調査に先だつ半年前、大正十五年六月二十七日である。島尻郡知念村久手堅部落の東北四、五町にして斎場御嶽の入り口に達す。『島尻郡知念村土地台帳』によると左の記載がある。

知念村字久手堅「サヤハバール」二百二十四番地、拝所、(二一・四〇八反)

元久手堅村有地ナリシガ、明治三十九年六月廿五日知念間切有ニ所有権移転セリ。(コノ頃御嶽内ノ松樹ヲ伐採ス)

この記録だけを見ても、明治十二年の廃藩置県後は、琉球王国としての国家的信仰は失われ、嶽内の松樹を伐採した頃には、往事の盛観をしのぶよすがもなく自然の荒廃にまかせざるを得ない状態になっていたと思われる。しかし私の調査した時の実感では、まだまだ心靈の氣嶽内に満ち溢れ、その畏敬の気持ちをもって記したその時のノートは左の如くである。

- 神嶽近ツクニ從ヒテ森嚴ノ気溢レ、四周各所ニ尖剣ノ如キ岩石突兀トシテ崎チ、鍾乳石水滴ト共ニ垂ルルニ対シテ、コノ尖岩大地ヨリ上天ニ延ビ昇リタル如シ、且ツ往昔ハ古木鬱蒼トシテ茂リ、神ノ居マス盡地トシテ昼夜暗カリキトゾ
- 石壇ニツキテ登レバ、左右ニ石灯籠四五基並ビタリ、松樹ノ間ヲ進メバ「一番グーア」ニ達ス、ココニ一神殿アリ、中ニ径三尺許リノ露石ヲ祀リ香炉ヲ置キタリ、コノ「一番グーア」ノ東方ニ山丘アリ、コノ東崖ニ「三番グーア」ハ甚ダ重ンジタル秘境ナレバ、「一番グーア」ノ拝所ハ、「三番グーア」ニ行カザルトキ、又「三番グーア」ニ行クコト能ハザル者ノタメノ遙拝所ナルベシ、古、聞得大君加那志ノ御新下リノ時ニハ、コノ「一番グーア」ニテ御名付ヲナシタル由ナリ、祝々等モコニ「ユーグムイ」ヲナシタリト云フ
- 「一番グーア」ヨリ奥ニ進ミ道ヲ左ニ取レバニ三十間ニシテ「二番グーア」ニ達ス、稍東南ニ向ヒテ岩石ニエグレ、上部ヨリ鍾乳石垂下シ水滴ト共ニ鬼氣入ニ通ル、下部ハニ間ニ四間許リ石ヲ以テ疊ミ神座トセリ、香炉アリ、西北ニ向ヒテ拝礼ヲナス、「オ的」ハ首里王城ニ当レル由伝ヘタリ、香炉ノ左側ニ露石一個アリ、「ウマグアーリシ」と俗称シ小馬ノ頭骨大ナリ、コノ露石ガ重クナレバ「ユガフー」軽クナレバ「ガシ」ノ世ト云フ、一種ノ占石ナリ
- 「三番グーア」ハ最モ崇拝セル靈所ニシテ、「一番グーア」ノ東方ノ山丘ヲ左ニ迴レバ、北方ニハ大岩石凹面ヲナシテエグレ、間ノ鍾乳石垂下シ、二大石ヨリハ水滴絶エズ落下シ、下ニ並ベタルニ個ノ小壺「コガネツボ」(今ハ白磁壺ナレドモ往昔ハ黄金製ナリキト云ウフ)ニ注下ス、壺ハ台石ノ上ニ置カレ、下ハニ坪許リ石ヲ疊ミ神座トナセリ、コノ「コガネツボ」モ落丁シ溜ル水量ニヨリテソノ年ノ凶悪ヲ占フ、水ガ溢レルトキハ「ユガフー」水ガ無クナレバ「ガシ」トス、雨続クトモ必ズシモコノ靈水多キトハ限ラズ
- コノ靈壇ノ東部ハ更ニ大岩石ニヨリテ岡マレ、二大岩石ノ間ハ約三丈許リ割切レソノ隙ハ小径ヲナセリ、徑ニ從ヒ南ニ向ヒテ歩メバ神域ニ達ス、コノ神域ノ広サ十坪許リ、拝所三アリ、一ハ北方ニ向ヒ、一ハ南方ニ、一ハ東方ニ向フ、東方ハ岩石ナク眼前ニ久高ノ靈島ヲ展望ス、コノ神域久高ノ遙拝所タルヤー目シテ明ラカナリ、((旧))ニ月国王久高島ニ行幸ノ頃、ココニテ太陽ノ久高島方ヨリ上ルヲ遙拝セシナルベシ) 往昔コノ神域ニハ女神人ノミ到リテ拝スルモノト定マリタリト云フ

※橙色：御門口に関する記述 水色：大庫理に関する記述 紫色：寄満に関する記述

緑色：シキヨダユルアマガヌビー・アマダユルアシカヌビーに関する記述

赤色：三庫理に関する記述

第二次世界大戦中、沖縄全体が戦争に巻き込まれていく中、斎場御嶽周辺では昭和 16（1941）年に、国道沿いに日本軍の高射砲陣地が構築され、ウローカー近辺にも砲台が築かれた。これら陣地への材木の供出のため、回復しつつあった斎場御嶽の樹木は再び伐採された。また、斎場御嶽の岩陰は人々の避難場所となった。昭和 20（1945）年、中城湾を取り囲む米軍による艦砲射撃が始まると、斎場御嶽にも砲弾が多く落ち、大庫理や三庫理をはじめとする石灰岩石の崩落、基壇の崩壊、樹木の消失等の被害を被った。着弾地の穴に水が溜った池が現在も残るほか、不発弾も多数見つかっている。

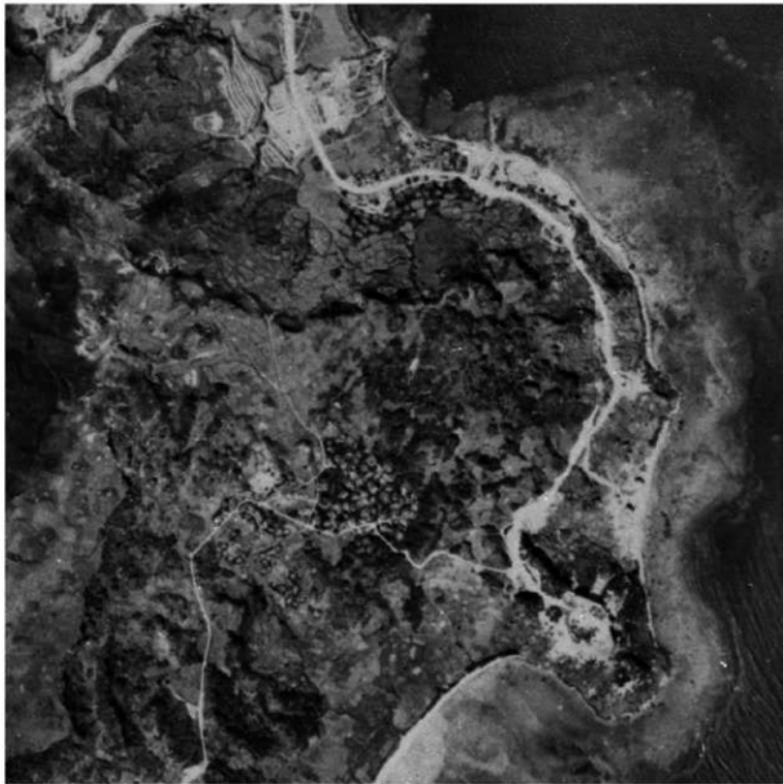


写真 2-8 第二次世界大戦後の斎場御嶽の様子（昭和 21〔1946〕年 2月 22 日、米軍撮影）
(出典：国土地理院ウェブサイト 地図空中写真閲覧サービス)

【戦後～現在】

戦後、荒廃した沖縄全体においては、日常生活用の薪炭を得るために伐採が続けられ、斎場御嶽においても、薪木の採集が続いたようである。昭和 30（1955）年の琉球政府による史跡・名勝指定の文書には、「明治三十年頃迄は樹木が鬱蒼として、昼でも尚暗く神々しかったが土地整理後樹木濫伐されて現在では禿山になっている。それで一日も早く復旧し植樹する必要がある。」とある。その後、知念村によりモクマオウ・ソウシジュ・フクギ等の植樹や、地域住民や失業対策事業等での清掃作業が実施された。

昭和 47（1972）年、沖縄の本土復帰とともに斎場御嶽は国史跡に指定された。戦後數十年を経て放置されたままであった参道は、所々が損壊し、戦争による岩塊や野鳥が落とした種による樹木が参道を遮るなど、通行にも支障をきたしている状況であった。これらの懸案事項を早急に解決してほしいという声が高まり、平成 4（1992）年度に『知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画』を策定し、平成 6（1994）年度より整備事業を開始した。

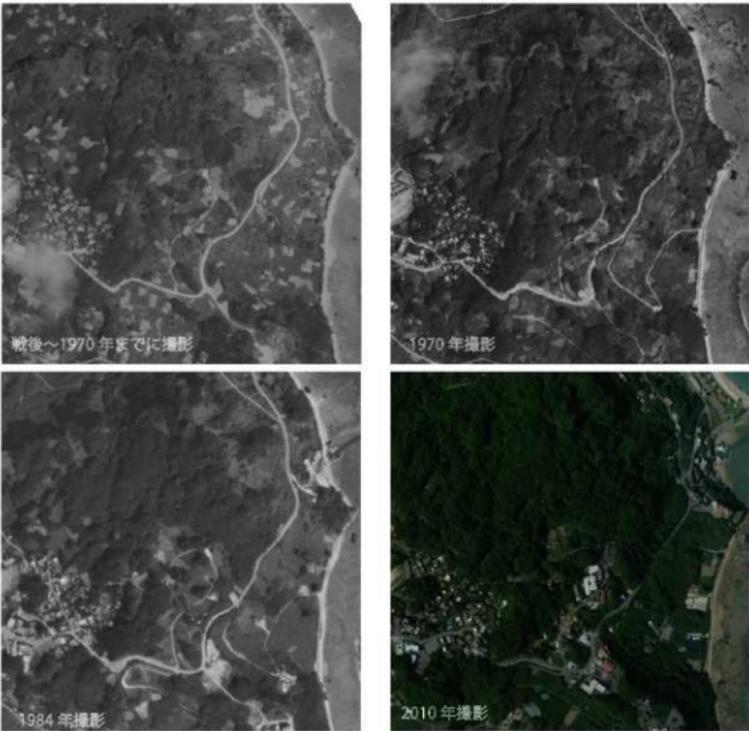


写真 2-9 戦後の斎場御嶽の様子（出典：国土地理院ウェブサイト 地図空中写真閲覧サービス）

(3) これまでの調査、整備履歴の概要

斎場御嶽では、平成 6 (1994) 年度から各種調査や整備事業が実施されてきた。

特に、平成 7 (1995) 年度から 13 (2001) 年度にかけて、御門口、大庫理、三庫理、寄満、参道等の本格的な修復・復元のための工事が実施された。また、ウローカー・参道については、平成 24 (2012) 年度に公有化され、平成 26 (2014) 年度以降に参道部の法面保護工事や階段設置工事、手すり整備等が実施されている。

表 2-1 斎場御嶽の調査、整備履歴の概要

年度	地区	事業内容
平成 6 年度	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次世界大戦時の艦砲射撃による不発弾の探査。 ・砲弾 6 発を撤去
	大庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落する危険性の高い岩塊の撤去
	寄満	<ul style="list-style-type: none"> ・石疊、基壇部の遺構調査 ・戦争により破壊された箇所の確認 ・砲弾池の反対側にある戦時中の住民避難壕確認調査 ・遺構写真測量
平成 7 年度	三叉路付近	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構確認調査（旧道遺構の露出、トゥブシ〔松明〕台跡の出土）
	三庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構確認調査（排水遺構の露出、三角岩・ウナー部でのIV層の包含層確認） ・崩落する危険性の高い岩塊の撤去
平成 7 年度	大庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落する危険性の高い岩塊の撤去 ・遺構写真測量
	寄満	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落する危険性の高い岩塊の撤去
	御門口	<ul style="list-style-type: none"> ・参道の仮整備
平成 8 年度	大庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構確認調査（ウナー部、基壇、瓦屋跡） ・民間信仰団体による拝所の撤去（2カ所）
	寄満	<ul style="list-style-type: none"> ・参道及び基壇、ウナー部の修復 ・流入水排水のための暗渠設置
	三庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構写真測量
平成 9 年度	三庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構確認調査（弥生時代の包含層の広がりの確認） ・遺構確認調査（排水遺構を検出）
	大庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次大戦時の艦砲射撃による巨大岩塊の段階撤去及びアカギ植栽
	寄満	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠設置 ・砲弾池に吐水口を設置 ・大庫理のウナー部、三庫理までの参道整備
平成 10 年度	三庫理	<ul style="list-style-type: none"> ・ウナー部の調査（金製勾玉等一括資料出土） ・暗渠設置 ・石疊道及び基壇部の整備 ・シキヨダユル、アマダユルの基壇と壺の設置
	ウローカー・参道	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘調査
	御門口	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構確認調査 ・ボーリング調査 ・基壇、階段、ウローカーへ取り付け道の石垣工事
平成 11 年度	駐車場入口	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸の遺構確認調査
	ウローカー・参道	<ul style="list-style-type: none"> ・入路（石疊道）の遺構確認調査 ・第二次大戦時の陸軍砲台跡の確認
	御門口	<ul style="list-style-type: none"> ・東側法面保護工事、周辺部の植栽工事

年度	地区	事業内容
平成 13 年度	全域	・境界測量及び用地杭設置 ・サイン設置（9箇所）
	御門口 ～寄溝	・参道整備及び集水樹・浸透井の設置
	御門口	・手すり設置 ・植栽工事
	ナーワンダーグスク	・遺構確認調査
平成 16 年度	・案内施設整備（緑の館セーファ・駐車場）	
平成 23 年度	全域	・サイン設置（3箇所） ・石畳み剥がれ補修 10箇所
	寄溝	・寄溝前広場修繕（排水、枠の堆積泥除去）
	三庫理	・三庫理前広場修繕（排水、枠の堆積泥除去） ・参道の土壌設置（以降定期的に補修）、サンゴ砂利設置
	御門口	・簡易木道整備並びに手すりの修繕 ・参道の土壌設置（以降定期的に補修）、サンゴ砂利設置
平成 24 年度	ウローカー・参道	・斎場御嶽周辺地区買取
平成 25 年度	御仮屋跡	・案内施設拡張工事
平成 26 年度	ウローカー・参道	・遺構確認調査
平成 28 年度	ウローカー・参道	・遺構確認調査 ・参道部法面保護工事
	全域	・多言語サイン整備
	ウローカー・参道	・参道並びに階段設置工事 ・サイン設置（3箇所）
平成 29 年度	御門口	・手すりの設置
平成 30 年度	全域	・石畳み剥がれ補修 4箇所
	御仮屋跡	・駐車場再整備（緑地スペースへ）
平成 31/ 令和 1 年度	御門口	・簡易木道修繕
	ウローカー・参道	・参道へ簡易階段・手すり整備
令和 2 年度	全域	・石畳み剥がれ補修 6箇所
	三庫理	・新型コロナウイルス感染（3密防止）対策用柵設置（3基）

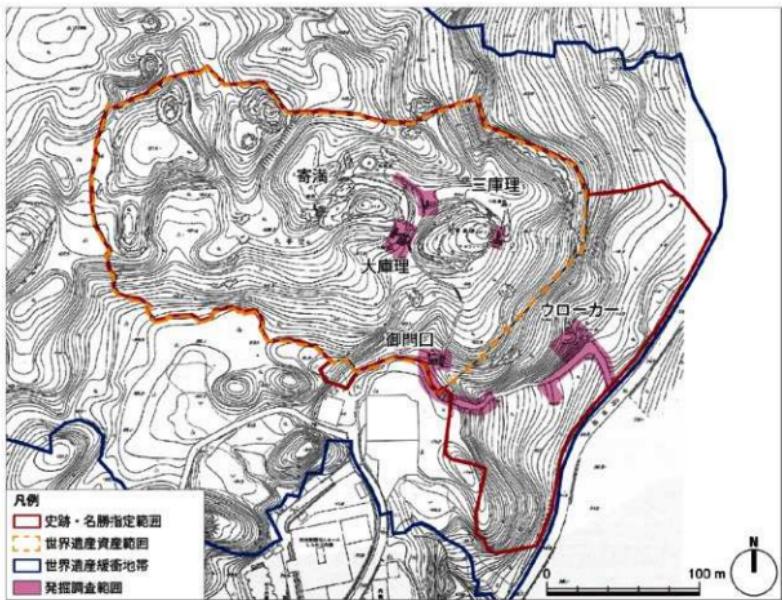


図 2-15 発掘調査範囲図

(4) 斎場御嶽周辺に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産

斎場御嶽周辺には、数多くの歴史文化資源が位置している。その中でも久手堅集落は、御新下りのルートである久手堅里道によって斎場御嶽と結ばれ、関連が深い歴史文化資源が集中している斎場御嶽周辺に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産を以下に示す。

表2-2 斎場御嶽周辺に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産

名称	概要
御仮屋跡	<p>かつて聞得大君の御新下りの際に、一晩お休みになる御待御殿の建っていた場所。従者たちは周辺に様々な仮屋を建て、儀式を厳かに執り行うための準備をした。</p> <p>駐車場から、斎場御嶽へ向かう右側に、6段の階段で池部に届く、小さなカーパarkingがある。</p> <p>カーパarkingの築造年は定かでない。三方を石積みで囲んでいるが、その約半分は崩れている。</p> <p>古文献に記載が無いこと、その構造や大きさなどからして、廃藩置県後のものと考えられる。なお、鎌倉芳太郎の記録には現在の位置にすでに見え、御嶽を訪れる客に清水を提供していたと考えられる。戦後、ここより取水して反対側にある窪地で田イモが栽培されていたという。その際に、ヒューム管が据え付けられていた。遺物は、わずかに近世～現代の陶磁器片が表面採集されている。</p>
ナーワンダーグスク	<p>斎場御嶽寄溝から西側に通じる山道を 150m 奥に入っていくと約 1000 m の広場に出る。その広場の南北の隅に 9m 位の間隔を置いて 2つの岩が屹立している。北側の石が高さ 7~8m 位のキノコ状の岩で、キキガナーワンダーと呼ばれ、その頂上からは土器片が採集されている。</p> <p>南側の石がピラミッド型の岩で、キナグナーワンダーと呼ばれ、隣接してグスクが築かれている。</p> <p>保存状態はきわめて良好で、城壁の石垣が残っている。</p> <p>整備は行われていない。</p>
ウフジチューの墓	<p>斎場御嶽北方の森の中にある古墓。ウフジチューは、字安座真で祀られる神である。4月18日には隔年で「大神宮の御祝（ウフジチユースウユエー）」が行われる。</p>
旧船着場 (マチガキドウマイ)	<p>国王や聞得大君の久高島行幸において、久高島への往路と復路に斎場御嶽を経由していた時代があり、斎場御嶽の下にあった「マチガキドウマイ（泊）」は、その際に国王や聞得大君が乗る船が利用した港だと考えられる。遺構は確認されていないが、現在の安座真サンサンビーチの南側あたりであったと考えられている。</p>
安座真グスク	<p>狭い平坦地を囲む野面積みのグスク。</p>

名称	概要
久手堅里道	<p>琉球王府時代、御新下りの際に使われていたと考えられる道。 山道が整備されている。</p> 
ウフグスク	<p>知念半島の東端、知念岬の付け根に位置し、がんじゅう駅・南城の一角にある丘椀を伏せたような丘と道路を挟んだ向かい側の丘からなる。椀を伏せたような丘の頂上部を中心に 13m×17mほどの平場があり、その周辺に石積みが巡らされている。石積み遺構は幅 1.5m、高さ 50~60cm。後世の破壊で大きく改変され、石積みの保存状況は極めて悪い。なお、グスクの地下には、沖縄戦の際に構築された陣地壕が遺されている。</p> <p>丘全体が鬱蒼とした森に覆われているため、遺構の全容を掴むことはできないが、ウフグスクの占地は、知念間切の北側の海と海岸線、更に南側の海と海岸線を確保する位置にあるため、グスク時代における海外貿易を考える上で、重要なグスクであったと思われる。</p>
久手堅集落	<p>廃藩置県後、斎場御嶽を所有していた集落。知念村に所有が移って以降も管理を行っていた。</p> <p>以下の各歴史文化資源のうち、一部は名称サインが設置されている。</p> 
イースカー	<p>集落からみて北方にあるカー。御新下りの時に使う水は、ここから汲んだといわれている。1970 年代まで飲料水として利用されていたという。</p> 
アジシー墓	<p>當間ガーの西方にある拝所。古墓といわれる。正確な位置は不明なため、祭祀の時は、拝所入口近くの階段から遙拝されている。</p>

名称	概要
久手堅のシーサー	石造りのシーサー。以前は南東方面を向いていたと言われているが、現存する石獅子は鍛冶屋ガマに向いている。
ボーザー石	かつての神庭であった久手堅公民館の入口にある。ノロが馬に乗る際、踏み台にした石といわれる高さ 50cm、幅 70cm 程度の石灰岩。
當間殿	斎場御嶽の近くにあり、公儀の祈願があった拝所である。庭も合わせて約 100 坪の敷地で、庭にはクバやフクギなどの大木が生い茂っている。土器や青磁が表面採集される。
當間のヒヤー	當間殿の右後方の山。字久手堅の人々を守護する神様が鎮座しているといわれている。
當間ガー	集落からみて南方にあるガー。飲料水や産水を汲むガーだったといわれている。向かって右側のガーは、ウガンガー（祭祀を行うガー）。左側のガーは生活用水として使用されていた。
久手堅の大アカギ	百数十年前に首里城改修時に切り倒され、献木された。その後、切り株から芽を出した 3 本の樹幹が現在の形をつくっている。市指定文化財。
ノロ墓	集落北東部にある拝所。斎場御嶽に至る道沿いに入口の階段がある。ノロが葬られていると伝えられている。

名称	概要
砂糖屋敷跡 (さーたーや跡)	黒糖製造のための小型の製糖場の跡。牛馬に砂糖車を引かせて甘蔗(さとうきび)をしぶり、黒砂糖を作っていた。
くんぶちがーら跡	詳細不明。
安座真集落	御門口での拝みが残る集落。
ユンブリガー	安座真集落の人々が最初に飲料水や生活用水に使用した川である。
フルヒージャー	詳細不明。



図 2-16 久手堅集落内に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産位置図

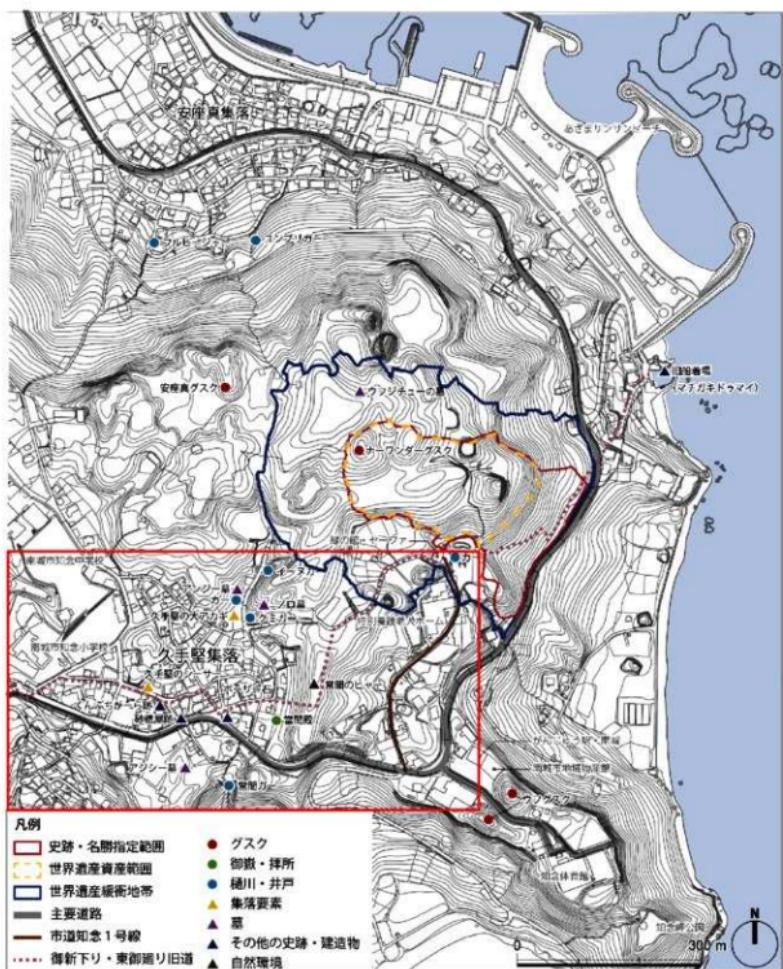


図 2-17 斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産位置図（赤い囲みは図 2-16 の範囲）

3. 社会的環境

(1) 人口・世帯数

南城市の人口は近年増加傾向にあり、令和3（2021）年1月末現在で44,963人、世帯数は18,578世帯である。しかし、斎場御嶽に隣接する字久手堅や字安座真の人口は概ね横ばい傾向にある。

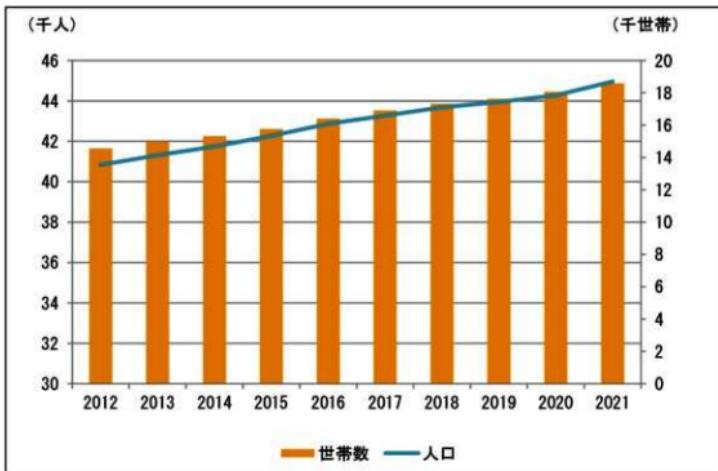


図2-18 南城市的人口・世帯数の推移
(出典：南城市行政区別人口統計表 各年の1月末日の数値を採用)

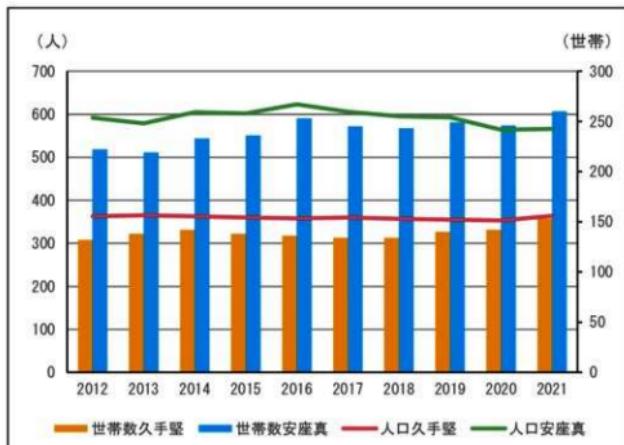


図2-19 字久手堅、字安座真の人口・世帯数の推移
(出典：南城市行政区別人口統計表 各年の1月末日の数値を採用)

(2) 産業

南城市的基幹産業は農業である。特に野菜の栽培が盛んで、さやいんげん、オクラ、ゴーヤー等が主要作物である。畜産業は、生乳や鶏卵、豚肉が多く精算されており、農業出荷額の大半を占める。この他、肉用牛、果樹、花卉の生産も行われているが、高齢化や後継者不足等による農業就業者の減少により、耕地面積も減少傾向にある。水産業は、モズクの県内有数の产地である。

また、観光に関しては、斎場御嶽、久高島、おきなわワールド文化王国・玉泉洞などの観光スポットが多く、南城市に来訪する観光客も増加傾向にある。

なお、斎場御嶽の来訪者数（緑の館・セーファ）の推移をみると、新型コロナの流行の影響を受けた令和2（2020）年度は極端に少ないものの、毎年度、概ね35万～40万人が来訪している。

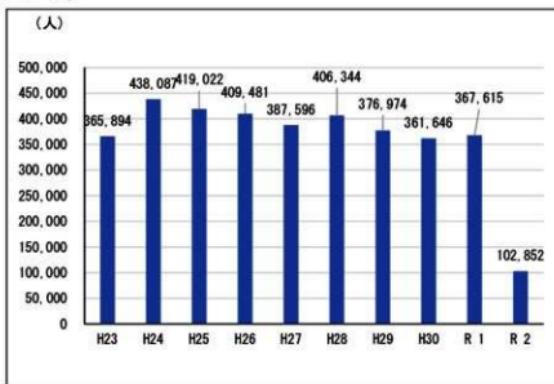


図2-20 斎場御嶽の来訪者の推移（出典：南城市）

外国人来訪者数の推移をみると、平成29（2017）年以降、減少傾向がみられ、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響で極端に少ないが、概ね2万～3万人程度の外国人が来訪している。内訳としては、台湾が概ね半数を占め、次いで韓国やアメリカ等が多い。

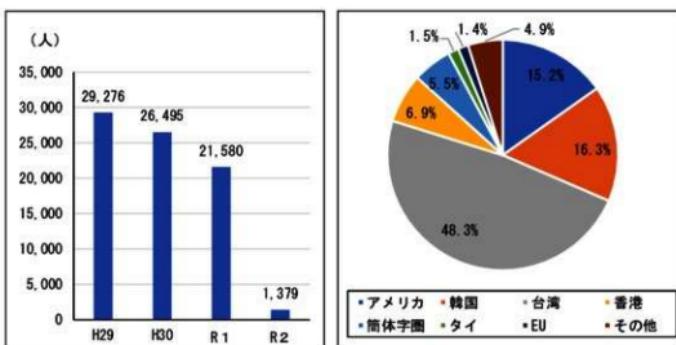


図2-21 斎場御嶽の外国人来訪者の推移・国別割合（国別割合はH30～R2年度の平均：出典：南城市）

(3) 土地利用・交通

南城市は、山林・湧水・河川・海など自然資源が豊富であることから、自然的土地利用の色合いが強い地域といえる。土地利用は、約3割を農地が占めており、農振法に基づく農用地区域も広い範囲で指定されている。東部および南部の海岸部の後方から西部地域にかけては、なだらかな傾斜地の中に耕地が点在している部分と比較的急峻な岩石の断崖となって連なっている部分がある。それらの頂上は、比較的広い台地で、ゴルフ場などの施設があるほか、原野・耕地が広がっている。頂上から北部にかけては、豊かな緑に被われた丘陵地が海岸部にかけて広がっており、南城市的特徴的な地域景観を形成している。北部の丘陵地から海岸部および西部にかけては比較的平坦な地形が広がり、市街地や集落が形成されている。離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西端に集落がある。

斎場御嶽指定地内はほぼ全域が森林に覆われており、緩衝地帯は森林・野草地・畠として利用されている。周辺は、国道331号線が三方をめぐり、北西に安座真集落、南西に久手堅集落が位置する。その他は多くが森林・野草地・畠となっており、海岸沿いには浜辺、ビーチが広がっている。

市内を通る道路網としては、国道331号が市の外周を形成し、県道86号線、県道137号線、県道48号線などが主要な道路を構成している。起伏があるという地形条件もあり、市内を南北方向に結ぶ道路網が弱く、令和4(2022)年の完成を目指し、新たな幹線道路として南部東道路が建設中である。



図2-22 南城市的土地利用と道路網の状況（出典：南城市歴史文化基本構想・保存活用計画）



図 2-23 斎場御嶽及び周辺の土地利用の状況（出典：沖縄県地図情報システム）

(4) 土地所有の状況

文化財指定地は、全域が市有地である。現在便益施設等が位置する南側の隣接地も市有地となっている。

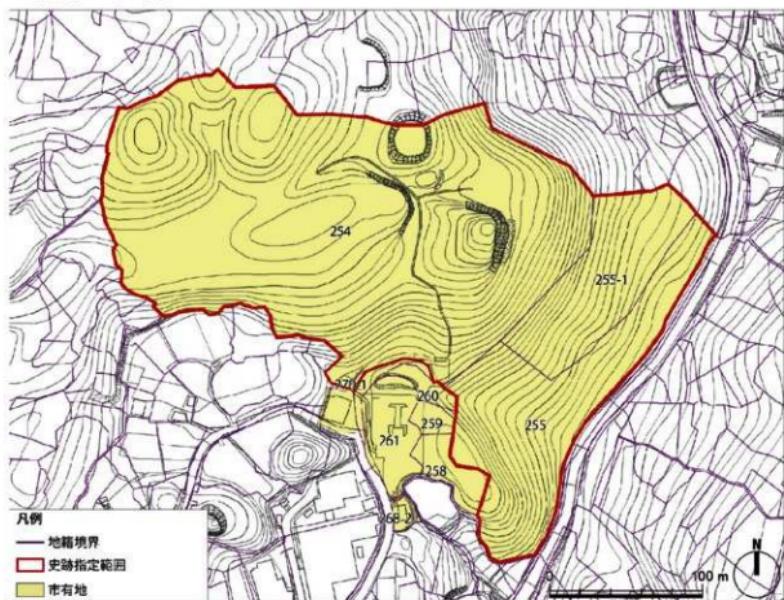


図 2-24 土地所有の状況

(5) 法令、条例の適用状況

斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺においては、下記の法令が適用されている。

表2-3 斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺に適用されている法令等の制度概要

根拠法令・地区等	原則	許可・届出等	建築等の行為制限	罰則規定
南城市開発事業手続条例 重点保護地区	市、市民、事業主等の協働による地域特性に応じた良好な住環境の保全及び都市環境の形成を図るために、諸行為が規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為、土砂等の採取、土地の区画形質の変更などをを行う場合には許可が必要となる。 <p><基準></p> <ul style="list-style-type: none"> - 開発事業区域又はその周辺における自然環境及び社会環境を破壊しないように措置されていること。 - 河川流域又は沿岸海域が土砂等の流出によって汚染されないよう適切に措置されていること。 - 開発事業区域内の森林が、当該区域及びその周辺地域の環境の保全又は水源のかん養を図る上で適正に保全されていること。 	罰金
森林法 地域森林計画 対象民有林	森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るために、諸行為について規制される。	許可・届出	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採は届出が必要となる。 ・開発行為について許可が必要となる。 	懲役または罰金
森林法 保安林	森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るために、諸行為について規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採、土石若しくは樹根の採掘、開発行為について許可が必要となる。 	懲役または罰金
農業振興地域の整備に関する法律 農用地	農業の健全な発展を図るために、諸行為について規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為について許可が必要となる。 	懲役または罰金
都市計画法 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例 風致地区 (第1種風致地区) (第4種風致地区)	周辺の自然景観と調和する仕様(高さ抑制など)を義務付けるため、諸行為について規制される。	許可	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転 (2) 宅地の造成、土地の間壁その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。) (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) 水面の埋立て又は干拓 (6) 建築物等の色彩の変更 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 <p>※第1種と第4種で規制の基準が異なる。</p>	罰金
都市計画法 特定用途制限地域	特定用途制限とは、建ててほしくない建物用途を指定し、これを規制する制度	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を除く全域で市街化調整区域に代わる特定用途制限地域を指定することが可能。斎場御嶽周辺では、幹線道路沿道地区農村型、リゾート環境地区が指定されている。 	罰金
景観法 南城市景観条例	地域の自然・歴史・文化と人々の生活・経済活動と調和した	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる 	-

根拠法令・地区等	原則	許可・届出等	建築等の行為制限	罰則規定
<p>景観計画区域 (市全域) 重点地区 (全ての新築、増築、改築、移転についての届出の対象)</p>	<p>良好な景観形成を図るため、諸行為が規制される。</p>		<p>修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採などを行う場合は届出が必要となる。</p> <p><基準></p> <ul style="list-style-type: none"> - 良好的な景観が形成されている住宅地・集落に近接する場合は、その街並みの連続性に配慮した高さとすること。 - 赤瓦、琉球石灰岩、花ブロック等の沖縄の歴史・風土に合った素材をできる限り活用すること。 - 屋根の色彩は、極端な低明度や高彩度を避けるとともに、外壁の基調色との調和を図ること。 	

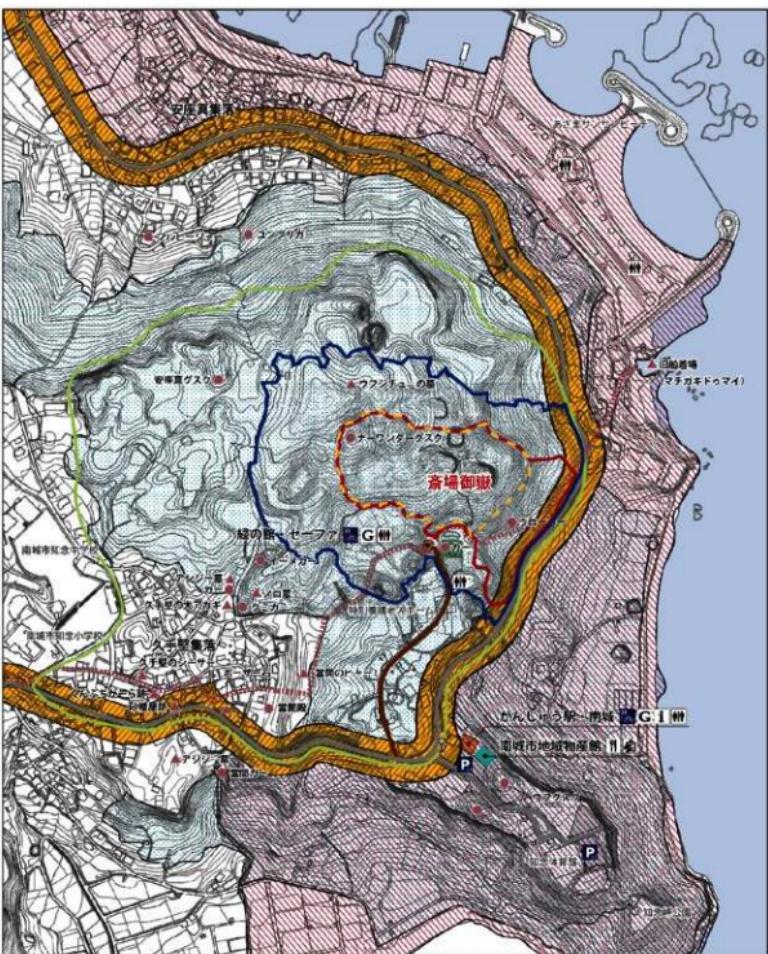


図 2-25 斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺の法令指定状況図 1



凡例

文化財保護法に基づく
史跡・名勝指定範囲
特定用途別に分づく
資本範囲

重要景観
重要景観の一部

緩衝地帯

斎場御嶽周辺保存活用区域

景観法に基づく景観計画区域
(市内全域及び汀辺界から1kmの範囲。
宍道半島北端と久高島北端を結んだ
直線及び奥武島南端と久高島南端を
結んだ直線に挟まれた範囲)

風致地区

特定用途別に分づく
幹線道路沿道地区農村型

リゾート環境地区

主要な歴史文化資産

解説施設

便益施設

主要道路

市道知念1号線

バス停

駐車場

駐輪場

G ガイダンス

i 観光案内

トイレ

食事

土産

0

500 m



図 2-26 斎場御嶽及び緩衝地帯、周辺の法令指定状況図 2

(6) 地域住民等との関わり

安座真では、現在も御門口で拝みが行われている。また、斎場御嶽は、民間の東御廻りの主要な巡礼地の一つである。

また、斎場御嶽（周辺地域を含む）では、学校教育や地域住民等の連携、観光活用が行われている。

表2-4 斎場御嶽の活用等の概要

区分	活用等の概要
学校教育 (環境教育・学習等)	①小学生を対象とした自然観察会、歴史・文化遺産の学習会 ②修学旅行、校外学習 ③なんじょうわらびんちゃ一体験プロジェクト等 ④教職員（主に新規赴任者）向けの斎場御嶽の学習会・講習会
近隣地域住民等との連携	①斎場御嶽の日常的な清掃活動 （南城市観光協会が「守り人！」に委託） ②斎場御嶽周辺の清掃活動 ③地域イベント（地域の祭りや、御新下り再現等）
観光活用	①案内ガイド、維持管理要員等の育成・活動（観光協会、アマミキヨ浪漫の会） ②スポーツイベント（サイクリング、健康増進等） ③民間業者によるツアー（現地型、オンラインツアー）



写真 2-10 南市の自然、文化遺産の学習会「南城市探検隊」（出典：南城市 HP）



写真 2-11 斎場御嶽周辺の清掃活動
（出典：南城市 HP）



写真 2-12 聞得大君の御新下り行列の再現イベント
(第2回南城市まつり 出典：南城市)



写真 2-13 南城市ガイド養成講座
（出典：南城市観光協会 HP）

* 南城市観光協会が日常管理等を委託しているアマミキヨ浪漫の会の会員。

第3章 文化財指定等の概要及び現状と課題

1. 文化財指定の概要

(1) 琉球政府による指定

斎場御嶽が一般に知られるようになったのは、明治12(1879)年の琉球処分以降のことである、それまでは、首里王府直轄の御嶽であったため、一般的な立入りは禁じられていた。現在のように自由に入り出しができるのは明治以降である。

斎場御嶽は、琉球開闢の神「アマキミヨ」の靈地、琉球王国最高位の女神官である間得大君の尊信の地、また、東御巡りの巡拝地としての価値を評価され、琉球政府の文化財保護法第39条の規定に基づき、昭和30(1955)年1月7日付文化財保護委員会告示第2号をもって史跡、名勝に指定された。

【昭和30(1955)年1月7日 琉球政府による史跡、名勝指定】

○文化財保護委員会告示 第2号

文化財保護委員会は、文化財保護法(1954年立法第7号)第39条の規定に基づき、史跡、名勝、天然記念物を次のとおり指定する。

斎場御嶽

- 一、種別 史跡、名勝
- 二、指定年月日 一九五五年一月七日
- 三、所在地 知念村久手堅、サヤハ原、長堂原
- 四、管理者 知念村
- 五、指定理由

当おたけは開闢神降臨の地として島内第一の靈場である。中山世鑑に昔、天城ニ、阿摩美久ト云神、御座シケリ、天帝是ヲ召シ、宣ケルハ、此下ニ、神ノ可住霊處有リ、去レドモ、未ダ島ト不成就コソ、クヤシケレ。爾降リテ、島ヲ可作トゾ、下知シ給ケル。阿摩美久畏リ、降リテ見ルニ、靈地トハ見ヘケレドモ、東海ノ浪ハ西海ニ打越シ、西海ノ浪ハ東海ニ打越テ、未タ島トゾ不成ナリ、去程ニ、阿摩美久、天ニ上リ、土石草木ヲ給ハレバ、島ヲ作リテ奉ントゾ奏シケル。天帝エイ感有テ、土石草木ヲ給リテケレバ、阿摩美久土石草木を持下リ、島ノ数ヲバ作りテケリ。先ズ一番ニ國上ニ辻土ノ安須森、次ニ今鬼神ノ、カナヒヤブ、次ニ知念森、斎場たけ、藪薩ノ浦原、次ニ玉城アマツヅ、次ニ久高コボウ森、次ニ首里森、真玉森、次ニ島々国々ノたけヲバ作りケリ云々。

以上によって斎場おたけが琉球開闢の靈地である事が解る。琉球國由来記によると、おたけの御神体は左の通りである。

- 一、御前ヨリミチ(寄満)
- 一、御前サノコウリ(三庫理)
- 一、御前キヨウノハナ(頂鼻)
- 一、御前大コウリ(大庫理)
- 一、御前シキヨダユル雨ガ美水(ヌーピー)
- 一、御前雨ダユルアシカ美水

昔は国王親しく毎年二月、八月此所で天神地祇を祀られたが、後祭壇を設けて久高島へ遷座された。又琉球最高の女神官、聞得大君の就任に当たっては御新下りと言つて、この靈地で行われた。その時は首里王府より百官を従えて参詣するし、各間切の祝女、捌吏も奉迎に参集し斎場一帯は賑わつたという。儀式は真夜中厳粛に行われ、久高のろ、及各間切のろが「あかりゆう」のおもろを奉したということである。此儀式には男子は一切入場禁止で最近まで境内に入る時は左柵にして入った。以上により此おたけが天地の始めに出来た由緒ある靈地で、国王及聞得大君の尊信の地であり、又住民が「東巡」と言って信仰の最高峰である理由によって指定した。

六、保存要件

明治三十一年頃迄は樹木が鬱蒼として、昼でも尚暗く神々しかつたが土地整理後樹木濫伐されて現在では禿山になっている。それで一日も早く復旧し植樹する必要がある。

七、指定地域に関する事項

- (1) サヤハ原ニ五四番、一一一、八一〇坪
- (2) 長堂原ニ五五ノ一原一、三、四五二坪
- (3) 合計 一五、二六二坪

以上は村当局了解の上、一九五六年一月卅日標柱を建てた。

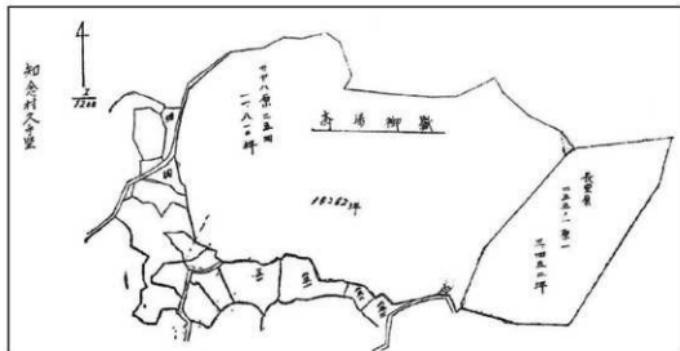


図 3-1 琉球政府による指定範囲（出典：斎場御嶽整備事業報告書）

（2）日本政府による文化財指定

昭和 47（1972）年の本土復帰以降は、日本政府の文化財保護法に基づく保護策がとられることになり、日本政府の文化財保護法第 69 条の規定に基づき、復帰の日である昭和 47（1972）年 5 月 15 日付文部省告示第 58 号をもって史跡に指定された。この際、指定地から長堂原の部分については除外されている。また、平成 30（2018）年には、名勝アマミクヌムイの構成資産として追加指定された。

【昭和 47（1972）年 5 月 15 日 日本国による史跡指定】

○文部省告示 第 58 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条の規定により、下記 1 の記念物を下記 2 によって史跡に指定します。

- 1 1) 名称 斎場御嶽
- 2) 所在地および地域
沖縄県島尻郡知念村字久手堅サヤハ原 254 番地
- 2 1) 指定理由
基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第三（その他祭祀信仰に関する遺跡）による。
- 説明 斎場御嶽は、沖縄の南東部、知念間切に設けられた御嶽で、沖縄第一の靈場として知られる。沖縄開闢の神「あまみきよ」の創成なるとの伝承があり、「おもうろ」には「さやはたけ」としてしばしば歌われ、聞得大君の天降りを内容とするものが多い。
- 尚王朝においては知念城・玉城・久高島とともに「あまみきよ」の靈地として、毎年、国王が巡幸拝礼する習わしがあり、また聞得大君の「あらおり」の儀式には、大君みずからが君、祝をひきいて参詣する風習があった。聖域内は鬱蒼たる樹林で、巨岩がそびえ立ち、各々「いべ」が設けられ、また東方海上を通して久高島を遥拝するための拝所がある。今回指定するところは、御嶽の旧域内約 4.5 ヘクタールである。

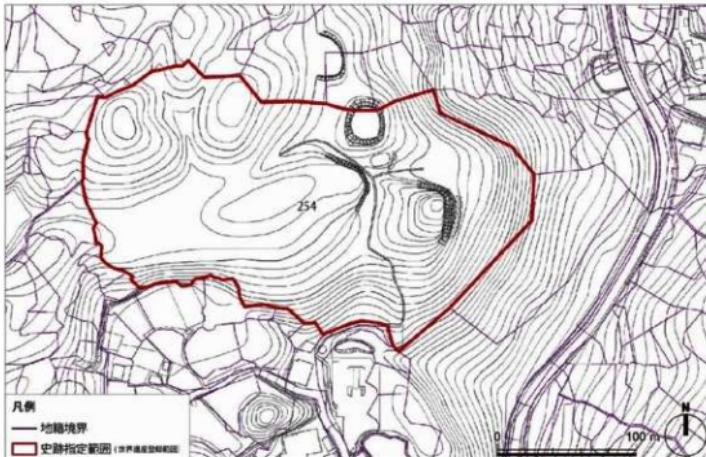


図 3-2 日本国政府による史跡指定範囲（昭和 47 年当時）

【平成 30（2018）年 10 月 15 日の史跡追加指定】

○文部科学省告示 第 195 号（一部事務局にて加筆修正）
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条の第 1 項の規定により、史跡斎場御嶽に沖縄県南城市知念字久手堅サヤハ原 253 番、同長堂原 255 番、255 番 1、沖縄県南城市知念字久手堅長堂原 270 番 1 に北接する道路敷を含む。（ウローカー及び参道）を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

I 1) 名称 斎場御嶽

2) 所在地および地域（追加）

沖縄県南城市知念字久手堅サハヤ原 253 番、同長堂原 255 番、255 番 1

沖縄県南城市知念字久手堅長堂原 270 番 1 に北接する道路敷を含む。

2 1) 指定理由（説明は月刊文化財から必要箇所を抜粋・一部修正）

基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第三（その他祭祀信仰に関する遺跡）による。

説明 斎場御嶽は、琉球王国時代の沖縄において、最も重要とされた聖地として国
家の祭祀が行われた場所である。南城市知念の標高約 90～120m の石灰岩台地
 の端部を占める巨岩群とそれらを囲む森林内に所在する。文献に確認できる
 のは、『おもろそうし』第一（1531）に首里森・真玉森とともに登場するのが
 早く、『中山世鑑』（1650）では アマミク開闢の御嶽 とされている。15 世紀前
 半には既に国王が斎場御嶽に巡幸しており、王国最高位の女神官である間得
 大君に就任した女性王族による御新下り神事の場所としても有名である。御
 嶽内には、御門口、大庫理、寄溝、シキヨダユルアマガヌビー、アマダユル
 アシカヌビー、三庫理と呼ばれる六つの聖域（イビ）と、それを繋ぐ石
 畳の参道がある。琉球王国の国家的信仰を知る上で重要 であることから、米
 国統治下の琉球政府によって昭和 30 年（1955）、史跡及び名勝に指定され、
 日本復帰後の昭和 47 年 5 月には史跡に指定された。また、平成 12 年世界遺産
 一覧表に記載された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する資産の
 一つにもなっている。

今回追加指定を行うのは、斎場御嶽に詣でる際、身を清めるため用いたウローカーと呼ばれる泉と、そこから御門口へ至る石敷参道を含む場所 である。南城市教育委員会が実施した発掘調査では、岩の下に水源があり、両側を石積みで保護しながら樋口に繋いでいることが確認されたほか、参道脇では第二次世界大戦中に旧日本軍が構築した二基の砲台跡も見つかった。ウローカー及び御門口に至る参道は、斎場御嶽を理解する上で不可欠な場所 であることから史跡に追加指定し、保護の万全を図るものである。

【平成 30（2018）年 10 月 15 日の名勝追加指定】

○文部科学省告示 第 196 号（一部事務局にて加筆修正）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条の第 1 項の規定により、名勝アマミクヌムイ（アマミクの杜）に斎場御嶽を追加して指定し、その名称をアマミクヌムイと改めたので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

I 1) 名称 アマミクヌムイ

2) 所在地および地域（追加）

沖縄県南城市知念字久手堅サハヤ原 253 番、254 番、同長堂原 255 番、255 番 1

沖縄県南城市知念字久手堅長堂原 270 番 1 に北接する道路敷を含む。

2 1) 指定理由（説明は月刊文化財から必要箇所を抜粋・一部修正）

基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準名勝の部第三（樹林などの叢生の場所）・第五（岩石・洞穴）・第十一（展望地）による。

説明 アマミクは、琉球開闢神話に登場する琉球国の国土創生神である。神話は、天界の主神である天帝の命により、天上から降臨したアマミクが順を追って御嶽を創造し、琉球国土の起源となったと伝える。それらは、沖縄本島及びその周辺の島において、今もなお独特的地形・植生等から成る良好な風致景観を伝える。

琉球開闢神話は、琉球王府が編纂を命じた四つの史料に登場する。1531年・1613年・1623年に奄美・沖縄の古歌謡「おもうろ」を採録した沖縄最古の歌謡集『おもうろさうし』をはじめ、1650年に羽地朝秀（向象賢）が琉球国の正史として編纂にあたった『中山世鑑』、1713年に王府における諸行事・儀式も含め最初の地誌として完成した『琉球国由来記』、さらに王朝末期にあたる1875年に最高神女である聞得大君の儀礼の概要を整理した『聞得大君御殿並御城御規式之御次第』（以下、「御次第」という。）の四つである。そのうち、特に『中山世鑑』の冒頭には「巻一 琉球開闢の事」として、阿摩美久（アマミク）が天上から土石草木を降ろし、國頭の「辺戸ノ安須森」、次に「今鬼神ノカナヒヤフ」、さらには「知念森」・「斎場嶽」・「藪薩ノ浦原」・「玉城アマツ」・「久高コハウ森」を経て「首里森」・「真玉森」に至るまで、順に九つの御嶽を造り国土を創造したと伝える。

上記の九つ以外に、『おもうろさうし』では「ごゑく」を、『琉球国由来記』では「伊祖の獄」を、そして、『御次第』では「こはおの御嶽」・「弁之御嶽」をそれぞれ記す。こうして琉球王府の後期の段階ではアマミクの開闢神話に関わる聖地は13か所11地域を数えた。平成25年度及び平成26年度には、それらの対象を包括して「アマミクヌムイ」（アマミクの社）と呼称することとし、名勝地としての内容と価値に関する調査研究が実施され、それぞれ固有の沿革を経ながらも、今日に至るまでアマミクの神話を基層として人々の信仰を集め、大切に伝えられている優れた名勝地であることが確認された。

それらのうち、「今鬼神ノカナヒヤフ（テンチジアマチジ）及びこはおの御嶽（クバの御嶽）」並びに「久高コハウ森（久高のフロー御嶽）」は、琉球国の聖地として優秀な風致景観を伝えるものとして、平成27年10月7日に、が名勝に指定された。今回、これらに追加して指定するのは条件の整った「斎場嶽（斎場御嶽）」、「ゑぞゑぞのいしぐく・金ぐく（伊祖グスク）」及び「弁之御嶽」の三つである。

「斎場獄（斎場御嶽）」は、沖縄本島南部の知念半島に位置し、標高約120mの琉球石灰岩台地の端部を占める屹立した巨岩群と幽玄たる森林から成る。この地は琉球王国における神女の最高位「聞得大君」の就任儀礼である「御新ドリ」が行われる場として「セーフア」（靈威の高い聖なる場所）と呼ばれ、琉球王府時代の最も重要な聖地であった。首里森や真玉森とともに『おもうろさうし』第一（1531）に登場し、『中山世鑑』（1650）では辺戸の安須森、今帰仁ノカナヒヤフに統いて知念森や藪薩ノ浦原とともにアマミク開闢の御嶽として記されている。東側の海辺から御嶽に登る参道には身を清めるための井泉である「ウローカー」があり、御嶽の入り口である「御門口」に至る。「ウローカー」は御嶽を成す丘陵の雨水が地下水として浸み出でるところで、

参拝者は切石で整形された基壇の前に設けられた石組みの四角い水槽から清らかな水を掬って禊を行ってきた。琉球王府時代には、男子は御嶽内に立ち入ることが禁じられていて、「御門口」で御嶽を拝むとともに、振り返って久高島を遥拝した。御嶽内には、「大庫理」、「寄満」、「三庫理」の傑出した三つの拝所がある。「御門口」から御嶽内に伸びる石畳の参道を進むと左手に「大庫理」へと至る参道が分岐する。「大庫理」は巨岩の岩陰に設けられた切石敷きの拝壇と一段低い前面に石敷きで設けられた正方形の御庭から成り、「御新下り」の儀式における「お名付け」の場であった。参道のさらに奥まで進むと左に曲がり「寄満」に至る。「寄満」は「大庫理」と同じ巨岩の反対側の岩陰に石造りの拝壇を高く広く築いている。その名の由来は、首里城において国王のために食事をつくる厨房を意味し、豊穣の満つることを願って祈りが捧げられた。「寄満」に至る参道の途中には、右手に「チョウノハナ」と呼ばれる神聖な岩峰の袂に所在する「三庫理」へと至る参道が分岐する。「三庫理」に至る手前右側には、「チョウノハナ」の基盤を成す岩盤に垂れ下がる二つの鍾乳石から滴る露水を受ける壺が据えられた「シキヨダユルアマガヌビー」（しきよだる雨が美御水）と「アマダユルアシカヌビー」（雨だるあしか美御水）の石壺が積み重ねられている。聖なる植物を潤すこの露水が壺に溜まる多寡によって、聞得大君や中城御殿（国王の世子）の吉兆が占わされたと伝えられる。「三庫理」の入口に巨岩が寄り添って直角三角形状を成す洞穴は印象的で、斎場御嶽において最も特徴ある風致景観を呈している。最奥部の西側には「チョウノハナ」の袂に香炉が据えられるとともに、東側には久高島を望む。

以上のように、アマミクの琉球開闢神話にまつわる斎場御嶽は、「アマミクヌムイ」の呼称に相応しい名所であり、琉球国歴史・文化を語る上で不可欠の風景地である。既指定地と併せて一連の聖地の風致景観が持つ鑑賞上の価値及び学術上の価値は高く、名勝に追加指定するとともに、指定名称については各指定地に係る名称を付さずに一括して、琉球開闢の創生神であるアマミクにより創造されたと伝えられる聖地を表現した一連の名勝地の総称として「アマミクヌムイ」に変更し、包括的な保護を図るものである。

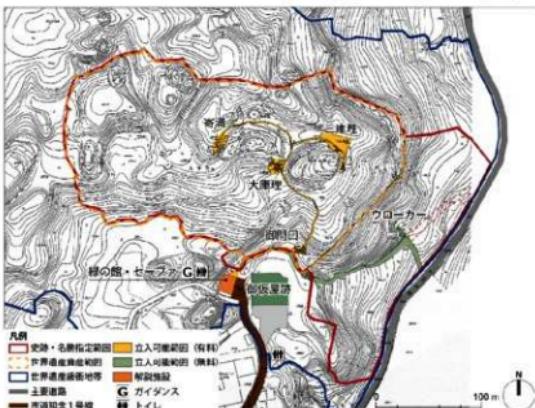


図 3-3 日本国政府による史跡・名勝指定範囲

2. 世界遺産登録の概要

(1) 頗著な普遍的価値の明言

斎場御嶽を含む 9 つのグスク・御嶽等（玉陵、園比屋武御嶽石門、今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、識名園、斎場御嶽）を構成資産とする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつ「頗著な普遍的価値」を有するものとして、第 24 回世界遺産委員会（平成 12 [2000] 年、オーストラリア・ケアンズ）において世界遺産一覧表に記載された。

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の頗著な普遍的価値は、第 36 回世界遺産委員会（平成 24 [2012] 年、ロシア・サンクトペテルブルグ）において決議された「頗著な普遍的価値の過及的言明」（原文は英文）によると、以下のとおりである²。

① 摘要

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する一群の遺跡及び記念工作物は、12 世紀から 17 世紀にかけての 500 年間にも及ぶ琉球王国の歴史を示している。

9 つの構成資産は、2 つの石造記念工作物及び 5 つの城跡の考古学的遺跡群、及び 2 つの文化的景観を含む。それらは沖縄島に分布し、総計 54.9 ヘクタールに及び、緩衝地帯は総計 559.7 ヘクタールである。

壮大で標高の高い丘陵地に築かれた城（グスク）跡群は長期間にわたる琉球王国の社会構造の証であり、神聖なる遺跡は現代にまで継承された宗教の古来の形態を残す希有な無言の証拠であることを示している。この時代における琉球諸島の広域にわたる経済的、文化的接触は独特の文化形成の起源となった。

② 評価基準

- 評価基準 (ii) : 残存する記念工作物は、数世紀にわたって、琉球列島が東南アジア・中国・朝鮮半島、及び日本との間の経済的・文化的交流の中心としての役割を担ったことを鮮明に証明している。
- 評価基準 (iii) : 琉球王国の文化は、特殊な政治的・経済的環境の下に進化・繁栄を遂げ、その結果、独特的性質を持つものとなった。
- 評価基準 (vi) : 琉球の神聖なる遺跡群は、浸透した他の世界的な宗教（仏教）とも並行しつつ、現代にもその本質が継承された自然と祖先崇拜の固有の形態の希に見る事例であることを示している。



図 3-4 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」構成資産位置図

² 「頗著な普遍的価値の過及的言明」は、記載決議の時点に遡り作成されるが、「完全性」、「真実性」、「保護・管理に係る要件」については、提出時の状況を反映することが求められたため、平成 22 (2010) 年時点の状況が記載されている。以降、平成 28 (2016) 年 3 月現在までに変更、進展のあった事項については、注釈に現況を示す。

③ 完全性(2010年)

琉球地方には、およそ300余りのグスク及びその関連資産が残されているが、そのうちの5つのグスク群をはじめ、それに間連する2つの記念工作物及び2つの文化的景観が構成要素として含まれる。個々の構成資産は、琉球の文化的伝統に固有の宗教的思想・行為の代表的なものとして優れており、それぞれに境界及び緩衝地帯の範囲が定められている。それらは、琉球王国の500年間にわたる制度の地理的・歴史的性質のみならず、政治的・経済的・文化的独自性を端的に表しており、最高品質の全体性・無傷性を確実に保持している。

④ 真実性(2010年)

地域一帯は、第二次世界大戦において甚大な被害を受けたため、構成資産の多くにおいて復元事業が行われてきた。日本では、百年以上もの間、厳格な基準の下に修復及び復元が行われてきたため、構成資産の形態・意匠及び材料・材質の真実性の水準は高い。構成資産はすべて創建当初の位置を踏襲しており、考古学的な発掘調査で判明した建造物の痕跡についても、地下において保存が図られているため、位置・環境の真実性は維持されている。当初の部材と修理及び修復された部材との区別ができるように配慮されているほか、修復部材の選択にも十分配慮されている。第二次世界大戦直後には、不適当な材料の下に修復された複数箇所も存在したが、適切な材料を取り替えたり、明確に区別したりすることが行われてきた。そのような計画は、すべて事前の詳細な調査研究に基づくものである。

首里城正殿の復元は、焼失する以前の建物の実測図・古絵図・古写真に基づくのみならず、広範囲にわたる発掘調査によって正確に地下遺構を確認しつつ実施されたものであり、失われた建築の正確な複製品は今や沖縄の人々の矜持を象徴する偉大な記念物となっている。

識名園においても同様の手法が採用され、国王の別邸庭園の正確な再現が行われた。地下に残された遺構については、細心の発掘調査及び記録が行われ、必要に応じて、原位置における復元構造物と区別して無害の土又は砂の層によって被覆し、修復・整備の形態から保護するなど、良好な状況で保存されている。

職人の技術の点においても、等しく高水準の真実性が保持されており、伝統的技術がすべての修復・保全計画において広範囲に用いられている。

以上のとおり、資産は形態・意匠・材料・材質・伝統・技術・位置・環境・機能・精神性の観点から、高い水準の真実性を保持している。

⑤ 保護・管理の要件(2010年)

個々の構成資産は、日本の文化財保護法の下に重要文化財・史跡・特別名勝に指定され、厳密な保護・管理が行われている。

構成資産の所有者は、多岐にわたっている。斎場御嶽と座喜味城跡は、それぞれが所在する地方公共団体の所有である。今帰仁城跡・勝連城跡・中城城跡は、大部分が公有地であるが、部分的に私有地を含む。首里城は国と沖縄県の所有である。玉陵は沖縄県と那覇市の所有、園比屋武御嶽石門と識名園は那覇市の所有である。

管理に関する権限は文化庁にあり、これらの構成資産の維持・修理・活用の責任は、所有者又は地方公共団体にある。また、国及び沖縄県が財政上の支援及び技術面における支援を行うことができるようとされている。

沖縄県は、固有の自然環境や伝統文化を活かした国際的な観光リゾート地域の形成を目指しているが、さまざまな整備計画の下に構成資産の保護が図られている。

個々の構成資産の周囲には、適切な範囲の緩衝地帯が設けられている。緩衝地帯においては、建築物の高さ・意匠・色彩等が各々の市の条例によって制限されている。また、ほとんどの構成資産の緩衝地帯は都市公園計画にも含まれており、構成資産の周辺環境への展望の改善及び来訪者への公開活用のための計画が立案・実施されている。今帰仁城跡、中城城跡、勝連城跡については個別の管理計画が定められているものの、資産全体を網羅する管理計画は未だ不十分である。資産を長期的に保護・管理するための計画が不可欠であることから、2011～2012年に沖縄県が関係地方公共団体との連携の下に資産全体の包括的保存管理計画を策定中である³。

(2) 斎場御嶽の説明

平成11（1999）年6月にユネスコに提出された『世界遺産一覧表記載推薦書「琉球王国のグスク及び関連遺産群』』に記載された斎場御嶽の概要は以下のとおりである（原文のまま）。

第二尚氏王統の第三代王の尚真（在位1477～1526年）は、琉球地方に古くから伝わる祖先信仰や自然崇拜の信仰に根ざす神女たちを再編成し、国王の近親女性が就任する聞得大君を頂点として、国家的な宗教組織を整備した。斎場御嶽は聞得大君との関係が深い格式の高い御嶽で、中央集権的な王権を信仰面、精神面から支える国家的な祭祀の場として重要な役割を果たした。

斎場御嶽の正確な創設年代は不明であるが、琉球王府の正史である「中山世鑑」には、琉球の開闢神「アマミク」が創設した御嶽の一つとされている。15世紀前半にはすでに国王が斎場御嶽へ巡幸しており、国王最高位の女神官である聞得大君の「御新下り」の儀式も行われるなど、王国にとって重要な聖域となっていた。現在でも、亜熱帯林で覆われ、様々な形をした岩塊群の景観が、格式の高い御嶽の神々しい雰囲気を醸成している。

御嶽内には、大庫理、寄満、三庫理及びチョウノハナと称される拝所があり、前三者は石畳の参道で結ばれている。古くは男子禁制の聖地であったが、現在では毎年旧暦の八月頃に各門族の人々が隊をなして祖先の足跡を訪ねて巡礼する「東御廻り」の行事等によって、男女を問わず多くの人々が参拝に訪れている。

斎場御嶽は琉球地方に確立された独自の自然観に基づく信仰形態を表し、『作業指針』第39項（iii）（1999年作業指針）に示す「関連する文化的景観」に該当する顕著な事例である。



写真3-1 斎場御嶽
(出典:世界遺産推薦書)

³ 平成25年3月に『「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画』が策定された。

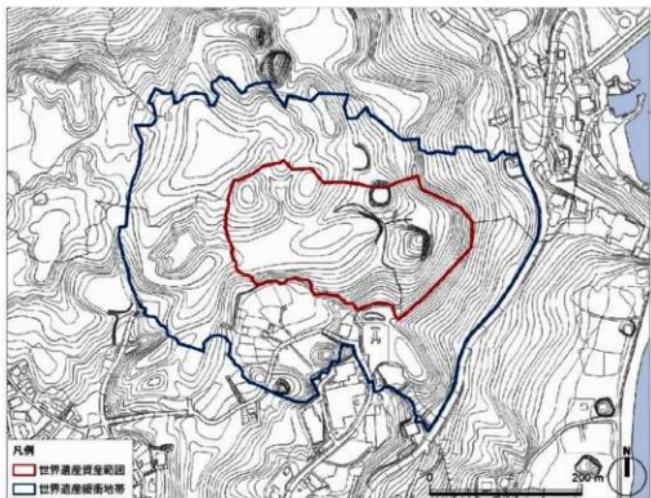


図 3-5 斎場御嶽の世界遺産資産範囲及び緩衝地帯

【参考】2017/7/12 時点の作業指針における「文化的景観」の定義

- ・「文化的景観」は、文化的資産であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。
- ・「文化的景観」の世界遺産登録においては、顕著な普遍的価値を有することとともに、明確に限定された人文地理学上の地域において代表的であることの双方に基づきつつ、また当該地域の本質的なかつ特色ある文化的な諸要素を例証するに足るという観点から選択されるべきである。
- ・「文化的景観」はしばしば持続可能な土地利用に関する独特的技術を反映しており、その「文化的景観」を成り立たせる背景となる自然環境の特徴や制約を考慮するならば、それは人と自然との特殊な精神的関係をも反映している。「文化的景観」の保護は、持続可能な土地利用における現代の技術への応用という観点からも貢献しうるものであり、その景観について自然の価値を維持したり、高めたりすることにも繋がる。土地利用の伝統的な形態が継続的に存在することは、世界中の多くの地域において生物多様性を維持することにも繋がる。したがって、伝統的な「文化的景観」の保護は生物多様性の保持の観点からも有益である。
- ・「文化的景観」は以下に示す3つの主な類型に分類される。
 - (1) 人間の意志により設計され、意図的に創り出された景観
 - (2) 有機的に進化してきた景観
 - i) 進化の過程が過去のある時期に、突然又は時代を超えて終始して残存している（あるいは石化した）景観
 - ii) 伝統的生活様式と密接に結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を保ち、進化の過程が今なお進行中の継続している景観
 - (3) 自然的要素の強力な宗教的、芸術的又は文化的な関連性によって定義される景観

※出典・参考：「世界遺産条約履行のための作業指針：2017/7/12（ユネスコ）：文化庁仮訳 2018年12月」及び「第8回文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会（平成19年10月15日：参考資料I-7）」

3. 斎場御嶽の本質的価値

平成30(2018)年に、史跡指定範囲が拡張（ウローカー及び参道）されるとともに、「アマミクヌムイ」の構成資産として名勝指定されたことを踏まえ、斎場御嶽の本質的価値について再確認を行った。

(1) 斎場御嶽の文化財指定等のポイント

区分	指定等のポイント・キーワード
史跡	<ul style="list-style-type: none">琉球王国時代の沖縄において、最も重要とされた聖地として国家的祭祀（聞得大君の就任儀礼である御新下り神事の場所）が行われた場所。アマミク開闢の御嶽。聖域内は鬱蒼たる樹林で、巨岩がそびえ立つ景観。ウローカー及び御門口に至る参道は、斎場御嶽を理解する上で不可欠な場所であることが確認（国指定史跡斎場御嶽の構成要素として）。
名勝	<ul style="list-style-type: none">アマミク開闢の御嶽。琉球王国における神女の最高位「聞得大君」の就任儀礼である「御新下り」が行われる場として「セーフア」（靈威の高い聖なる場所）と呼ばれ、琉球王府時代の最も重要な聖地。今もなお独特的地形・植生等から成る良好な風致景観。今日に至るまでアマミクの神話を基層として人々の信仰を集め、大切に伝えられている優れた名勝地。
世界遺産	<ul style="list-style-type: none">斎場御嶽は聞得大君との関係が深い格式の高い御嶽で、中央集権的な王権を信仰面、精神面からえる国家的な祭祀の場として重要な役割を果たした。琉球の開闢神「アマミク」が創設した御嶽の一つとされている。現在でも、亜熱帯林で覆われ、様々な形をした岩塊群の景観が、格式の高い御嶽の神々しい雰囲気を醸成。現在では毎年旧暦の八月頃に各門族（門中⁴）の人々が隊をなして祖先の足跡を訪ねて巡礼する「東御廻り」の行事等によって、男女を問わず多くの人々が参拝に訪れている。琉球地方に確立された独自の自然觀に基づく信仰形態を表し、『作業指針』第39項(iii)（1999年作業指針）に示す「関連する文化的景観」に該当する顕著な事例。 <p>※2017年作業指針の付属資料3（特種な資産に係る世界遺産一覧表への登録に関する指針）では、「文化的景観」は世界遺産一覧表に記載する際の資産の評価を助ける特定の指針の一分野である。</p> <p>・斎場御嶽は、この指針に示された「文化的景観」の3つの主な類型（下記）のうち、(2)-(ii)及び(3)に相当すると判断される。</p> <p>(1) 人間の意志により設計され、意図的に創り出された景観 (2) 有機的に進化してきた景観 (i) 進化の過程が過去のある時期に、突然又は時代を超えて終始して残存している（あるいは石化した）景観 (ii) 伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を保ち、進化の過程が今なお進行中の継続している景観 (3) 自然的要素の強力な宗教的、芸術的又は文化的な関連性によって定義される景観</p>

⁴（門中）は南城市教育委員会にて加筆

(2) 斎場御嶽の本質的価値及び保存活用整備の目標・将来像

「(1) 斎場御嶽の文化財指定等のポイント」で整理したように、史跡指定、名勝指定、世界遺産登録においては、「アマミク開闢の御嶽であり、琉球王国最高の聖地であること」、「現在も信仰の対象（祈りの場）として継承されていること」、「独特の地形・植生等から成る良好な風致景観を有すること」が評価されており、ウローカー及び参道の史跡追加指定や名勝指定によって、保存活用計画策定時（平成 29（2017）年）に明示した「斎場御嶽の本質的価値」や「保存活用の目標・将来像」が大きく変わるものではない。

その上で、「保存活用計画」で示した本質的価値については、下記のように再整理した。

国指定 史跡斎場御嶽・名勝アマミクヌムイ斎場嶽（斎場御嶽） の本質的価値

- ・琉球の開闢神「アマミク」が創設したとされる御嶽の一つであり、琉球王国時代には国王の巡幸や、聞得大君の就任儀礼である御新下りといった国家的な祭祀が行われた、琉球王国を信仰面、精神面から支えた琉球王国第一の聖地。
- ・民間による東御廻り等の行事によって、現在でも、地域のみならず広く県民の信仰の対象（“祈りの場”）として沖縄第一の聖地。
- ・琉球地方独自の自然観に基づく信仰形態を表す拝所と樹林や巨岩等の自然環境が、今なお信仰の継続により聖地として継承されている稀有な物証（今日に至るまでアマミクの神話を基層として人々の信仰を集め、大切に伝えられている優れた名勝地）。

斎場御嶽の保存活用の目標・将来像

- ・琉球王国の最高の聖地であり、琉球地方独自の信仰形態を表す拝所及び自然環境と一緒にとなった神聖な景観が、沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”として、“信仰・祈りの場”として継承されている。

4. 斎場御嶽の保存管理と活用に関わる構成要素

(1) 構成要素の整理

史跡指定範囲の拡張や名勝の指定を踏まえ、保存活用計画時に整理した斎場御嶽の保存管理と活用に関わる構成要素について、再整理を行った。

表 3-1 斎場御嶽の保存管理と活用に関わる構成要素の整理の考え方と該当要素

A 斎場御嶽を構成する諸要素（史跡・名勝指定範団）	
ア 本質的価値を構成する諸要素	<p>斎場御嶽の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行いう必要があるもの。</p> <p>①地上に表出している要素 ・大庫理・三庫理・寄満・チョウノハナ ・シキヨダユルアマガヌピー ・アマダユルアシカヌピー ・御門口・参道（御門口～大庫理～寄満～三庫理を結ぶ石疊道等）・貴婦人お休み処 ・ウローカー及び参道 ・海砂利（珊瑚バラス）</p> <p>②地下に埋蔵されている要素 ・遺構：旧道遺構 ・遺物：青磁、勾玉、銭貨状金銀製品 等</p> <p>③自然的要素 ・石灰岩台地・植物（御嶽林、樹木）等</p>
イ 本質的価値を構成する要素と密接に関わる諸要素	<p>斎場御嶽の本質的価値との関係性を踏まえ、適切な保守、更新を行う必要があるもの。来訪者に本質的価値を効果的に伝えるために必要な要素。史跡指定後に整備（復元等）されたものを基本とする。</p> <p>①解説等活用のための要素 ・復元遺構（御門口石垣部、大庫理基壇、シキヨダユルアマガヌピー・アマダユルアシカヌピーの台石及び壺、貴婦人お休み処基壇周囲、三庫理配水遺構等）</p> <p>②保存のための施設・設備 ・遺構表示、解説表示（標柱、説明板、解説板、案内板等） ・排水施設（開渠、暗渠、集水溝） ・御門口仮設階段 等</p> <p>③来訪者の安全性・快適性のための施設・設備 ・法面保護ネット・手摺・擬木階段等</p> <p>④自然的要素 ・整備事業で植栽された樹木、草本類 ・ナーワンダーグスク</p>
ウ 本質的価値と直接的な関係性のない諸要素	<p>斎場御嶽の歴史的変遷と密接に関係し、一体的な保全により斎場御嶽の本質的価値の発揮に資するもの。</p> <p>①地上に表出している要素 ・砲穴跡・砲台跡・寄満のクスノキ ・赤瓦葺建物基礎・その他の樹林 等</p> <p>②地下に埋蔵されている要素 ・遺物：土器、白磁、獸魚骨 等</p>

B 史跡・名勝指定範囲外の緩衝地帯に位置する諸要素			
ア 斎場御嶽と密接な関係を有する諸要素	斎場御嶽の歴史的変遷と密接に関係し、一体的な保全により斎場御嶽の本質的価値の発揮に資するもので、指定範囲の追加・拡張も含めて適切な保全が求められるもの。	・ウフジチューの墓 ・御仮屋跡・久手堅里道・樹林等	
イ 斎場御嶽と直接的な関係性のない諸要素	斎場御嶽の歴史的変遷と直接関係しないが、資産への物理的影响、景観・眺望への影響を与えないよう規制・誘導が必要なもの。	・緑の館・セーフア ・管理用駐車場等	
C 周辺地域（緩衝地帯外）に位置する諸要素			
ア 斎場御嶽と密接な関係を有する諸要素	斎場御嶽の歴史的変遷と密接に関係し、一体的な保全により斎場御嶽の本質的価値の発揮に資するもので、適切な保全が求められるもの。	・久手堅里道 ・久手堅集落（ボーザー石、當間殿、當間のヒヤー、當間ガー、久手堅の大アカギ等） ・安座真グスク ・旧船着場（マチガキドウマイ） ・ウフグスク等	
イ 斎場御嶽と直接的な関係性のない諸要素	斎場御嶽の歴史的変遷と直接関係しないもので、周辺地域として相応しい景観の形成が求められるもの。	・がんじゅう駅・南城・南城市地域物産館 ・土産物・飲食店等建造物 ・市道知念1号線 ・特別養護老人ホーム・国道331号等	
D 無形の要素			
斎場御嶽の歴史的変遷と密接に関連する伝承や信仰等の行為で、継続を阻害しないよう配慮が必要なもの。		・琉球王国の国家的聖地としての久高島信仰 ・東御廻り ・安座真集落の拌み等	

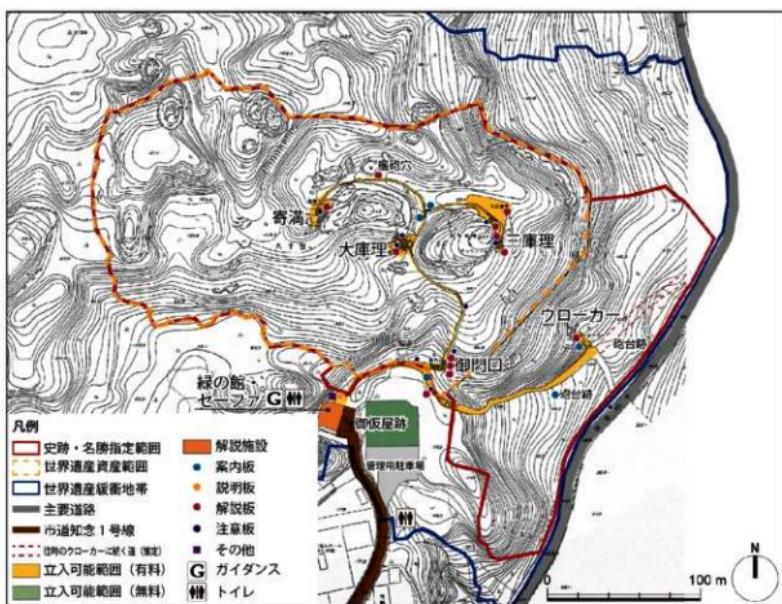


図 3-6 斎場御嶽の保存管理と活用に関する主な要素（史跡・名勝指定範囲付近拡大図）

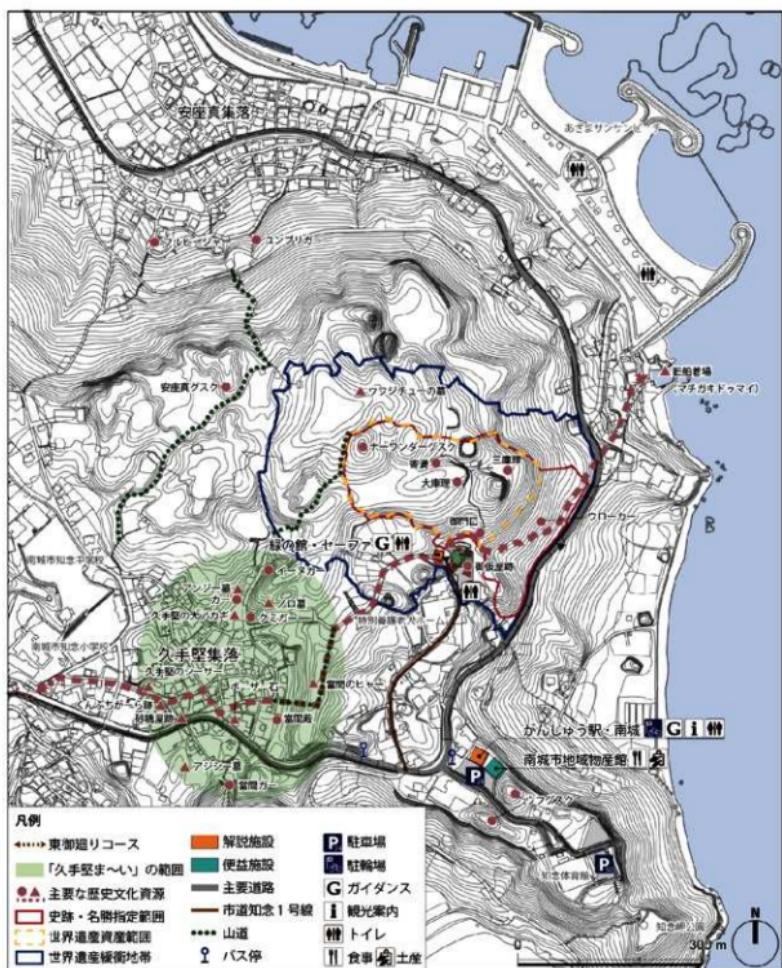


図 3-7 斎場御嶽の保存管理と活用に関する主な要素（緩衝地帯及び周辺地域等広域図）

(2) 斎場御嶽の構成要素の概要

文化財指定範囲内における構成要素の概要を以下に示す。

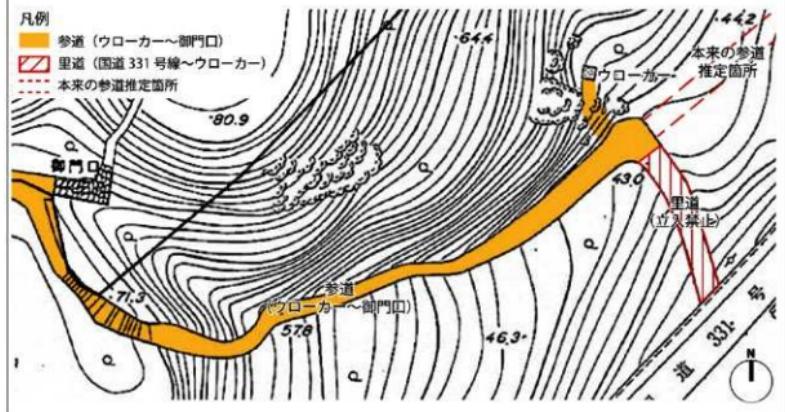
なお、史跡指定範囲は、文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に位置づけられている。なお、文化財指定範囲外の諸要素については、「第2章 2. 歴史的環境 (4) 斎場御嶽周辺に位置する、斎場御嶽に関連する主要な歴史文化資産」(P.47) に整理した。

表3-2 文化財指定範囲内の構成要素の状況

名称	概要
里道 (国道331号線 ～ウローカー)	<p>概要 琉球王国時代、斎場御嶽へ至る参道として使われたと考えられる道。</p> <p>調査成果 試掘調査では、表土層近くに僅かに敷砂層が点在するだけで、遺構は確認できなかつた。聞き取りによると、本来の参道はさらに北側の藪中にあったということであるが、現在調査は行われていない。</p>
ウローカー	<p>概要 琉球王国時代、斎場御嶽へ至る際、清めに用いられたとされるカー。</p> <p>調査成果 発掘調査では、岩の下に水源があり、両側を石積みで保護しながら樋口につないでいることが判明した。池は、底面が自然の粘土のままに放置されていた。前庭部は石敷きになっているが、詳細はつかめていない。所々に縁石が残存する。</p>

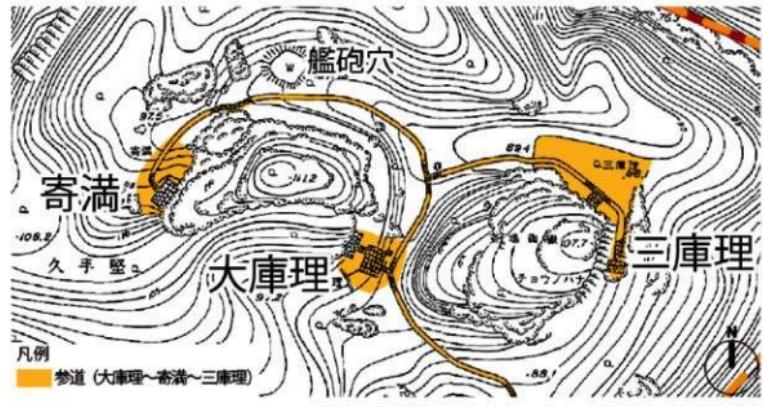


名称	概要
参道 (ウローカー ～御門口)	<p>概要</p> <p>琉球王国時代、斎場御嶽へ至る参道として使われたと考えられる道。</p> <p>調査成果</p> <p>発掘調査では、石畳道や第二次世界大戦時の遺構が発見された。箇所ごとの詳細は以下のとおりである。</p> <p>ウローカー側：第二次世界大戦時の弾薬庫と見られるコンクリート製の床面と柱が検出された。床面に残されたレール状の溝から、トロッコなどを用いて弾薬の運搬・移動を行ったものと考えられる。御門口への参道は、その際に破壊された可能性が高い。現在の地表面より1m上に、当時のものと思われる地表層が確認された。なお、南側と北側には、回転軸が開いた砲台跡が3基確認されている。</p> <p>御門口側：当初、道の幅は地表面に露出している二間（約3.6m）程度と思われていたが、調べを進めていくうちに、その幅が二間半（約4.5m）あることが確認できた。このことにより、御門口に入る階段の始まりの場所が、現在より広かったことが判った。琉球王府時代、ここはウローカーと御仮屋の交わる場所であり、御嶽内部に入るために大切な空間であったと思われる。サンゴバラスの敷きつめられた土層が確認されている。</p> 



名称	概要
大庫理	<p>概要</p> <p>大広間や一番座という意味を持つ拝所。</p> <p>岩山に対面する基壇、前面にひろがる正方形の碍敷きの御庭（ウナー）からなる。</p> <p>名称は、首里城正殿2階の祭祀的な機能を持つ格式の高い部屋に由来する。御新下りの儀式では、ここで「お名付け」が行われた。</p> <p>調査成果</p> <p>第二次世界大戦による爆撃で拝所上部の岩が崩落し、遺構全体を覆い、その上に土砂が堆積、さらに宗教団体により新たな拝所が作られるなど、荒廃が進んでいた。発掘調査時にそれらを撤去し、御庭（ウナー）、基壇とともに石張りの状況が確認できた。</p> <p>基壇は、基盤石灰岩の上に粘土を貼り、その周りを切石や自然石で囲み、上面には碍を敷きつめている。</p> <p>右側には、3.4×4.1 m の長方形に張り出した部分がある。ここには、戦争により破壊されるまで赤瓦葺の建物があり、赤瓦片が検出された。</p> <p>御庭（ウナー）は、石灰岩の切石やビーチロックで周りを囲んでいる。下部は何ら基礎的な工事はなされておらず、平坦に整地した上に、扁平な石灰岩やビーチロックを敷き詰めたものである。</p> <p>また、排水溝が約 6 m の長さで確認できた。端部は現在の石畳道で遮断され用をなさないが、構造自体は三庫理のそれと同一であり、同時期につくられたことは明白である。いずれにしても、時代的な差は少ないにしても、現在の形に参道が築かれる以前の遺構であるのは相違ないものと思われる。遺物は、表上搅乱層から中国青磁が数点得られた。</p> <p>指定後の整備</p> <p>上記のことおり、第二次世界大戦時の被害や宗教団体による新たな拝所等を撤去し、基壇等の露出、復元を行った。赤瓦葺建物については、斎場御獄との直接的な関わりは無いものと判断し、基礎部分の遺構の復元に留めた。</p> <p>植栽については、植生調査の結果と本地域に適した植物であるとの判断から、生長の早いアカギを植樹した。草本層としてオガサワラチヂミザサを植え付けた。</p> <p>大庫理全景</p> <p>排水溝</p>

名稱	概要
参道 (大庫理～寄満 ～三庫理) 旧道及びその周辺	<p>概要</p> <p>大庫理、寄満、三庫理をつなぐ参道。</p> <p>幅約 90cm の石畳が敷かれている。寄満近くには、第二次世界大戦時の艦砲射撃による穴が池になっており、「カンボウアナ」と呼ばれている。</p> <p>調査成果</p> <p>大庫理から寄満、三庫理へと分岐する個所で、現在の参道の下層にあたる旧道の遺構が発見された。表土は、一部が露出しているほど堆積が浅く、所々に石の露出が見られた。</p> <p>遺構全体は、現参道に分断される形になっており、石畳の表石は無く、遺構下部の裏込め石と見られる集積のみが検出された。</p> <p>旧道は、現道より寄満側にゆるやかにカーブしている。階段も 2段認められたが、敷石部分とはレベル差があること、石も全く磨耗していないことから、上部には表石があったことは相違ない。</p> <p>さらに北側に向かっていくと、道の片側に、大人のこぶし大の石を直径 30～40cm 程に集積した遺構が、7基検出された。石の上には付着物が無く、ただ均一の石を一段だけ集めただけの単純な作りである。ここは、斎場御嶽の中でも特に暗いところであり、参道の分かれ目でもあることから、何らかの明り取りを意図したものであると考えられ、儀式を行なう際に灯した「トゥブシ（松明）」台の跡と思われる。</p> <p>指定後の整備</p> <p>現在の石畳道を維持している。</p> <p>旧道遺構については埋戻し、復元は行っていない。</p> <p>集積遺構はそのまま露出展示することにし、周囲の填圧処理のみにしている。</p> <p>池については、斎場御嶽とは歴史的には関係のない出自ではあるが、平和を考える上で貴重な社会科教材になることから、現状維持としている。</p> <p>植栽については、池の反対側にある半洞穴周辺については、その下部に間隙があり、周辺からの流水がそこに流れ込むようになっていた。そのため、いつでも湿った状態にあり、クワズイモなどの湿地植物が密生していた。前述した土木工事に伴い、本地にはクワズイモを中心とした湿地植物を植え付けた。</p>



名称	概要
寄満	<p>概要</p> <p>大庫理の岩の反対側にある拝所。</p> <p>岩壁に對面した拝壇があるほか、ナーワンダーグスクへ続く道がある。</p> <p>名称は、首里城内にある、国王のために食事をつくる厨房に由来する。王府用語で「台所」を意味し、貿易の盛んであった当時の琉球では、世界中から交易品の集まる「豊穣の満ち満ちた所」と解釈されている。</p> <p>調査成果</p> <p>基壇の石積みは、ほぼ現況のどおりに残存していた。しかし、向かって左側は戦後の混乱期に大きく搅乱されていたことが発掘や聞き取りによって判明した。遺構は確認されなかつたが、基壇の内部（第1層）からは、銭貨状金銀製品や鳩目錢が採集された。参道および周辺部からは、サンゴバラス層が確認されている。</p> <p>一角に植えられた二本のクスノキは、大正3（1914）年の天皇御大典記念植樹のものである。</p> <p>指定後の整備</p> <p>第二次世界大戦時の爆風による被害で参道の石が周囲に散乱し、道が分断されていた。さらに、真向かいの岩陰には、参道側の土砂を土壘状に積み上げた避難場所としての簡易塹があった。そのため、所々に不自然なくぼ地が出来ており、通行に不便をきたしていた。それらの散乱石を撤去し、周辺部を敷きならした。</p> <p>岩の隙間は、水量調査の結果、ウローカーへと続く水脈につながるものと考えられた。そのため、池からオーバーフローする水を誘導するため集水樹を設け、パイプで接続した。</p> <p>植栽は行わなかった。</p>    <p>寄満全景</p> <p>ナーワンダーグスクへの道</p>

名称	概要
三庫理	<p>概要</p> <p>斎場御嶽の中で最も有名な拝所。</p> <p>数個の香炉は南の大岩に対面して据え置かれ、西側にはチョウノハナの香炉が置かれている。</p> <p>調査成果</p> <p>三庫理の三角形の空間を形成している岩塊は、かつては現状の上部において巨大な岩棚を形成していたものが崩壊して知念砂層にめり込んだものであり、この際、最上部の層理から上の部分が剥落して倒れ掛かった状態となつたと考えられている。</p> <p>発掘調査において本地点で得られた出土品で最も注目を浴びたのは、金製勾玉を含む一括資料である。本品は、2001年6月に国の重要文化財に指定された。また、三角岩の下から北側へ向けて排水遺構が検出された。</p> <p>また、三角岩や周辺部から、中近世時代の遺構下層より弥生時代の遺物が検出され、複合遺跡であることが証明された。弥生時代の遺物は、三角岩からシキヨダユル・アマダユルの拝所前面に広がる、ウナー部全体の広範囲で検出された。弥生中期の土器とともに、沖縄在来の土器が検出されたが、石器や貝器という、生活必需品が全く検出されていないという点が特殊であった。また、貝殻や獸魚骨が出土したが、その中でもイノシシ骨の状況が特に興味深い。イノシシの四肢骨を破壊し、細かくなつたものを蒸し焼き状態にしたもののが多かった。</p> <p>上層は、御嶽が形成されたグスク時代の層である。</p> <p>指定後整備</p> <p>鳥が落とした種による樹木や戦災による落岩があり、それを撤去することから始めた。ウナー部に散乱していた岩は、戦時中の被弾による落岩であるため、全て撤去した。また、全体的に地表面に凹凸が見られたため、地ならしをした上で珊瑚バラスを5cm厚さに敷きつめた。これら珊瑚バラスの厚みについては、確認調査のデータによるものである。露出した排水遺構につなげる形で暗渠と集水枠を設けた。暗渠については、平成9(1997)年度に敷設したパイプに連結した。北側ラインには拝水路を設置し、水の流れを東側斜面部へと導くことにした。その際、形状が自然に見える様に蛇行させている。植栽については、三角岩の北側ラインの排水処理溝に沿ってクロツグを植えた。</p>

名称	概要
シキヨダユルアマ ガヌビー	<p>概要 御嶽の中で最も広い空間である三庫理ウナー部に位置する、南側の岩肌からまっすぐに垂れ下がった2本の鍾乳石。</p>
アマダユルアシカ ヌビー	<p>調査成果 鍾乳石はそれぞれ御前として位置づけられており、後方が「シキヨダユルアマガヌビー」、前方が「アマダユルアシカヌビー」と呼称され、いずれも聖なる植物を潤す靈水の意。真下には、積みまわした石壇の上に白い壺が据え置かれており、鍾乳石から滴り落ちる水を受ける。壺中の水の多少により、聞得大君や中城御殿（国王の世子）の吉兆を占うとされている。 発掘調査では、壺と受け石の周辺からは4種類の陶磁片が検出された。出土した陶磁器は、全て壺形であり、口縁部から底部まで図上復元の可能な、中国製白磁壺が得られた。台石については、琉球石灰岩製と硬質砂岩製の2種類が確認されている。</p> <p>指定後の整備 検出された4種類の陶磁片のうち、口縁部から底部まで残存していた中国製白磁を採用し、復元した。土台となっている石積みの基壇は、大人の両こぶしより大きい程度の自然石を積みまわしたものである。地面は填圧処理のみにした。台石は、上記の2種類のうち、全体形のわかる琉球石灰岩製品を複製し、上記の白磁壺を据え置いた。</p> <p>なお、「シキヨダユルアマガヌビー」、「アマダユルアシカヌビー」の持つ意味は、前者が「天から流れてくる靈水」、後者が「雨ないし天からたれるアシカの美御水（うびー）」の意で、それぞれトウツルモドキ <i>Flagellariaceae indica</i> 及びアザカ（ナガミボチョウジ） <i>Psychotria manillensis</i> と関係がある。</p> 
貴婦人お休み処	<p>概要 三庫理の石畳参道脇に位置し、『女官御双紙』の記述に、高貴なお方が休憩された場所とある。</p> <p>調査成果 当時の高級神女たちがその席に着いたとき、供の者たちは前の御庭（ウナー）で神へ奉納する歌や踊りをしたと考えられている。 石畳道は、この前を素通りする形で造られており、拝所ではないことがわかる。基壇の周囲を切石でまわし、表面に石を敷き詰めた造りである。調査においても、碑の下層は土を填圧処理しただけであることがわかった。</p> <p>指定後の整備 平石張りで復元した。</p> 

5. 構成要素等の課題

(1) 平成 13（2001）年度整備当と現在の状況

平成 13（2001）年度以降、これまでの整備事業で行われた箇所（大庫理、三庫理、寄満、参道等）については、雨水等による表土の流亡や人為的要因（来訪者の増加等）ともなう石畳の摩耗・劣化等が顕著であり、整備事業（工事）実施後は、対処療法的な修繕にて対応している。

なお、整備当と現在の状況の時期は、ウローカー・参道以外は平成 13（2001）年度までに実施された整備事業の写真を掲載している。

表 3-3 整備当と現在の状況

箇所等	整備当	現在の状況（令和 3 年現在）
御門口入口		 来訪者の安全のため H31 年度に簡易木道（階段）が再整備された。
御門口		 H29 年度に追加された手すりは、周辺景観に配慮した色彩や素材、規模を用いたため、従前設置（耐用年数未達）の手すりとは色彩や高さ等が不統一。 緑色の滑り止めシートの色彩が人工的な緑色のため周辺の自然の緑と不調和。
大庫理		 降雨による基壇、石畠周辺の土砂流亡が顕著（人為による踏圧等も要因の一つと想定される）。

箇所等	整備当時	現在の状況（令和3年現在）
寄溝	 	 
	 	 
	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨による基壇、石垣周辺の土砂流亡が顕著（人為による踏圧等も要因の一つと想定される）。 ・H8～9年度に整備された暗渠が機能しているのか不明。 ・土砂流亡により寄溝前広場修繕（排水、枠の堆積泥除去）効果が喪失（枠周辺の地盤高低下により枠の一部を切下げ）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨によるウナー部の土砂流亡が顕著（人為による踏圧等も要因の一つと想定される）。 ・土壌が景観に調和していない。 ・土砂流亡により H10 年度の排水溝修繕効果が喪失。 ・H13 年度時点の排水整備箇所図記載の排水路（L=56.0m）が機能しているのか不明。 ・H23 年度の三庫理前広場修繕（排水、枠の堆積泥除去）効果が喪失。 ・現在は、新型コロナウイルス感染（3 密防止）対策として三角岩立入禁止（暫定措置）

箇所等	整備当時	現在の状況（令和3年現在）
参道		 <p>・降雨による石畳両サイドの土砂流亡が顕著（人為による踏圧等も要因の一つと想定される）。 ・土養が景観に調和していない。 ・土砂流亡により集水樹、浸透樹の設置効果が喪失。</p> <div data-bbox="352 635 512 678" style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">サンゴ砂利・基盤土壤 →降雨等により流失</div> <div data-bbox="530 635 635 678" style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">参道（石畳）</div> <div data-bbox="669 635 789 678" style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">サンゴ砂利・基盤土壤 →降雨等により流失</div> <p style="text-align: center;">■ 土砂流亡の模式断面</p>
御門口からウローカーへの急坂	 	 <p>・整備当時から大きな変化はない。 ・発掘調査を継続し、石段復元整備を予定。</p>

箇所等	整備当時	現在の状況（令和3年現在）
砲台跡手前		
ウローカー手前のアプローチ		
		
	<p>・整備当時から大きな変化はない。</p>	
	<p>・降雨による簡易木道内（踏面）の土砂流亡が顕著（人為による踏圧等も要因の一つと想定される）。</p>	

(2) サイン類の状況

令和3(2021)年9月時点において、斎場御嶽史跡範囲及び周辺には標柱、説明板、解説板、案内板、注意板、その他（石碑等）のサイン類が設置されている。これらのサイン類は、用途に応じてデザイン的な統一がなされている。

表3-4 斎場御嶽のサイン類

種類	概要	写真	種類	概要	写真
案内板	・史跡内の各構成要素への順路等 ・3箇所設置		注意板	・来訪者への注意喚起 ・8箇所設置	
説明板 解説板	・歴史的な内容、往時の使われ方等を解説 ・15箇所設置		その他（石碑等）	・史跡指定・世界遺産登録等の記念碑等 ・1箇所設置	

その一方で、これらのサイン類のうち、説明板・解説板の一部は、日本語と英語表記がなされているが、多言語化に十分対応しているとはいはず、今後対応が必要となる。

特に、緑の館・セーフア前に設置されている石碑や説明板（写真3-2）は、史跡指定及び世界遺産登録等に関するもののみであり、名勝アマミクヌムイに関する事項は未記載であるため、板面表記の追加や変更等が早急に必要である。

三庫理の解説板（写真3-3）に関しては、「首里城内にある部屋と同じ名前」といった明らかな誤記がみられ、御門口に設置された解説板（写真3-4）は、学術的な根拠が不明確な記述がなされており、これらの修正が早急に必要である。

なお、平成27(2015)年度に解説板が設置されたウローカーには、平成13(2001)年度に設置された標柱もあるが、老朽化がみられる（写真3-5）。なお、サイン類の耐用年数としては、金属製が10年、石材製が20年とされており、原則としてはこの耐用年数を経過しないと撤去等はできない。



写真3-2 緑の館・セーフア前に設置されている説明板



写真3-3 三庫理の解説板



写真3-4 御門口に設置されている解説板



写真3-5 ウローカーの標柱

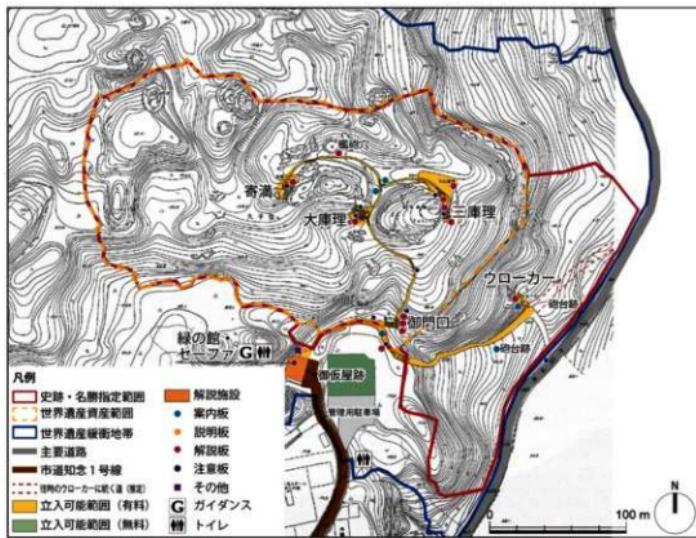


図 3-8 斎場御嶽のサイン類の設置位置

(3) 公有地化の状況

「第2章 計画地の現状」(P.56)で整理したとおり、文化財指定範囲は全域が市有地である。

6. 公開活用のための諸条件の把握

(1) 活用状況

第2章(P.61)で整理したように、斎場御嶽は、地域の拝みや東御廻りの主要な巡礼地の一つとして利用されており、学校教育や地域住民等の連携、観光活用が行われている。

特に、「南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会」が「緑の館・セーフア」に常駐し、平日は「予約制」、土日祝祭日は「定時制」を併用したガイドを行っている。

なお、現在、三庫理の三角岩内部への立入りは新型コロナの影響で禁止となっているが、今後も、人為的な遺構の毀損防止や来訪者の安全管理（落石等）の観点から拝み以外の利用者には、貴婦人お休み処やシキヨダユラアマガヌピー壺等石畳参道を含め、原則立入り禁止する方向である。

(2) 情報発信の状況

南城市では、世界文化遺産としての斎場御嶽を紹介する公式ホームページ及びリーフレットを作成している。公式ホームページは日本語、英語に対応し、斎場御嶽来訪者向けリーフレットを、日本語、英語、簡体語、繁体語、ハングルの5言語に対応している。リーフレットは現地で配布されるとともに、公式ホームページ上からもダウンロードできる。

しかしながら、国指定史跡や国指定名勝アマミクヌムイに関する説明はなされていない。また、三庫理の解説板と同様に、「三庫理は、首里城内にある部屋と同じ名前」といった明らかな誤記がみられる。

なお、現在、パンフレット増刷に合わせて、記載内容の見直し・修正を予定している。

(3) 管理運営面の状況

管理運営面では、(一社)南城市観光協会が南城市から委託され、日常的な管理運営(運営業務・守り人による維持管理業務)やガイド(アマミキヨ浪漫の会:育成含む)を行っている。主にソフト面に関する観光協会の意見・要望を整理した。

表3-5 管理運営団体からの要望

1. 維持管理面の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に関する研修会等の開催。 ・対応マニュアルの改定や内容更新。 ・守り人の高齢化に伴う将来的な担い手の確保。 ・外来種調査や駆除方法の確立・指導。
2. 安全管理面の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木や落枝等が想定される枯損木の調査・確認。 ・防犯上、安全管理上から防犯カメラの設置。
3. その他の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイド育成方法等の確立(講習会、マニュアル整備等)。 ・世界文化遺産として、ガイド内容も含めた多言語化等。 ・拝みの時間と観光客受入時間の棲み分け。

(4) 久手堅地区住民の意見等

平成30（2018）年に、保存活用計画策定に合わせて、久手堅地区の住民を対象にワークショップを開催し、斎場御嶽との関わりや斎場御嶽に対する意識・要望等に関する意見交換を行った。以下に主な意見等を整理した。

表3-6 平成30年に実施した久手堅集落ワークショップにおける主な意見等

グループ	主な意見等
A グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（集落）と斎場御嶽との関わりは、現在は、実際にあまりない状況。 ・以前は、集落として美化や道路清掃を行っていたが、現在は観光協会や一号線の通り会が関わっている状況である。集落として、農道の清掃等は今も行っている。 ・集落の中で、斎場御嶽のガイドを行っていた方がいたが、今はやっていない。 ・地域として斎場御嶽に关心が無いわけではないのだが、置いてきぼりにされたまま長い時間が経ってしまっている状況もある。 ・斎場御嶽に観光客が来るが、地元には経済的メリットが無い状況である。地域にもお金が落ちる仕組みが必要である。 ・地元が無関心であったり、接点のない状況が課題としてあるので、部落として関わっていく状況を作っていくたい。 ・ガイドや山の道の散策ができるようにしていきたい。<u>遊歩道も作りたい。</u> ・観光という側面から地域を高めていきたい。 ・門中の住民については拝みまーいでたびたび斎場御嶽を訪れており、かかわりがある。若い人は参加しなくなっている。また、生活とのかかわりが薄くなっている。
B グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場御嶽との関わりについては、東御通りで行ったり、小さい頃祖父と散歩に訪れたり等がある。レンタカーが集落に入ってくるなどのネガティブな関わりもある。 ・斎場御嶽への思いとしては、観光客に正しい知識を伝える必要があると思う。集落の人でも正しく説明できない人もいるので、正しい知識の必要性がある。 ・集落の中の、斎場御嶽へ続く里道は、重要なポイントである。 ・植物等の希少種の保護に働く必要性もある。 ・入場料を取っているが、地元の人は入れるような仕組みにする必要がある。人が多すぎることへの懸念、昔の神々しさが失われているという思い、休息日を増やす必要性を感じる。 ・<u>集落としてできることとしては、まず、斎場御嶽はそもそも聖地である、ということをもっと明確にしていきたい。</u> ・そのうえで、様々な立場で保全と活用に取り組む必要がある。具体的には、<u>観光客に対し、学術的な説明だけではなく、地域密着の情報（地域で伝わってきたような内容、集落での生活とつながった内容）も発信していくたい。</u> ・住民の持っている関連資料から、伝統や風習を調べ、里道の事も含め、集落から発信したり、ガイドへのレクチャーをしたい。 ・保全と活用という相反するものを、バランスを取ってやっていく必要がある。 ・植樹や緑の館の道路も課題である。 ・観光客には、ルールをしっかり知ったうえで入ってもらいたい。また、現在は観光協会が指定管理をやっているが、久手堅、安座真の集落も管理に携わる形になって一步進んでいきたい。

7. 広域関連整備計画

南城市では、平成 22（2018）年度に「南城市歴史文化基本構想・保存活用計画」を策定し、文化遺産の保存・活用方針や南城市的文化財群における斎場御嶽の位置づけを示している。斎場御嶽周辺は「斎場御嶽周辺保存活用区域」として、斎場御嶽と隣接する久手堅地区周辺に位置する歴史文化資源を結びつけた地域の形成を図ることが位置づけられている。

また、令和 2（2020）年 2 月に策定された「世界遺産斎場御嶽周辺エリア景観形成基本計画書」では、斎場御嶽に至るアプローチ道である市道知念 1 号線沿道の景観形成について、「祈りを感じる道」をコンセプトに、「①沿道全体で景観形成意識を高める段階」、「②共通する課題に対処し、スポット的に修景していく段階」、「③聖と俗がゆるやかに分かれた交流空間とする段階」の 3 段階で整備することとしている。

8. 課題の整理

指定地内の構成要素や案内サイン、情報発信、管理運営面の状況やワークショップの意見等を踏まえ、整備の性格・方法等による整備区分を設定し、その区分ごとに対応すべき課題を整理した。

表 3-7 整備区分別課題の整理

整備区分等	対応すべき整備課題
各種整備の前提 (現状把握)	①御嶽内の詳細把握（詳細な測量図の作成、既存施設の状況確認、雨水流況把握等） ②来訪者の状況把握・分析（ピーク時来訪者数、来訪者の動態把握等）
ハード系整備	①土砂流亡防止のための整備方法の検討 ②石疊の劣化、剥離防止のための整備方法の検討 ③基壇や拝所等立入り規制のための整備方法の検討 ④事故等防止等安全性確保のための整備方法の検討 ⑤聖地としての風致を阻害しない情報提供設備等の整備方法の検討（名勝指定に関する事項、来訪者に対する注意・啓発） ⑥三庫理（三角岩等）の立入り原則禁止に伴う久高島眺望箇所の新設
ソフト系整備	①説明・解説施設、リーフレット等の記載内容の更新・改訂 ②多言語化に対応した整備方法の検討 ③周辺の歴史文化資源との一体的な活用に関する整備方法の検討 ④学校教育・地域住民等との連携 ⑤ガイドの養成
維持管理系整備	①的確な維持管理（補修等）の実施 ②外来種対策の検討 ③倒木、落枝、根上対策の検討 ④防犯・安全対策のための整備方法の検討 ⑤入域者数管理方法の検討
その他整備	①市道知念 1 号線等、周辺地域の環境（景観）保全 ②御仮屋跡縁の取扱いの検討（長期的課題）

第4章 基本方針

1. 基本理念

斎場御嶽は、国指定史跡であり、国指定名勝アマミクヌムイの構成資産であるとともに、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産でもある。したがって、南城市民のみならず、日本国民は、斎場御嶽を世界に誇る人類の遺産としてその価値を一層高め、次世代に継承していく責務を有する。

このことを踏まえ、斎場御嶽の整備の基本理念を以下のとおり定める。

斎場御嶽は、琉球の開闢神「アマミク」が創設したとされる御嶽の一つであり、琉球王国時代には国王の巡幸や、聞得大君就任儀礼である御新下りといった国家的な祭祀が行われた、琉球王国を信仰面、精神面から支えた琉球王国第一の聖地である。現在も、アマミクの神話を基層として人々の地域住民、市民、県民から、琉球王国及び現在の沖縄の最高の聖地として認識され、琉球地方独自の信仰形態を表す拝所及び自然環境と一緒にとなった神聖な景観が、沖縄の精神文化を表徴する“生きた文化的景観”として、“信仰・祈りの場”として継承されている。その一方で、斎場御嶽は、国内外からの観光客が訪れる沖縄県及び南城市における重要な観光拠点であり、本質的価値の保全及びさらなる向上を図りつつ、持続的な活用を図る必要がある。したがって、斎場御嶽の保存・活用に資する整備にあたっては、「聖地」、「祈りの場」としての斎場御嶽の本質的価値の保全・向上を大前提としつつ、周辺環境と一体的な保全によって地域の文化、教育、交流等の拠点としてまちづくり等に活用し、さらには国内外の来訪者を受け入れる観光の拠点として適切に管理・運営・整備を行うことを基本理念とする。

2. 基本方針

本質的価値の再確認及び整備に関する課題の再整理を踏まえ、保存活用計画策定時に整理した斎場御嶽の整備に関する基本方針の再確認を行った。

結果として、史跡範囲の拡張（ウローカー及び参道）や名勝指定によって「整備に関する基本方針」が大きく変わるものではないため、基本的には、保存活用計画策定時の基本方針を踏襲した。

その上で、保存活用計画で示した「保存のための整備、活用のための整備の基本方針」については、下記のように再整理した。なお、具体的な整備は、各整備に関連する調査やモニタリングの結果を踏まえ実施する。

基本方針1：史跡・名勝としての真正性を担保つつ、自然現象による影響を低減するため必要な整備を行う。（保存のための整備）

□雨水による表土流出等、自然現象による影響を低減するための整備（裸地部分の基盤整備、排水設備の適切な維持管理、改善等）を行うとともに、史跡・名勝としての真正性を最大限尊重した参道の維持管理（石畳の補修、海砂利または珊瑚バラスの散布等）を徹底する。

基本方針2：観光等人為による影響を防止するため必要な整備を行う。

（保存のための整備）

□無秩序な拝所への立ち入りや表出遺物の踏付け等、人為による影響を防止するための必要な整備（無秩序な立入り防止のための見学者用遊歩道、案内サイン、柵等）を行う。

基本方針3：神聖な空間の性格を尊重し、必要最小限の整備を行う。（活用のための整備）

□聖域であることを踏まえ、活用のための整備は最小限とする。なお、来訪者の利便性・安全性や快適性を確保するための施設、各種サインや注意喚起サイン、手すり、仮設階段等は、聖地（史跡・名勝）としての風致に十分配慮しつつ、活用による影響（裸地部分の搅乱等）が及ぶ箇所や危険個所に限定し、景観上影響の少ない素材や色彩等を用いるなどの配慮をしたうえで行う。

基本方針4：史跡・名勝の持続的な活用のため、多様な主体と連携する。

（活用のための整備）

□沖縄の精神文化を表徴する国指定文化財を将来に渡って持続的活用（ワיזユース）するため、専門家、地域住民、関係団体や「世界遺産」・「名勝アマミクヌムイ」、「琉球開闢神話」との関係性が深い他自治体等、様々な主体と連携する。

第5章 整備基本計画

1. 全体計画及び地区区分計画

(1) 整備にあたっての実施方針

基本理念、基本方針を踏まえ、整備にあたっての実施方針を以下のように設定した。

①現状把握に基づく事業の実施

- ・表土流出の主原因である雨水排水の現状、危険箇所等に関する現状調査を実施した後、具体的な整備箇所及び適切な整備手法を設定し事業を実施する。

②聖域としての価値を保護するための立入禁止区域の設定

- ・三庫理の三角岩内部やシキヨダユルアマガヌピー・アマダユルアシカヌピーの台石及び壺、貴婦人お休み処基壇周囲等、聖域としての価値を保護すべき箇所については立入禁止区域（拝みは除く）を設定し、適切な手法を用いて整備を実施する。

③文化財調査の継続とその結果に基づく事業の実施

- ・ウローカー及びウローカーに至る参道については、文化財調査を継続し、必要に応じて真正性を担保した復元整備等を実施する。

④新たな知見に基づく現状変更や整備の実施

- ・既存の整備箇所においても、新たな知見や史資料等が発見された場合は、それらに基づき必要な現状変更や整備等を実施する。

⑤サイン類等情報提供施設の適宜更新・整備

- ・国指定名勝アマミクヌムイ斎場嶽（斎場御嶽）に関する説明の追加等、現状に即した情報提供施設の整備を実施する。
- ・耐用年数を経過して老朽化等によって、更新または新設するサイン類については、名勝の風致景観にふさわしく、統一感のあるデザインを検討する。
- ・外国人来訪者に対して、聖地としての価値や意味、禁止行為をわかりやすく解説するための必要な整備を実施する。

⑥専門家や関係者（管理運営主体、地域住民、教育関係者等）と連携した事業の実施

- ・国指定文化財（史跡・名勝）や世界文化遺産としての本質的価値を損なわないよう、多様な主体との調整・連携の上、各種事業を実施する。

⑦周辺の歴史文化資源との一体的な活用や学校教育等との連携した事業の実施

- ・久手堅集落内の歴史文化資源等との一体的な活用を促進するため、地域住民等と連携した事業を実施する。
- ・地域の歴史文化学習の拠点として、南城市内の学校等と連携した事業を実施する。

⑧斎場御嶽と密接に関連する文化財と連携・活用した事業の実施

- ・名勝アマミクヌムイ斎場嶽（斎場御嶽）であり、「琉球開闢神話」と関連性が深い文化財等と連携・活用した事業を実施する。

⑨適切な維持管理に関する整備の実施

- ・斎場御嶽の本質的価値を保全するための適切な維持管理体制を整備する。

(2) 地区区分及び地区別方針

保存活用計画では、保存活用における地区区分として4つの地区区分を設定しているが、ウローカー及び参道が追加指定されたことを踏まえ、整備における地区区分として再整理し、整備の方針等を示した。なお、本整備基本計画においては、この地区部分を念頭におきつつ、具体的な整備箇所・範囲については、必要となる整備内容に応じて設定する。

表5-1 整備における地区区分

地区区分	範囲	特徴	整備（保存・活用）の方針等
文化財指定範囲	イビ（神域）ゾーン	御門口、大庫理、三庫理、寄満及びこれらを結ぶ参道	<ul style="list-style-type: none"> ・信仰の対象、祈りの場として斎場御嶽の中核をなす「イビ（神域）」が位置する。 ・概ねの全体像が明らかになっており、主要な遺構について復元、遺構表示等が行われている。 ・現在でも地域住民のみならず、広く県民の祈りの場として利用されている。 ・御門口から久高島への眺望は、ニライカナイ伝説を想起させる景観である。 ・全範囲が公有化されている。
	御樹林ゾーン	イビ（神域）ゾーン以外の指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全域が樹林で覆われており、様々な形態の岩石群が聖地としての神聖な風致景観を形成している。 ・ナーワンダーグスクが位置する。 ・全範囲が公有化されている。 ・過年度に実施された動物調査においても、「沖縄島南部の自然環境の特徴を残した数少ない場所の一つ」、「小さい面積の割には豊かな動物相を備えている」と評価されており、南城市の生物多様性を支える森といえる。 <p>(原則として平成14年の整備事業報告書にまとめられた保護策(P.98参照)を踏襲するが、改めて植生調査・植物相調査を行った上で、植生・植物管理を適切に行う。)</p>

地区区分	範囲	特徴	整備（保存・活用）の方針等
文化財指定範囲	ウローカー ゾーン	ウローカー及び御門口からウローカーを結ぶ参道	<ul style="list-style-type: none"> 平成30（2018）年に文化財指定範囲に追加指定された。 琉球王国時代、斎場御嶽へ至る参道として使われたと考えられるウローカー及び参道が位置する。
文化財指定範囲外	世界遺産緩衝地帯	斎場御嶽の本質的価値と密接な関わりのある資源が集積する範囲（世界遺産の緩衝地帯）	<ul style="list-style-type: none"> 御新下りの祭事等の場であった御仮屋跡や久手堅里道が位置する。 一部（御仮屋跡等）が公有地化されているが、ほとんどは民有地である。
	周辺地域	周辺一帯（南城市歴史文化基本構想に基づく斎場御嶽周辺保存活用区域（久手堅集落周辺）及び安座真集落、旧船着場（マチガキドウマイ）、がんじゅう駅・南城、知念岬等）	<ul style="list-style-type: none"> 久手堅集落は、廃藩置県後、斎場御嶽を所有していた集落であり、知念村に所有が移って以降もノロ家を主体に管理を行ってきた。また、久手堅集落と斎場御嶽を結ぶ「久手堅里道」は、「御新下り」のルートでもあり、斎場御嶽とは深い関わりを持った集落である。 安座真集落は、現在でも御門口での拝みが残る集落である。 東御廻り時に使われたと考えられる船着場（マチガキドウマイ）があったとされる。 がんじゅう駅・南城及び知念岬公園からは、斎場御嶽と久高島が同時に眺望できる。

【参考：平成14年の整備事業報告書においてまとめられた保護策】

1. 御嶽林とそれに囲まれた拝所の空間との境界を明確にする。
2. 御嶽林には一切手を加えず、自然の回復を待つ。御嶽林の中の植栽樹も外来種であっても伐らずに、元来の植生への自然な回復を待つ。
3. 御嶽林への入林を制限する。
4. 拝所の空間が守られるよう、除草などを行って積極的に管理する。
5. 拝所前の広場の植栽は、モクマオウなど外来種でも伐らずに元の植生への自然な回復を待つ。ただし、広場の空間を維持するのに障害となる場合は伐採する。
6. 拝所や拝所前の広場に帰化植物が入り込まないようにサンゴバラス（サンゴ砂）を敷くなどの処置をする。
7. やむを得ず植栽する場合は、御嶽内あるいは周辺で育苗したものを植え、自然個体群の遺伝子組成を損なわないよう十分に配慮する。

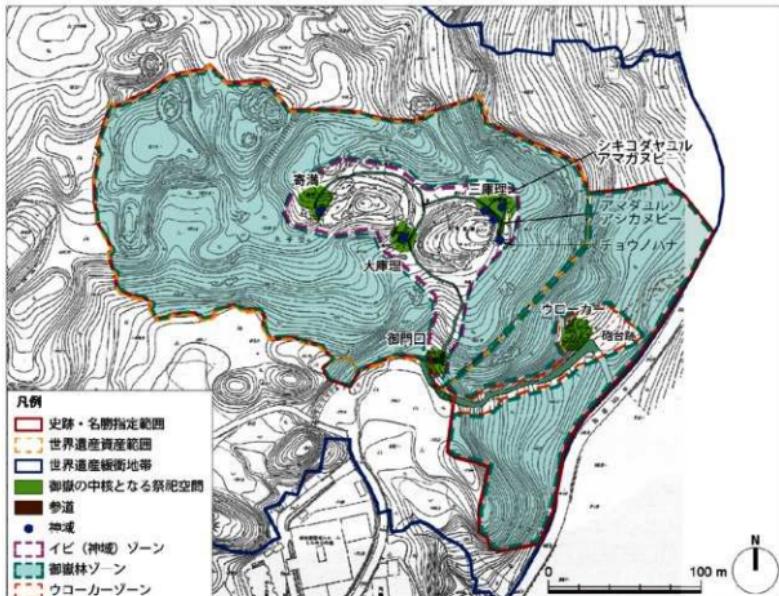


図5-1 整備における地区区分（国指定範囲付近拡大図）

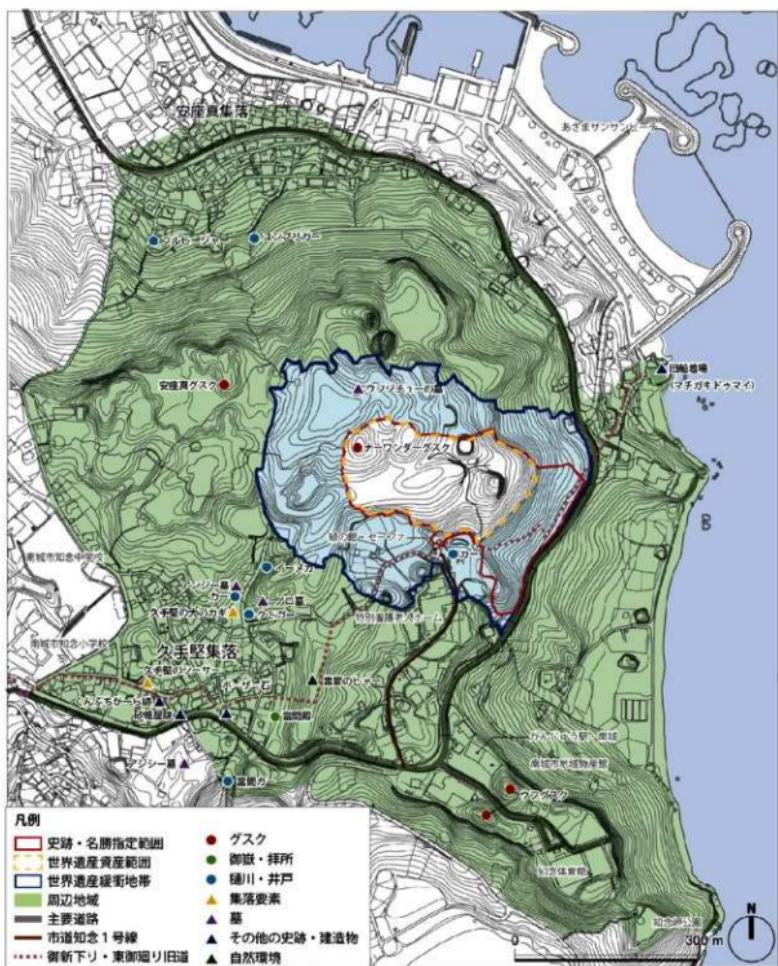


図 5-2 整備における地区区分（緩衝地帯及び周辺地域等広域図）

2. 遺構保存に関する計画

降雨等による土砂流亡や人為的な遺構等の毀損を防止するため、遺構の保存に関しては、以下の整備を実施する。

表 5-2 遺構保存に関する整備

整備名（仮称）	主な内容	整備箇所・範囲
①土砂流出防止対策整備	・排水施設の整備（流路・浸透枠、土壤基盤整備等）。 ・表層部分への砂利（又は珊瑚バラス）の定期的補充。	・大庫理、三庫理、寄満ウナーペ ・参道脇
②三庫理保護整備	・三角岩内部やシキヨダユルアマガヌビー・アマダユルアシカヌビーの台石及び壺、貴婦人お休み処基壇付近の石畳参道保護のための見学者用歩道の整備。	・三庫理
③外来種対策整備	・主に遺構に影響を与える可能性が高い種（ツユヒヨドリ等）の除去。	・全域

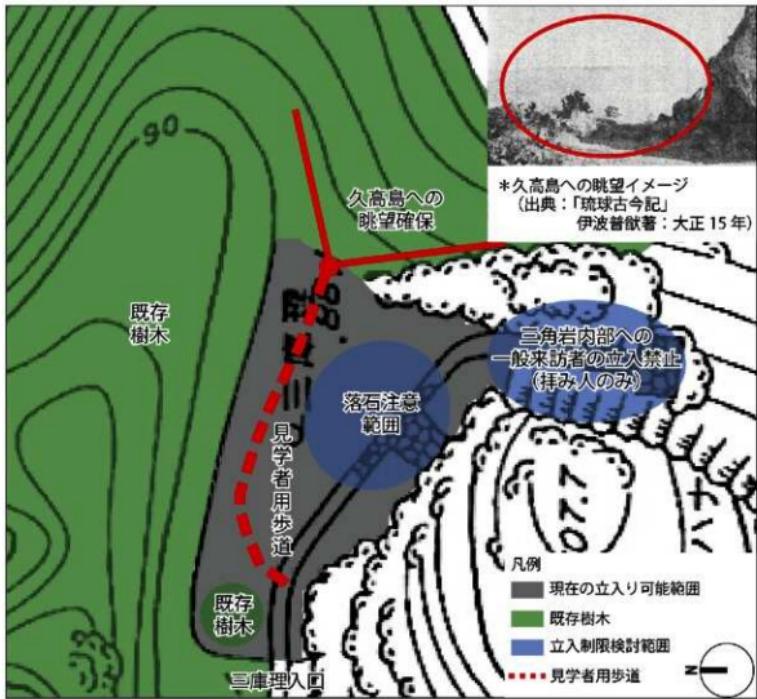


図 5-3 三庫理保護整備のイメージ

3. 案内・解説に関する計画

史跡範囲の拡張、名勝アマミクヌムイの追加指定を踏まえて、案内・解説に関しては、以下の整備を実施する。

表 5-3 案内・解説に関する整備

整備名（仮称）	主な内容	整備箇所・範囲
①名勝指定説明等追加整備	・名勝指定説明施設（石柱・石碑等）の整備。	・緑の館・セーファ前
	・既存説明板の更新。	
	・マナービデオの更新。	・緑の館・セーファ
	・ガイダンスピデオの更新。	・がんじゅう駅・南城
②解説内容修正整備	・リーフレットの更新。	・緑の館・セーファ
	・解説板面の修正。	・三庫理 ・御門口
	・公式ホームページの更新。	—
③多言語化整備	・英語に加えて、ハングル、繁体語、簡体語等による案内・解説の整備。	・公式ホームページ ・各種ビデオ ・各種サイン類 (QR コードの設置等)
④バリアフリー対応整備	・車椅子等来訪者に対する AR, VR 技術導入による疑似体験設備の整備。	・がんじゅう駅・南城
	・視覚障害者に対する音声ガイドシステム導入。	・各種サイン類 (QR コードの設置等)

4. 安全管理・防犯対策に関する計画

来訪者の安全・安心な見学や遺構の盗掘・盗難防止のため、安全管理・防犯対策に関しては、以下の整備を実施する。

表 5-4 安全に関する整備

整備名（仮称）	主な内容	整備箇所・範囲
①階段整備	・勾配が急な石畳部における階段の整備。	・御門口 ・ウローカー参道入口
②安全対策整備	・老朽施設の改修整備。	・ウローカー入口擬木階段
	・落石防止（ネット設置・危険岩塊撤去等）、倒木・落枝・根上りの撤去。	・拝所ウナ一部、参道等来訪者が立に入る箇所
③防犯対策整備	・監視カメラの設置。	・入口（緑の館・セーファ）

5. 周辺地域の環境保全に関する計画

周辺地域の環境保全に関しては、関連する計画（「世界遺産斎場御嶽周辺エリア景観形成基本計画」、「南城市景観計画」等）と連携し、以下の整備を実施する。

また、御仮屋跡の整備に関しては、現段階では長期的な課題として検討を進める。

表 5-5 周辺地域の環境保全に関する整備

整備名（仮称）	主な内容	整備箇所・範囲
①周辺地域における景観形成整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電線の地中化。 ・周辺景観の保全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道知念1号線 ・久手堅集落等
②御仮屋跡の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の推進と復元。 ・指定範囲の拡張（追加指定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御仮屋跡（緑の館・セーファ等を含む）

6. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関しては、「南城市歴史文化基本構想・保存活用計画」と連携し、久手堅地区周辺等に位置する歴史文化資源等を活用した、以下の整備を実施する。

表 5-6 周辺地域の環境保全に関する整備

整備名（仮称）	主な内容	整備箇所・範囲
①周辺歴史文化資源整備	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史文化資源の解説板、案内板等の設置、デジタル技術を導入（AR、VR技術、QRコードの添付等セルフガイド対応）した解説、案内の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・久手堅集落等
②観光メニュー整備	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場御嶽と関連が深い歴史文化資源を体験できる周遊コースの（他の世界遺産、名勝アマミクヌムイの構成資産との連携）設定。 ・地域の歴史文化ツアー（例：仮称久手堅ま~い等）の設定。 ・周辺の歴史文化資源マップの作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・久手堅集落、安座真集落等 ・首里城跡、識名園等、主に南部地域の世界遺産 ・久高コウハ森（久高のフボーアー御嶽）、玉城アマツ（玉城グスク）、弁之御嶽、ゑぞゑそのいしぐすく・金ぐすく（伊祖グスク）等、主に南部地域の名勝アマミクヌムイ

7. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

ハード系整備、ソフト系整備等の実施にあたっては、各整備実施段階等で必要となる調査等を適宜実施する。特に、危険箇所や外來種に關わる調査に関しては、専門家による調査とし、対策の検討・立案（マニュアル作成等を含む）を行う。

表 5-7 各整備実施段階等に関する整備

整備名（仮称）	主な内容	整備箇所・範囲
①基本測量・基本設計	・全整備箇所・範囲の測量及び基本設計。	・全整備範囲・箇所
②デジタル測量	・石畳補修のためのデジタル測量、記録（維持管理マニュアル更新に反映）。	・石畳参道
③雨水流況調査	・土砂流亡が顯著な箇所の雨水流況の把握。	・大庫理、三庫理、寄満ウナー部、参道脇
③危険箇所対策調査	・落石、倒木、落枝、根上り等の恐れがある箇所の実態調査。 ・岩塊亀裂安全性解析調査。 ・老朽施設調査 ・対策マニュアル作成。	・主に拝所、参道等來訪者が立入る箇所、根上りによる遺構毀損及び想定される箇所
④御嶽林調査	・現況把握調査（遺構保存に悪影響を与える種、御嶽林の持つ役割（南城市の貴重な自然環境及び生物多様性を支える森）を構成する要素となっている種等の実態把握）。 ・植生管理計画の策定（悪影響を与える種の対策マニュアルを含む）。 ・植生管理研修会等の開催。	・文化財指定範囲
⑤入域者状況調査	・自動カウンターの設置による入域者数（ピーク時（1日あたり、時間あたり等））の現状把握。 ・入域者動態調査による集中範囲の把握。 ・オーバーユース軽減・回避のための適正入域者数の設定及び分散入域方法の検討。	・緑の館・セーフア ・大庫理、三庫理、寄満等
⑥施設整備のための遺構調査	・ウローカー参道入口における石畳階段等の遺構調査。	・ウローカー参道入口

8. 公開・活用に関する計画

斎場御嶽は、一般的な観光利用とともに、修学旅行や学校（教職員研修や校外学習等）に活用されている。今後も、斎場御嶽の本質的価値の理解促進や普及啓発のために、南城市観光協会、南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会と連携し、以下の整備を実施する。

表 5-8 公開・活用に関する整備

整備名（仮称）	主な内容
①教育的活用整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財や世界遺産としての価値やその保全の必要性、関連する歴史文化資源、保全活動実施メニュー等を掲載した副読本（「仮称斎場御嶽と私たち」）の作成。 ・斎場御嶽に関する歴史文化学習プログラム（事前学習→現地学習→振り返り学習等）の開発や関連教材の作成と実施。
②普及啓発整備	・斎場御嶽を題材にした市民向け講座、勉強会等の開催（地域教育）。
③ガイド育成整備	・ガイドマニュアルの作成、養成講座の開催。

9. 管理・運営に関する計画

斎場御嶽の管理・運営については、南城市を管理主体とし、文化庁や沖縄県教育庁の指導・助言のもと『国指定史跡斎場御嶽保存活用計画』に基づいて公開・活用及び管理・運営を推進する。

その一方で、斎場御嶽とともに、斎場御嶽と歴史的・文化的に密接な関わりを有する周辺環境について適切に保全し、地域振興等に活用していくためには、府内関連部署（生涯学習課、教育指導課、観光商工課、都市計画課、都市整備課等）との連携や、観光協会等の関連団体、久手堅集落や知念1号線沿道の地域住民等の理解と協力が不可欠である。

そこで、南城市文化課を主幹部署として、府内関連部署や関係団体、地域住民等、専門家が適宜連携、調整できる体制として「斎場御嶽保存・活用・管理連絡協議会（仮称）」を構築する。「斎場御嶽保存・活用・管理協議会（仮称）」では、日常的な保全・活用・維持管理や課題の改善等の取り組みとともに、より適正な入域者管理方法の検討など、中長期的な課題等についても検討を行う。

表5-9 斎場御嶽保存・活用・管理連絡協議会（仮称）の構成員の役割（案）

構成員	主な役割
南城市	(主幹部署)
	文化課 ・協議会事務局 ・斎場御嶽及び市内の文化財、歴史文化資源の保存管理と活用、整備 等
	(関連部署)
	生涯学習課 ・斎場御嶽の歴史的、文化的価値の市民や周辺住民への普及、啓発事業の展開
	教育指導課 ・市内の学校等に対する斎場御嶽の歴史学習プログラム作成事業の展開（教育旅行民泊での活用も想定）
	観光商工課 ・観光に係る施設整備・管理運営、イベント開催、ガイド育成 等
	都市計画課 ・周辺の環境保全、景観保全・形成 等
	都市整備課 ・知念1号線の整備 等
	南城市観光協会 ・南城市的観光基盤整備、情報発信、緑の館・セーフア、がんじゅう駅・南城、南城市地域物産館の運営、観光ガイドの育成 等
	南城市ガイド・アマミキヨ浪漫の会 ・歴史・観光ガイドの実施、ガイドの育成 等
関係団体等	守り人 ・斎場御嶽の日常的な確認点検、清掃
	土地管理者・所有者 ・管理地、所有地内の歴史文化的資源の日常管理（清掃等）、利用環境の整備 等
	地域住民 ・地域内の歴史文化的資源の日常管理（清掃等）、来訪者への対応（ガイド、おもてなし、イベントへの参加等） 等
	祈り人（地域住民以外の市民等を含む） ・拝所等の清掃（守り人との協働）
専門家（学識者・研究者等）	・斎場御嶽及び周辺の歴史文化的資源の保存、活用、整備に関する科学的知見に基づく指導、助言 等

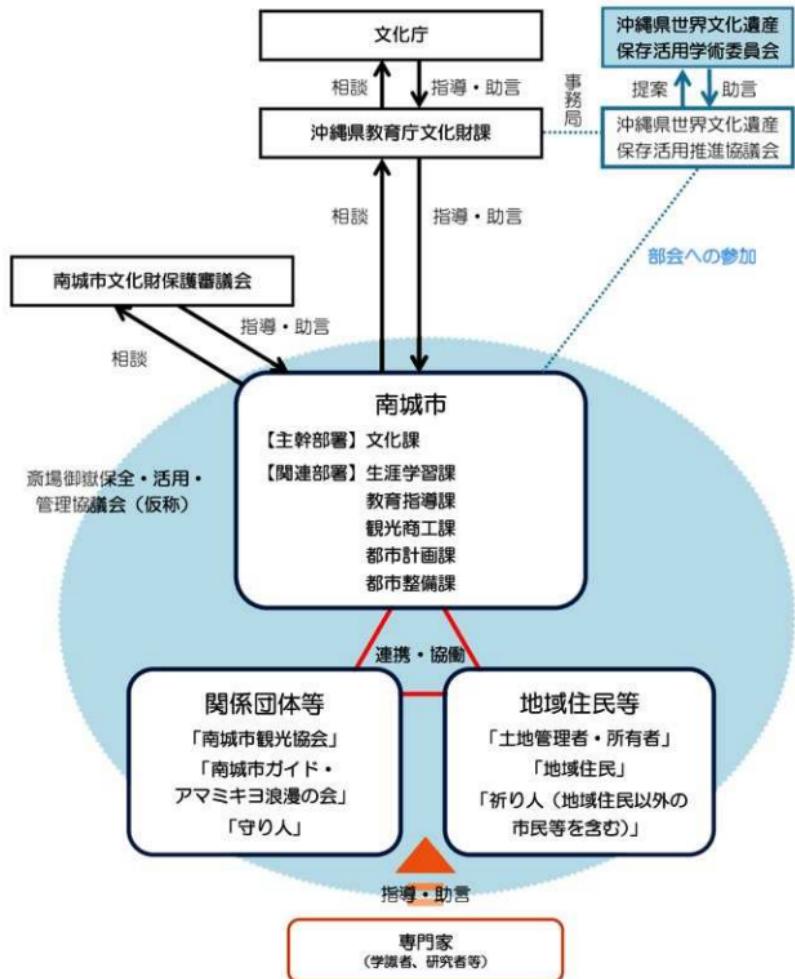


図 5-4 斎場御嶽保存・活用・管理連絡協議会（仮称）の体制

10. 事業計画

本計画の計画期間は令和4（2022）年度から10年間としている。

そこで、遺構保全や来訪者の安全性確保等の観点から、今後3年内に取組む事業を「短期」、その後、調整を図りつつ実施する事業を「中期」に区分し、事業計画を工程表として整理した。

周辺の歴史文化資源との一体的な活用に関する整備（斎場御嶽と関連が深い歴史文化資源を体験できる周遊コース設定、歴史文化ツアーや販売等）や学校教育・地域住民等と連携した整備（副読本、歴史文化学習プログラムの作成等）、ガイドの育成、周辺地域の環境（景観）保全に関する整備等については、計画期間内で取組むこととしているが、庁内関連部署や関係団体との連携が必要なため、準備が整った段階で順次実施する。

日常的な維持管理（清掃、毀損石疊の補修等）は、継続して実施する（維持管理マニュアルの更新後は、適宜研修会・講習会を開催し、それに基づき実施）。

また、「御仮屋跡の整備」や「マチガキドウマイ～ウローカー～御門口に至る旧参道のルートの調査研究」等は、計画期間を超えた長期的な取組みが必要であることから、次回の計画見直しの際に、実施状況の確認を行う。

整備内容	整備期間	期間						管理者			
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
測量・基本設計	全断面測量 基準設計	測量									
	断面設計										
	施工										
施設 (実効危険管理)	港内航路標識 測量測量 測量設計										
	施設 工場										
	港内航路標識 測量測量 測量設計										
	施設 工場										
三連体改修計画	測量設計 測量										
	測量										
港水施設改修 (防波堤、港内航路、土塁 基盤改修等)	港内航路標識 測量 測量設計										
	測量										
	測量										
港の宿・セーフア 前	測量設計 (解説文作成後)										
	測量										
名勝古跡改修活動 (マービビオ、リーダン スティオ (ガル、 こうう殿))	マービビオ (母 スティオ (ガル、 こうう殿)) アーヴィング・エ スケプシック 経営追加										
	リーフレット										
三連壁・防波工 構造物改修修正	解説文書修正・新規創 作										
	リーフレット										
	解説文書修正										
多連塔 構造物改修	解説文書 (解説文書の多連塔 構造物改修)										
	解説文書										

整備内容	期間						概要
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
主に飲食・料所フロア （事務室・花火場）	整備設計引継ぎ会議 内装実施（壁面材、床材等）						
入口	玄関ドアの設置 玄関マットの設置						玄関に同じ開閉し (2年目後)
地盤整備適正化 排水処理施設	排水管管渠マニアルの更新 石垣構造物のためのデジタル測量						
廻田林立地 文化施設改修	廻田林立地 文化施設改修 排水管計画策定（排水管を立ちえる 構造の採用・マイルストロム）						3年毎にモニタリング実施 モニタリング結果を踏まえ 砂防工事にて定期的
パリアリー（宿泊施設） 利用者登録システム導入による 組織活性化促進	研究食・講習食・運用 給付・コンテンツ制作 運営						
パリアリー（宿泊施設） (音楽カーディンス)	宿泊 客室サイン類 機器の設置・運用						
入浴施設整備	自動洗浄タブーの設置・入浴券販売 スマート鏡面 湯船料金改定・高湯割引料金改定						3年毎に開催し (2年目後)
計画の検証・変更	家計費用計算 原価基本計画						課題が複数ある場合、調査実施 (2年目後)は必須要件 (3年目後は監査)

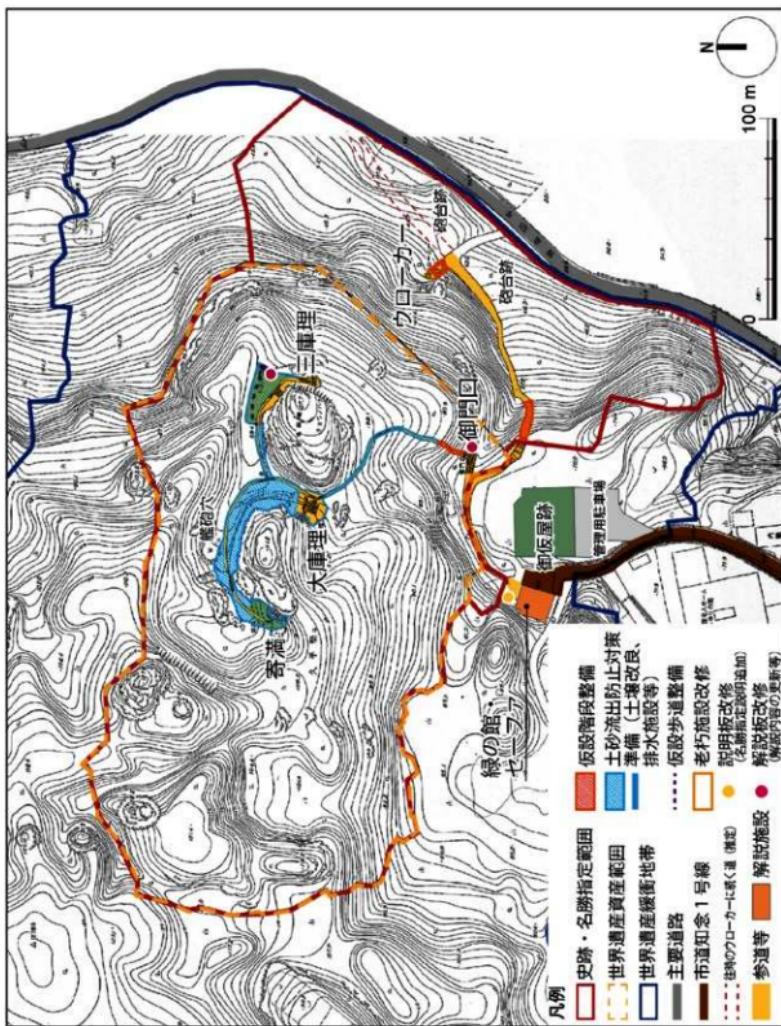


図 5-5 整備計画平面図

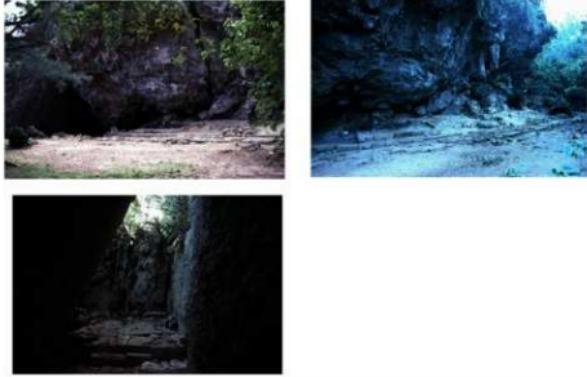


図 5-6 整備イメージ（御門口）

【卷末資料】

I. 整備前の状況

箇所等	整備前
御門口入口	
御門口	
大庫理	
寄満	

箇所等	整備前
三庫理	
参道	
御門口からウロカーへの急坂	

箇所等	整備前
砲台跡手前	 
ウローカー手前のアプローチ	

2. 参考文献・資料

(上位・関連計画等)

- ・国指定史跡斎場御嶽保存活用計画：南城市教育委員会：平成 30 年 3 月
- ・知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画：南城市：平成 5 年 3 月
- ・南城市歴史文化基本構想・保存活用計画：南城市教育委員会：平成 23 年 3 月
- ・南城市景観まちづくり計画：南城市：平成 24 年 3 月
- ・南城市都市計画マスター プラン：南城市：平成 27 年 10 月改定
- ・第 2 次南城市総合計画：南城市：平成 30 年 3 月
- ・南城市第 2 次観光振興計画：南城市：平成 30 年 3 月
- ・世界遺産斎場御嶽周辺エリア景観形成基本計画書：南城市：令和 2 年 2 月
- ・世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画：沖縄県：平成 25 年 3 月
- ・史跡整備のてびき-保存と活用のために-：史跡等整備の在り方に関する調査研究会編：文化庁文化財部記念物課：平成 16 年 3 月
- ・史跡等・重要文化的景観マネジメント事業報告書：文化庁文化財部記念物課：平成 27 年 3 月

(斎場御嶽に関する研究等)

- ・知念村文化財調査報告書第 9 集斎場御嶽整備事業報告書：知念村教育委員会：平成 14 年 3 月
- ・知念村史 第一巻 資料編 I：知念村史編集委員会：昭和 58 年 12 月
- ・斎場御嶽と自然-世界遺産普及図書-：知念村教育委員会：平成 15 年
- ・南城市史総合版（通史）：南城市教育委員会：平成 23 年 11 月改訂
- ・世界遺産一覧表記載推薦書「琉球王国のグスク及び関連遺産群」：日本：平成 11 年 6 月
- ・琉球古今記：伊波普猷著：刀江書院：大正 15 年
- ・第十巻 古老集記類の二 仲吉朝忠（近世地方経済史料第 10 卷）：小野武夫編：昭和 7 年
- ・沖縄の聖地：湧上元雄・大城秀子著：むぎ社：1997 年
- ・沖縄文化の遺宝：鎌倉芳太郎著：昭和 57 年
- ・日本の神々 13 神社と聖地：小島櫻禮執筆：谷川健一編：白水社：1987 年
- ・沖縄県写真帖：国立国会図書館デジタルコレクション
- ・国学院大学折口博士記念古代研究所所蔵写真

(地域情報等)

- ・南城市系数観測所データ：気象庁ホームページ
- ・国土地理院ウェブサイト（地図空中写真閲覧サービス）
- ・南城市行政区別人口統計表
- ・沖縄県地図情報システム

国指定

史跡斎場御嶽

名勝アマミクヌムイ斎場御嶽（斎場御嶽）

整備基本計画書

令和4年3月

発 行 南城市教育委員会

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL 098-917-5374

編 集 株式会社ブレック研究所 沖縄事務所

沖縄県那覇市泉崎2-3-3

TEL 098-833-9170

国指定
史跡斎場御嶽
名勝アマミクヌムイ斎場御嶽（斎場御嶽）
整備基本計画書

令和4年3月

南城市教育委員会